

(案)

第 2 次
彦根市多文化共生推進プラン
(2021 年度-2025 年度)

目 次

第1章 プラン改訂の基本的な考え方

- 1 背景・趣旨 1
- 2 位置づけと計画期間 2

第2章 彦根市の多文化共生の現状

- 1 統計データの推移 3
- 2 アンケートから見てきた現状と課題 11

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

- 1 プランの基本理念 25
- 2 プランの趣旨・目的 25
- 3 多文化共生の意義 25
- 4 推進体制図 26
- 5 プランの体系 27
- 6 5年間の取組成果 28

第4章 展開

- 1 コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり） ... 35
- 2 安心して生活するための環境づくり 38
- 3 多文化共生の地域づくり 48

第5章 多文化共生施策の推進

- 1 それぞれの役割 53
- 2 推進体制等 54

資料編

1 策定の経緯に関する資料

- (1)彦根市多文化共生推進プラン改定委員会 設置要綱 56
- (2)彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会 設置要綱 58
- (3)彦根市多文化共生推進プラン改定委員会 委員名簿 59
- (4)彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会 委員名簿 59
- (5)プラン改訂等経過 60

2 市民等アンケート調査の概要

- アンケート結果(外国人住民、日本人住民、自治会、企業) 61

第 1 章 プラン改訂の基本的な考え方

1 背景・趣旨

わが国では、社会・経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化などに対応するため、技能実習制度の見直しによる実習期間の延長や対象職種の拡大、高度専門職の創設など、外国人受入の門戸拡大を行ってきました。さらに、2019 年(平成 31 年)4 月 1 日施行の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下「入管法」という。)では、新たな在留資格として、人材不足が深刻な業種で活躍する一定の技能と日本語能力を有する外国人に付与する「特定技能」が創設され、介護や建設業などの 14 分野において長期就労が可能となりました。また、同年 6 月には外国人への日本語教育の機会充実や日本語教育の質の向上などを目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、国内に居住する外国人が日常生活に必要な日本語を習得できるよう、国や自治体が日本語教育の環境を整備することや、外国人を雇用する事業主が日本語学習の機会を提供するように努めることなどが定められています。

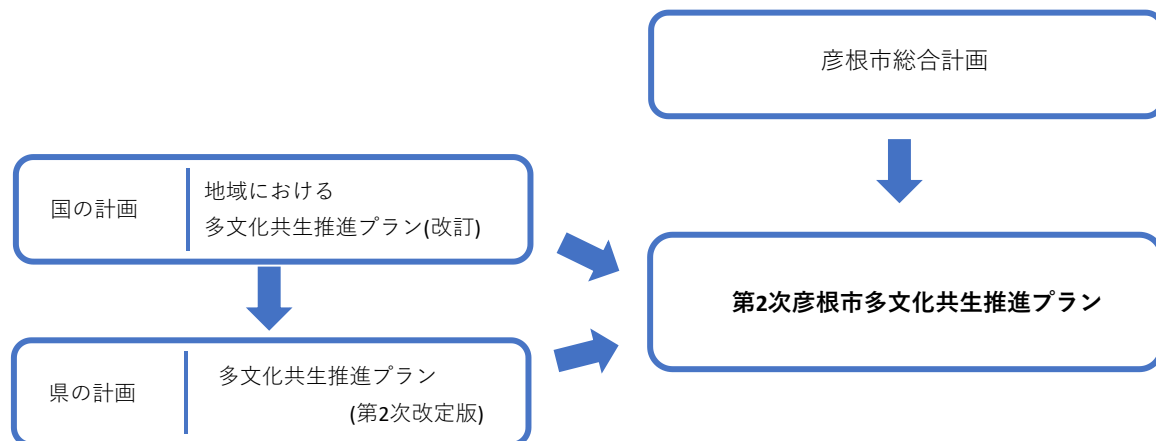
また、近年、特定の国籍の外国人などを排斥し、差別を助長する趣旨のいわゆるヘイトスピーチが社会的な関心を集め、2014 年(平成 26 年)7 月には国連自由権規約委員会から、8 月には国連人種差別撤廃委員会から、ヘイトスピーチへの対応や規制について勧告がありました。このようななか、2016 年(平成 28 年)6 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。

このように、国による外国人受入施策の拡大等、本市の多文化共生を取り巻く環境は大きく変わってきており、今後ますます変化すると考えられます。これら社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、外国人住民の現状を踏まえ、県においては 2020 年(令和 2 年)4 月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を、また、国においても同年 9 月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂されたところです。

本市においても、同様に 2020 年(令和 2 年)に実施した、日本人住民、外国人住民、自治会、企業を対象としたアンケートや彦根市通訳・外国人児童・生徒支援員情報交換会などの結果から、本市の多文化共生に関する現状と今後 5 年間に取り組むべき課題を整理し、「彦根市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)の改訂を行うものです。誰もが同じ地域に暮らす彦根市民として、相互に理解し、地域の構成員として安心して生活できる多文化共生の地域社会を目指します。

2 位置づけと計画期間

プランは本市の上位計画である彦根市総合計画の方向性に沿った内容であり、他の関連計画との整合も図っていきます。さらに、滋賀県が策定した「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」等も参考に本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政などが取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。



また、2015年(平成27年)9月の国連サミットでは、17の持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。これには、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年(令和12年)を年限とする17の国際目標が示されており、これらはすべての国が取り組むべき普遍的な目標となっています。多文化共生社会の実現に向けた取組はSDGsの達成にもつながることから、プランもこのSDGsを意識して策定しています。



プランの期間は、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間としますが、必要に応じて、見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
彦根市															
				彦根市多文化共生推進プラン					第2次彦根市多文化共生推進プラン						
				彦根市総合計画 (2011-2021)						彦根市総合計画(2022-					
滋賀県															
	(前計画)			多文化共生推進プラン(改訂版)					多文化共生推進プラン(第2次改訂版)						
国															
				地域における多文化共生推進プラン					地域における多文化共生推進プラン(改訂版)						

第2章 彦根市の多文化共生の現状

1 統計データの推移

1 在留外国人数^{※1}の推移・状況

本市の在留外国人数は、1989年(平成元年)には、548人でしたが、入管法の改正を受けて2008年(平成20年)には、2,432人となり、20年間で約4倍となりました。その後、2008年(平成20年)9月の世界的な経済危機や2011年(平成23年)3月の東日本大震災の影響により、2012年(平成24年)まで減少傾向が続きましたが、ベトナム、フィリピンなどからの技能実習生などの来日により増加傾向となり、2020年(令和2年)2月末日時点で在留外国人数は2,883人、本市の総人口に対する在留外国人数の割合は、2.55%にまで到達しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年(令和2年)9月末日現在の在留外国人数は2,644人、本市の総人口に対する在留外国人数の割合は、約2.35%に微減しています。

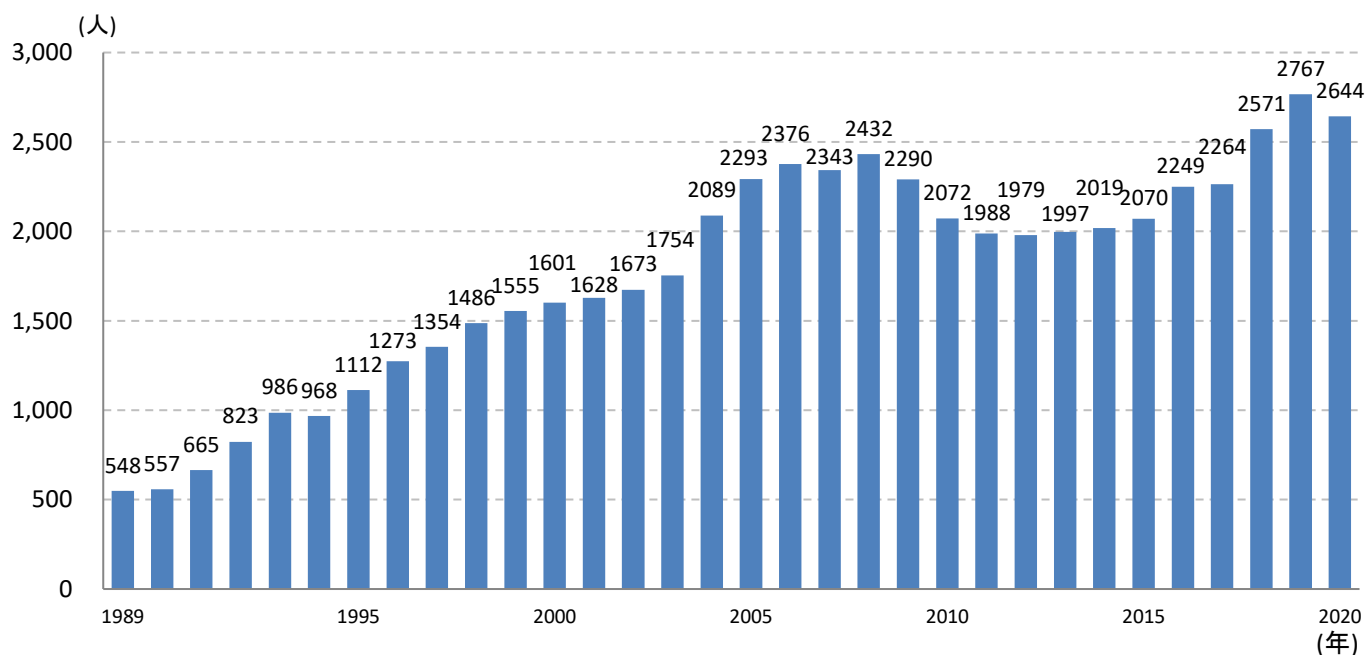


図1 在留外国人数の推移(各年9月末日) (注)2011年以前は外国人登録者数^{※2}(出典)彦根市住民基本台帳

	在留外国人数	本市人口	本市人口に占める割合
2016年9月	2,249	112,843	1.99
2020年9月	2,644	112,480	2.35

表1 在留外国人数割合
(各年9月末日)

(出典)彦根市住民基本台帳

※1 在留外国人数 2012年(平成24年)に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことにより、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なる。

※2 外国人登録者数 2011年(平成23年)まで、法務省の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数のこと。

在留外国人数の国籍別では、2016 年(平成 28 年)9 月には中国が最も多く 530 人(24%)、次にブラジル 484 人(21%)、フィリピン 409 人(18%)、ベトナム 302 人(13%)、韓国 205 人(9%)の順でしたが、2020 年(令和 2 年)9 月では、ベトナム 593 人(23%)、中国 545 人(21%)、ブラジル 510 人(19%)、フィリピン 432 人(16%)、韓国 188 人(7%)の順となり、特にベトナムが急増しています。

全国※³ においては、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、滋賀県※⁴ においては、ブラジル、中国・台湾、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンの順になっています。

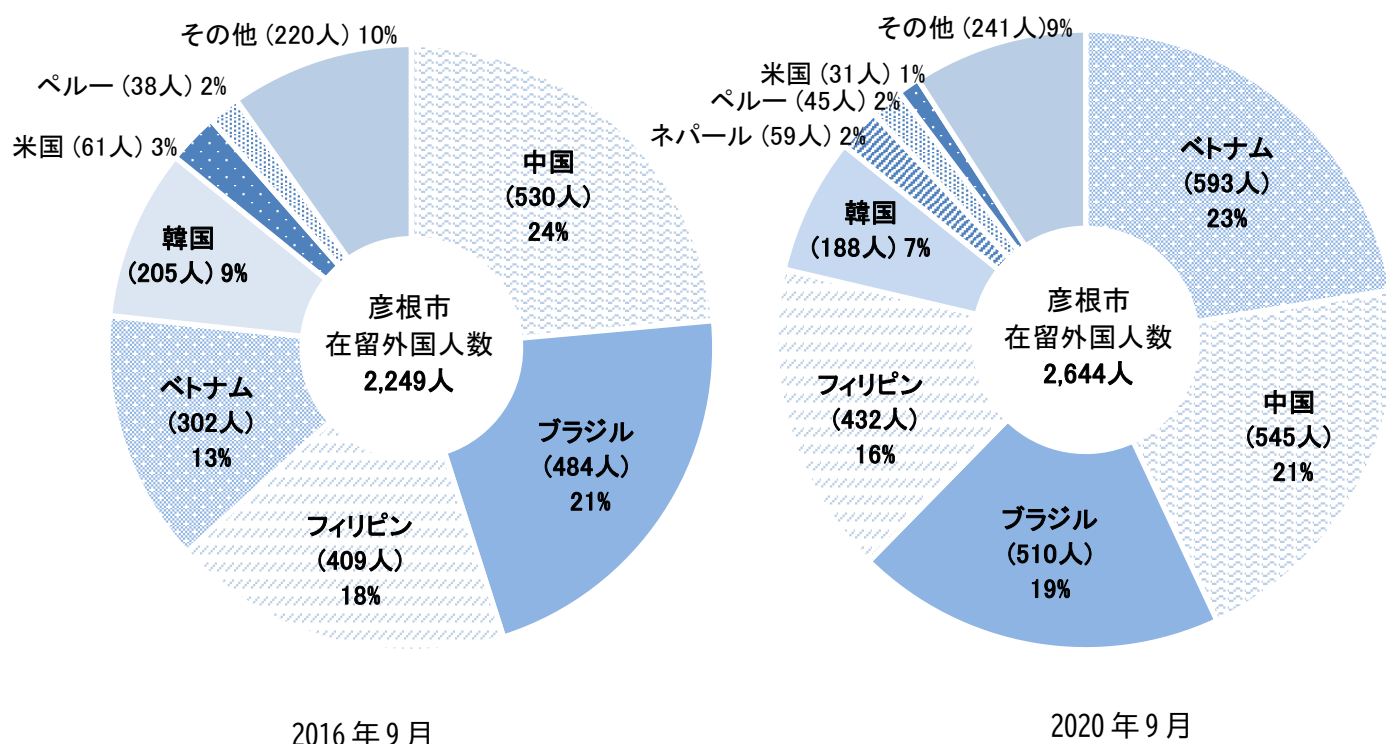


図2 在留外国人数 国籍別 (出典)彦根市住民基本台帳

※³ 法務省「在留外国人統計(令和元年末)」

※⁴ 滋賀県総合企画部国際課「住民基本台帳に基づく外国人人口(令和元年末)」

2 在留資格別在留外国人数 の状況

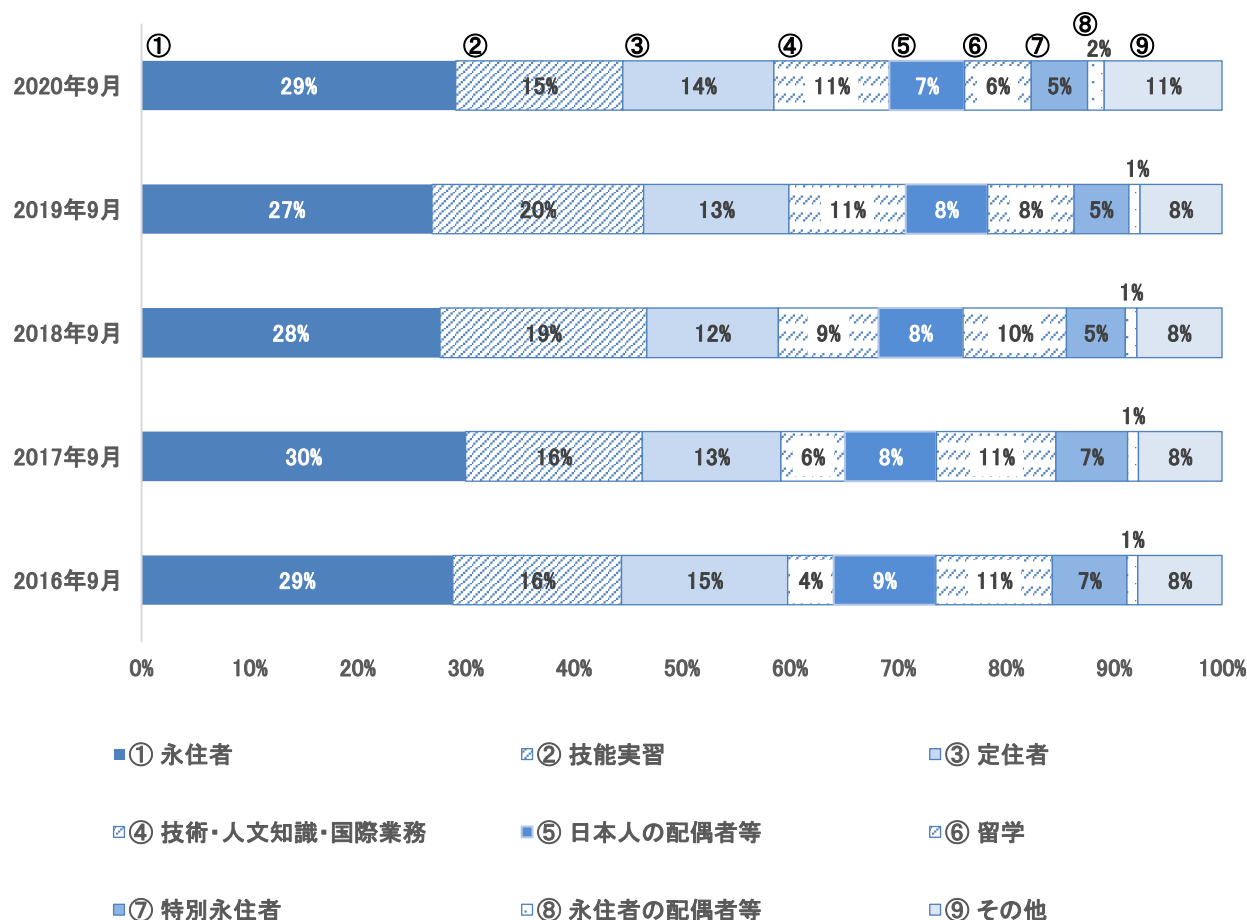


図3 在留外国人数 在留資格別（各年9月末日）（出典）彦根市住民基本台帳

在留資格別の在留外国人数(各年9月末現在)は、図3のとおりです。「永住者」が最も多く769人(29%)(対2016年比121人増)、次に「技能実習(1号イ、同ロ、2号イ、同ロ、3号イおよび同ロの総数)」が409人(15%)(対2016年比58人増)、「定住者」が369人(14%)(対2016年比23人増)と続いていますが、これらについてはその構成割合に大きな変更はありません。

ただし、「技術・人文知識・国際業務」が283人(11%)と5年前に比べて急増(対2016年比187人、7%増)しています。その内訳はベトナムが高い割合を占めています。「技術・人文知識・国際業務」は日本で雇用されている間、その家族の滞在が認められているため、その配偶者や子どもが来日することも十分に想定されます。

表2 在留外国人数 在留資格別 (2020年9月末日)

在留資格	合計 (人)	比率 (%)	国籍別内訳 (上位3か国と人数)		在留資格の説明
永住者	769	29	ブラジル	237	法務大臣から永住の許可を受けた者
			フィリピン	201	
			中国	174	
技能実習	409	15	ベトナム	263	外国人技能実習制度による技能実習生 (2010年～)
			中国	81	
			フィリピン	23	
定住者	369	14	ブラジル	199	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者 の子など
			フィリピン	106	
			ボリビア	16	
			ペルー	16	
技術・人文知識・ 国際業務	283	11	ベトナム	131	公私の機関との契約に基づいて行う理学、 工学その他の自然科学の分野もしくは法 律学、経済学、社会学その他の人文科学の 分野に属する技術もしくは知識を要する 業務または外国の文化に基盤を有する思 考もしくは感受性を必要とする業務に従 事する活動
			中国	54	
			ネパール	24	
日本人の 配偶者等	184	7	ブラジル	68	日本人の配偶者もしくは特別養子または 日本人の子として出生した者
			フィリピン	48	
			中国	30	
留学	163	6	中国	117	大学、高等専門学校、高等学校(中等教育 学校の後期課程を含む。)もしくは特別支 援学校の高等部、専修学校もしくは各種学 校または設備及び編制に関してこれらに 準ずる機関において教育を受ける活動
			ベトナム	14	
			マレーシア	8	
			台湾	8	
特別永住 者	138	5	韓国	120	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者などの出入国管理に関する 特例法」による永住者
			朝鮮	18	
永住者の 配偶者等	41	2	フィリピン	20	永住者・特別永住者の配偶者および我が国 で出生し引き続き在留している子
			中国	8	
			ブラジル	5	
その他	288	11	ベトナム	131	《その他の内訳》 教育、家族滞在、文化活動等
			中国	68	
			ネパール	35	
合計	2,644	100			

(出典)彦根市住民基本台帳

3 年齢別人口の状況

外国人住民と日本人住民の年齢別人口を比べると、外国人住民は、「25-29 歳」が最も多く、次いで「20-24 歳」、「30-34 歳」と続きます。20 歳から 49 歳までが、全体の約 70%を占めるのが特徴です。これは 5 年前と同じ傾向です。一方で、日本人住民は、「45-49 歳」が最も多く、次いで「40-44 歳」、「50-54 歳」と続きます。

また、65 歳以上の人口比率を比べると、日本人住民の 25.8%に対し、外国人住民は 4.9%と低くなっており、外国人住民は、働く年齢人口の比率が高く、日本人住民と年齢構成が異なります。

図 4 年齢 3 区分の外国人人口 (出典)彦根市住民基本台帳

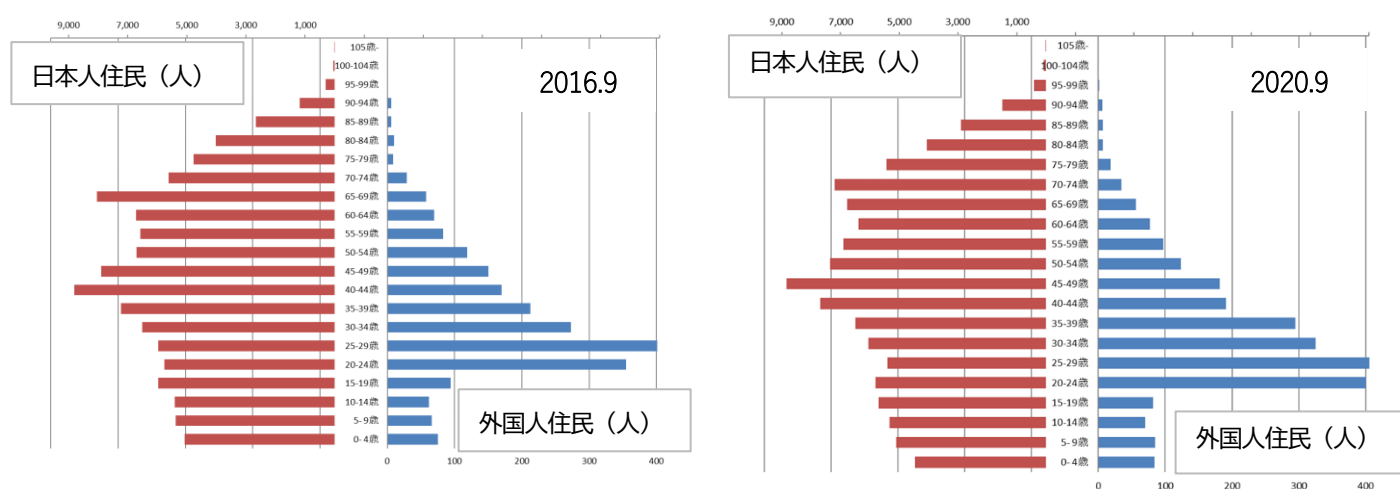


図 5 年齢 3 区分の外国人人口 (出典)彦根市住民基本台帳

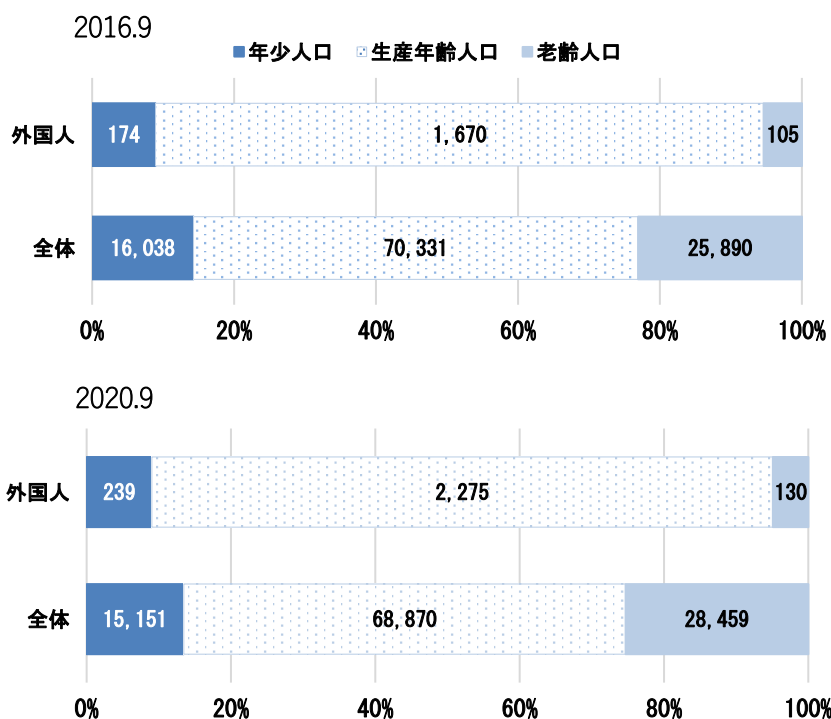


表 3 年齢 3 区分別の外国人人口の占める割合 (出典)彦根市住民基本台帳

2016.9	
総人口	1.99%
年少人口(0～14歳)	1.08%
生産年齢人口(15～64歳)	2.37%
20～29歳	5.17%
20～39歳	3.93%
高齢人口(65歳～)	0.41%
2020.9	
総人口	2.35%
年少人口(0～14歳)	1.58%
生産年齢人口(15～64歳)	3.30%
20～29歳	7.45%
20～39歳	6.02%
高齢人口(65歳～)	0.46%

4 教育の状況

本市の小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の数は計 124 人(2020 年(令和 2 年)9 月現在)で、国籍別ではブラジル(53 人)とフィリピン(25 人)が多くなっています。また、近年は、外国人児童・生徒を含めた、外国にルーツを持つ児童・生徒^{※5}が増加しています。

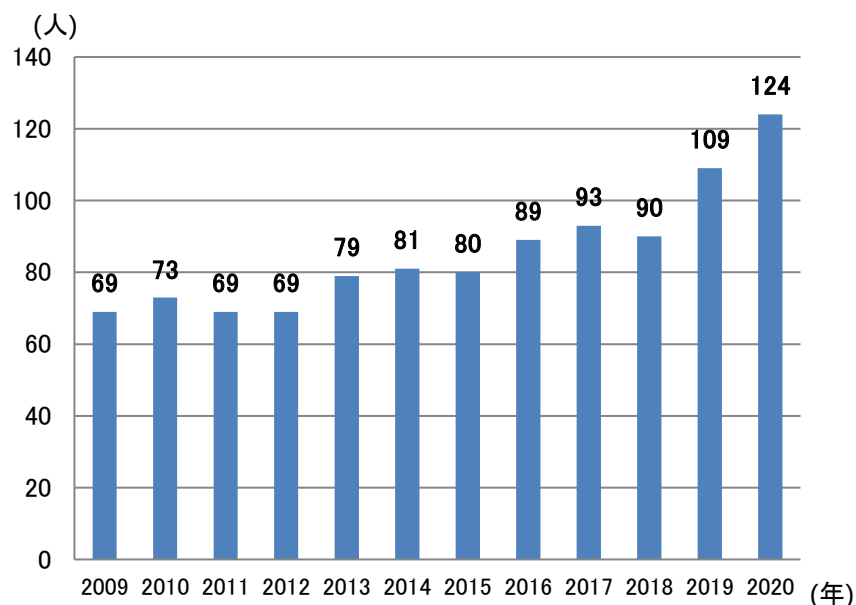


図 6 外国人の児童・生徒数の推移(各年 10 月 1 日、2020 年は 9 月 1 日)

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

2016.10.1

国名	小学校	中学校	計
ブラジル	24	17	41
フィリピン	18	12	30
中国	5	1	6
ベトナム	3	1	4
韓国	2	1	3
ボリビア	2	0	2
ほか	2	1	3
計	56	33	89

2020.9.1

国名	小学校	中学校	計
ブラジル	34	19	53
フィリピン	13	12	25
中国	14	2	16
ベトナム	12	1	13
ボリビア	3	2	5
韓国	3	0	3
インドネシア	2	0	2
ほか	6	1	7
計	87	37	124

表 4 国籍別外国人児童・生徒数 (出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

※5 外国にルーツを持つ児童・生徒 来日した外国籍の子どものほか、日本で生まれて育った外国籍の子ども、日本国籍を新たに取得した子ども、父母のどちらかが外国出身で日本国籍の子ども、二重国籍の子どもなど、外国の文化的背景を持つ児童・生徒のこと。

外国人児童・生徒の中で日本語指導が必要な児童・生徒数は図 7 のとおりで、2020 年(令和 2 年)5月現在で、小・中学校に通う 106人が日本語指導を必要としています。また、図 8 のとおり日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒もあり、国籍等の状況が多様化しています。

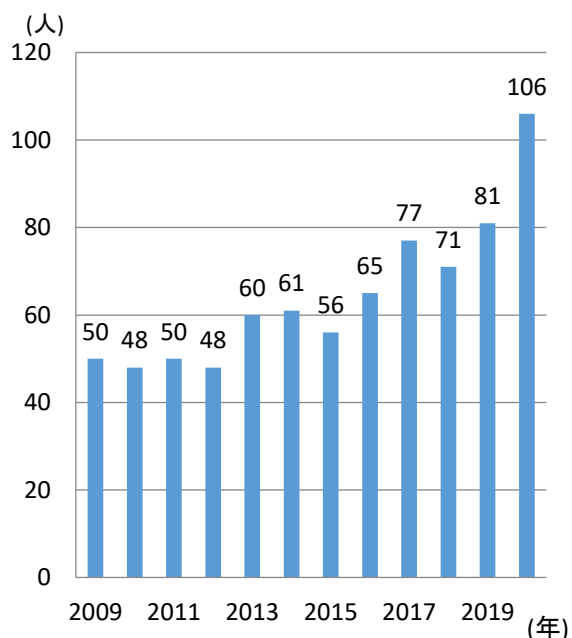


図 7 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の推移
(各年 5 月 1 日)

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

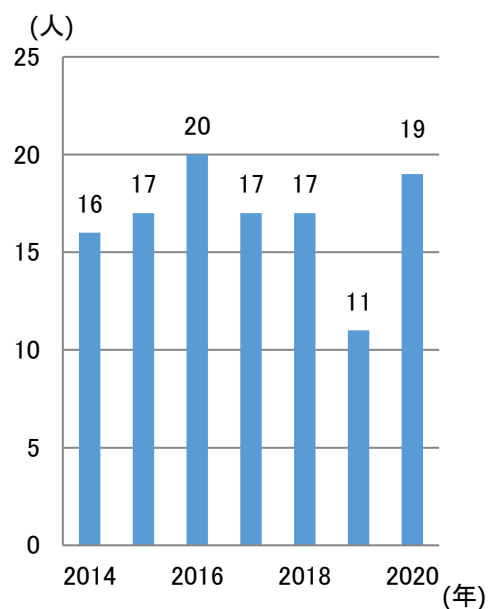


図 8 日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒
の推移 (各年 5 月 1 日)

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

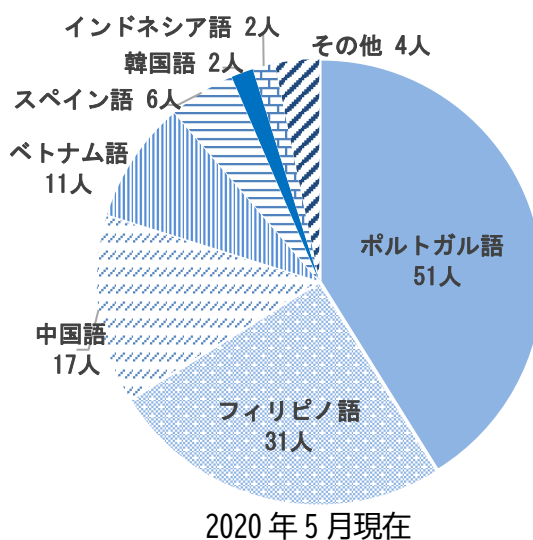


図 9 日本語指導が必要な児童・生徒の母語別在籍状況

(出典) 彦根市学校支援・人権・いじめ対策課

5 外国人観光客の状況

本市には、世界遺産登録を目指す国宝彦根城をはじめ、歴史遺産など観光資源が点在するため、毎年多くの外国人観光客が来訪しています。(観光案内所を訪れた外国人観光客数)国籍別では、台湾が最も多く3,077人、次に香港751人、中国654人、フランス557人、アメリカ404人と続いており、アジアを中心に世界各国から来訪しています。

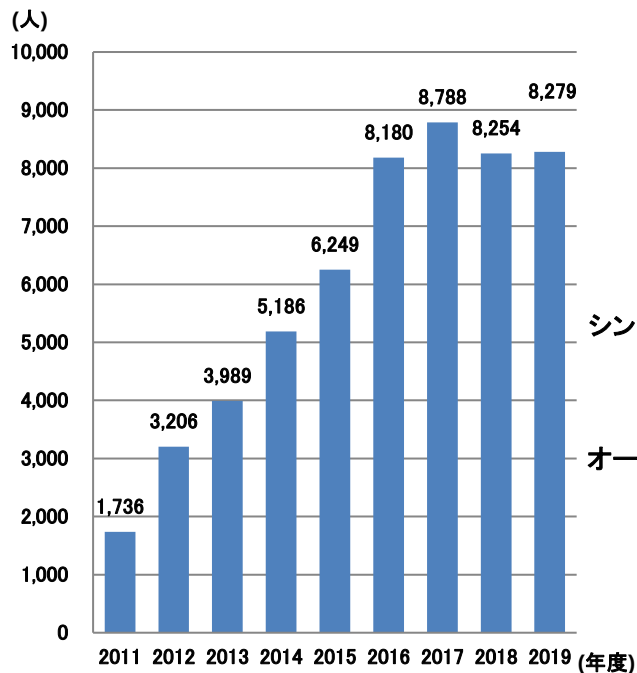


図10 彦根市観光案内所を訪れた外国人観光客数の推移

(出典)彦根市観光企画課

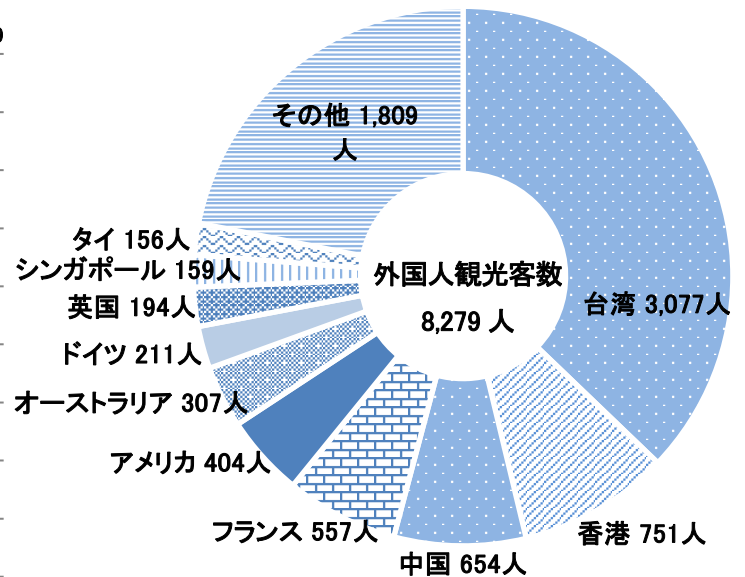


図11 彦根市観光案内所を訪れた国籍・地域別外国人観光客数(2019年4月～2020年3月)

(注)国・地域区分は観光局の区分による

(出典)彦根市観光企画課

2 アンケートから見てきた現状と課題

●多文化共生アンケート結果(外国人住民用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 6 月 15 日まで

回収方法:ホームページ上にやさしい日本語版以外にポルトガル語版、英語版、中国語版の 3 種類を用意し、回答可能な言語で無記名回答を依頼しました。

調査対象:20 歳以上の彦根市在住の外国人

回答総数:100

●多文化共生アンケート結果(日本人住民用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 6 月 15 日まで

回収方法:ホームページ上に公開し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:20 歳以上の彦根市在住の日本人

回答総数:175

●多文化共生アンケート結果(自治会用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 7 月 31 日まで

回収方法:全自治会長あてにアンケート用紙を郵送したほか、ホームページでも回答できるよう用意し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:彦根市内の自治会長

回答総数:69

※本文中の設問や選択肢の表記は、簡略化しています。

各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第 2 位以下切り捨て)、合計が 100%にならない場合があります。

1 コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

《外国人住民アンケート》日本語はどのくらいわかるか

【聞くこと】

選択肢	回答数	割合
ほぼ聞き取れる	83	69.7%
あいさつくらいなら聞き取れる	31	26.1%
聞き取れない	5	4.2%

【読むこと】

選択肢	回答数	割合
ほぼ読める	65	54.6%
ひらがな・カタカナが読める	29	24.4%
ローマ字が読める	11	9.2%
読めない	14	11.8%

【話すこと】

選択肢	回答数	割合
日常会話ができる	87	73.1%
あいさつくらいならできる	26	21.8%
話せない	6	5.0%

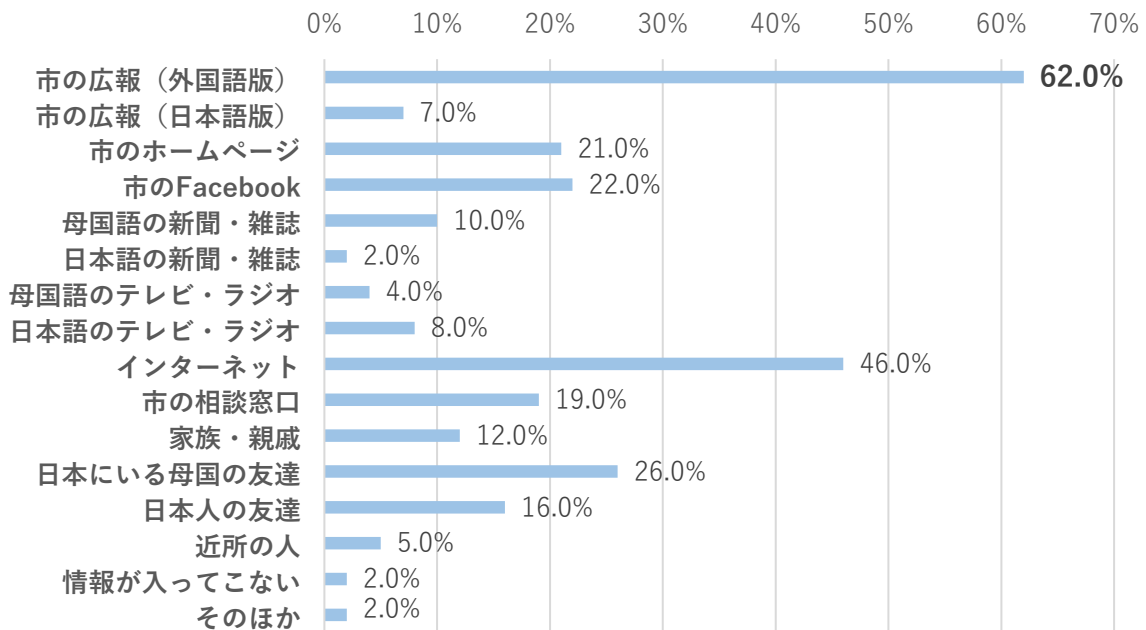
【書くこと】

選択肢	回答数	割合
漢字が書ける	59	49.6%
ひらがな・カタカナが書ける	34	28.6%
書けない	26	21.8%

日本語については、約 70%の人がほぼ聞きとることができ、約 26%の人があいさつくらいなら聞き取れることがわかりました。また、約 73%の人が日常会話ができ、約 22%の人があいさつはできることがわかりました。一方、約 5%の人がいずれも全くできないとの回答でした。

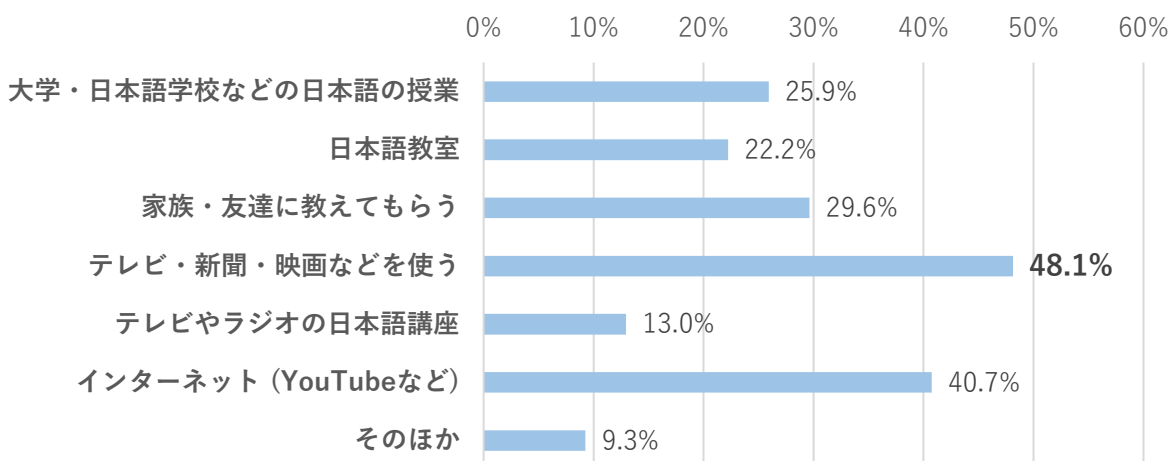
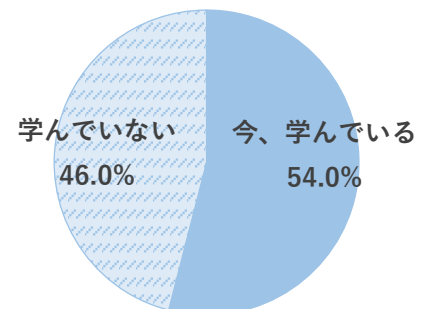
日本語の読み書きについては、ほぼ読めると回答された人が約 55%、漢字まで書けると回答された人が約 50%おられましたが、全く読めない人が約 12%、書けない人が約 22%おられ、母語での支援や漢字にふりがなをつけることなどが必要であることがわかりました。

《外国人住民アンケート》 必要な情報はどやって手に入れるか（3つまで回答可）



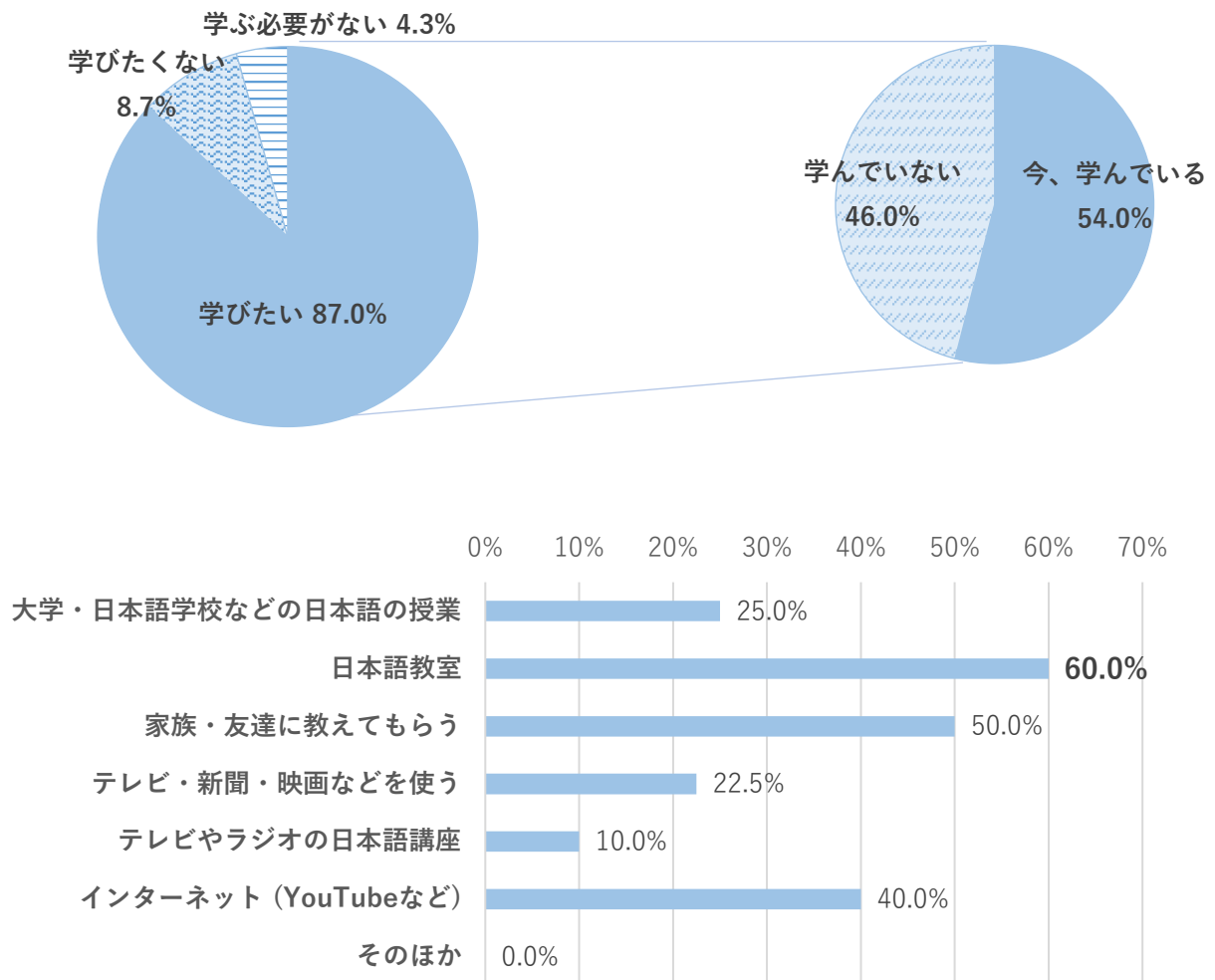
情報の取得方法について、市の外国語版広報から知ると回答された人が60%を超過していることから、今後も継続的な情報提供を母語で行う必要があることがわかります。

《外国人住民アンケート》 日本語を学んでいるか
どんな方法で学んでいるか
（3つまで回答可）



回答者の約半数、54.0%の人が日本語を学んでいると回答されましたが、学校等での日本語の授業や日本語教室で学ぶ人がいる一方、テレビや新聞、インターネットなどを活用したり、家族や友達から学んだりしていることがわかりました。

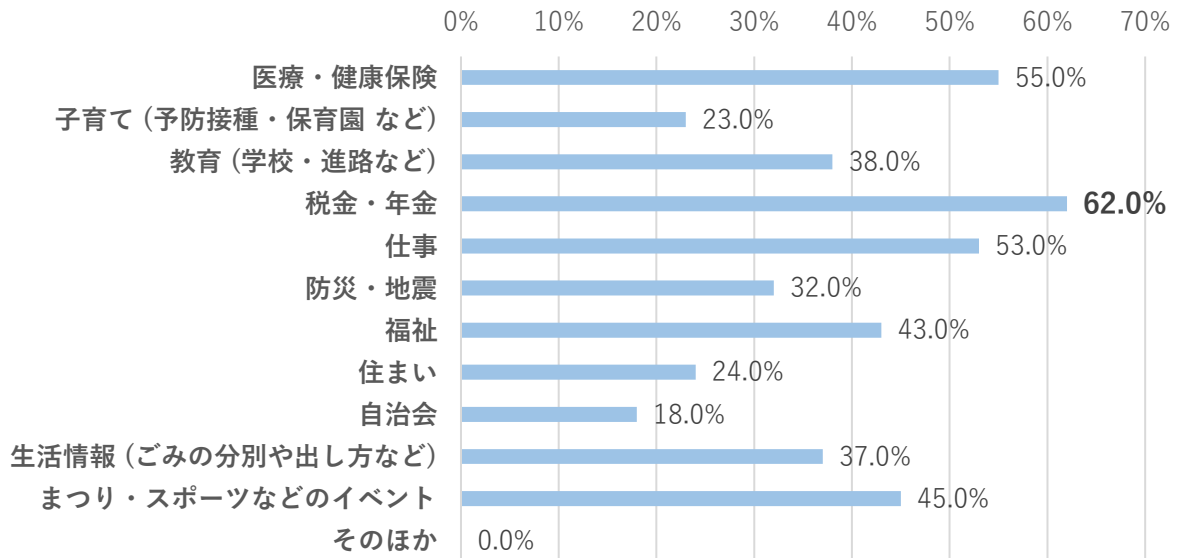
《外国人住民アンケート》日本語を学びたいか(学んでいない人対象)
 どんな方法で学びたいか (3つまで回答可)



学んでいない人の87.0%が学びたいと考えており、実際に学んでいる人と同様に、家族・友達から学ぶ人やインターネットなどを活用するなど自分の都合の良い時間に学びたいと考えている人がいる一方、60.0%が日本語教室を利用したいと考えていることがわかりました。

2 安心して生活するための環境づくり

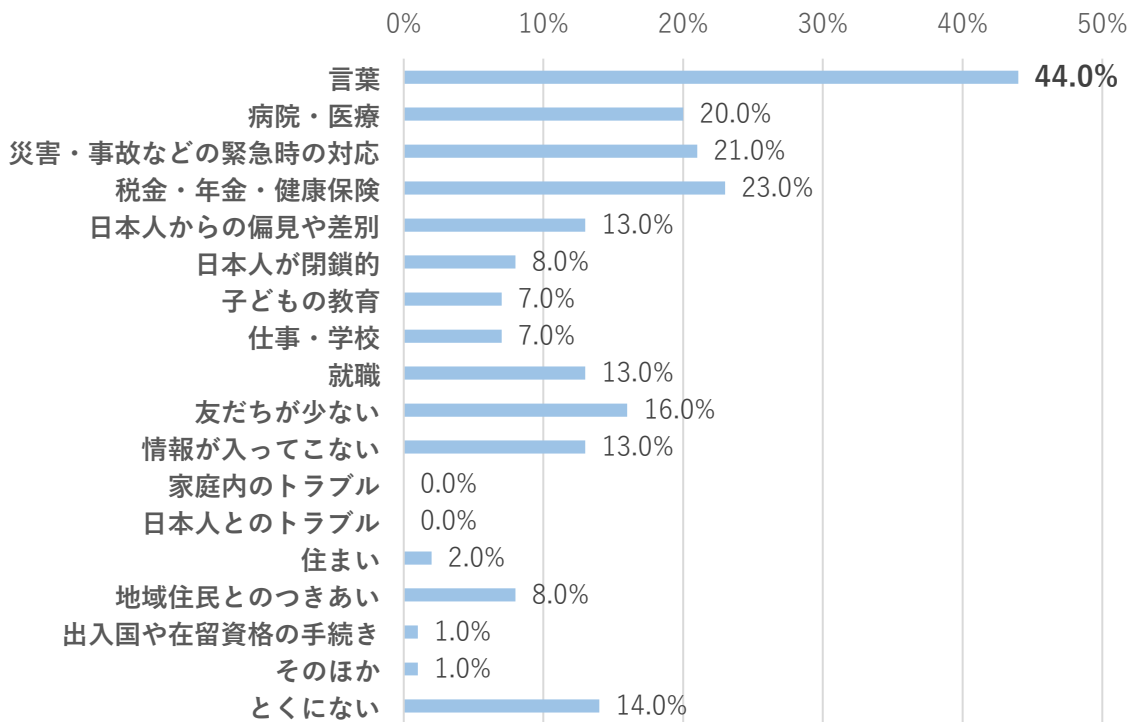
《外国人住民アンケート》どんな情報が必要か(当てはまるものをすべて回答)



「どんな情報が必要ですか?」の問いに税金・年金が62.0%、医療・健康保険が55.0%でした。外国人住民にとって、保険・福祉サービス、税金や年金については、制度が複雑なうえ、母国との制度の違いから十分に理解しにくい現状があります。通訳者による支援が引き続き必要となるうえ、通訳者を介さなくてもわかりやすく説明ができるよう、「やさしい日本語」※6による対応が必要です。

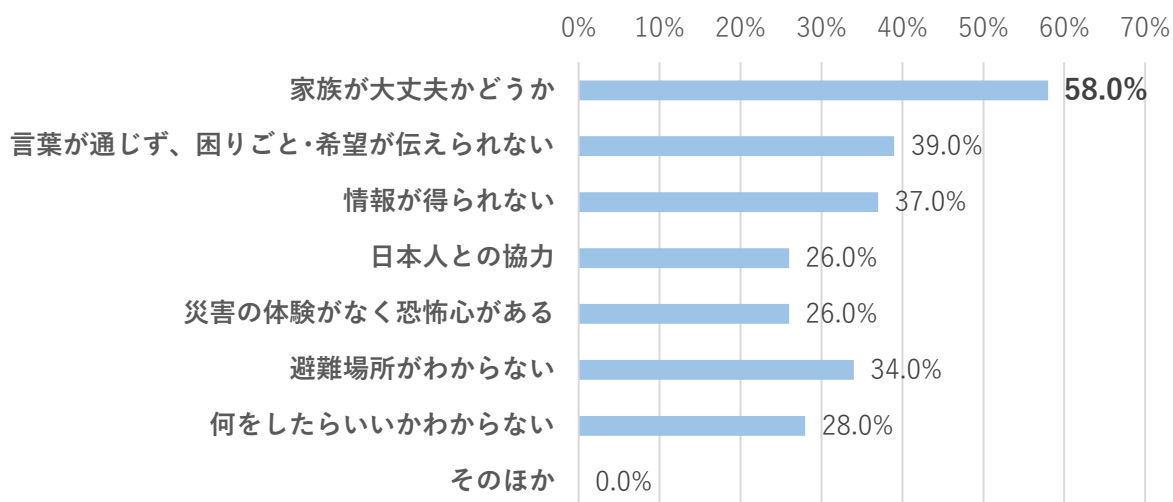
※6 「やさしい日本語」 普段使われている日本語よりも簡単で、外国人住民にも伝わりやすい日本語のこと。

《外国人住民アンケート》 日常で困ることや不満に思うこと（3つまで回答可）



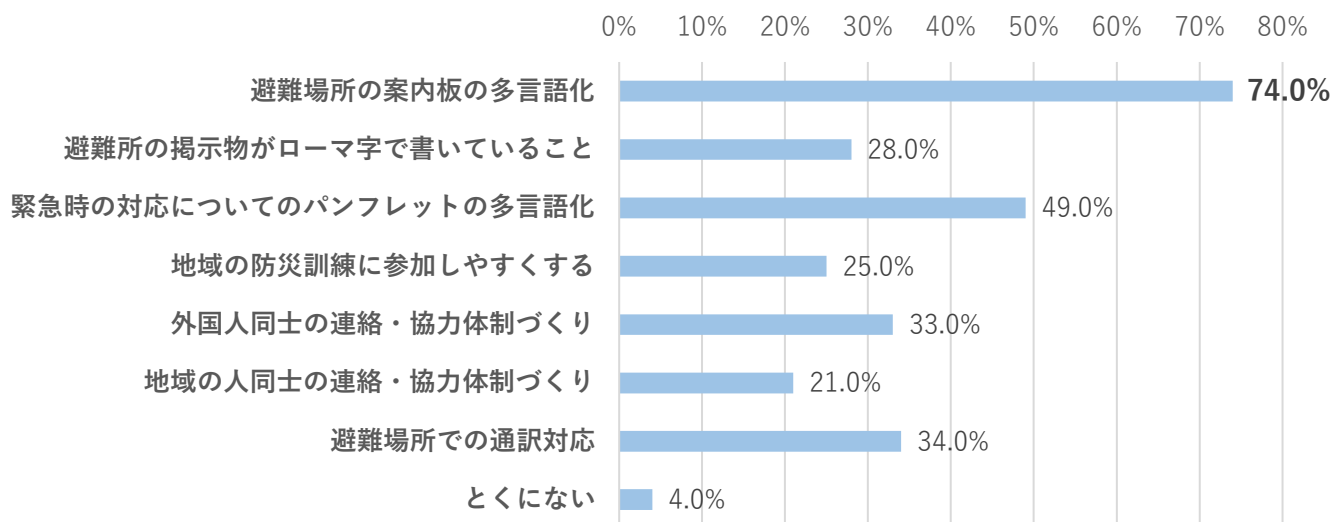
日常生活での困りごとや不満についての第1位が言葉で44.0%、税金・年金・健康保険や災害・事故などの緊急時の対応、病院・医療などがそれぞれ20%超となりました。受診時や事故などの緊急時、また、複雑な制度である税金や年金などにおいては自分の伝えたいことが正確に伝わっているか不安に感じている可能性があります。

《外国人住民アンケート》災害や緊急時に心配なこと（3つまで回答可）



外国人住民へのアンケートにおいて、災害のときに気になることは、家族の状況確認が58.0%、言葉が通じないことで自分の思いが伝えられないことが39.0%、情報が得られないことが37.0%と続いており、言葉の理解に不安を持っていることがわかります。

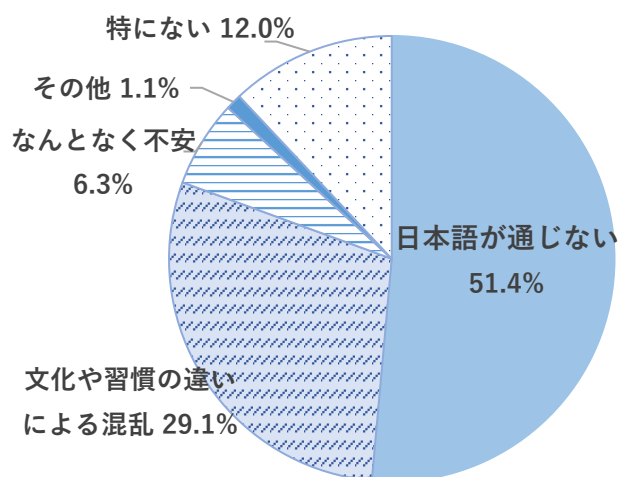
《外国人住民アンケート》災害時、市にあるといいもの（3つまで回答可）



災害のときにあるといいものは、避難場所案内板の多言語化が74.0%、緊急時の対応について書かれているパンフレットが49.0%といずれも多言語、母語での情報を求めていることがわかります。

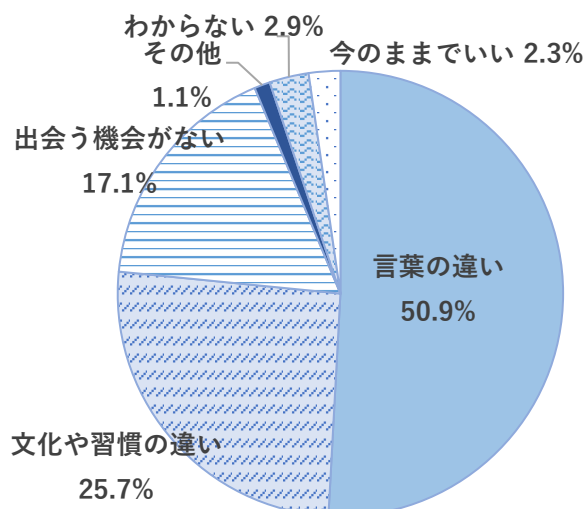
《日本人住民アンケート》

災害時、外国人住民と一緒に避難する上で不安に思うこと

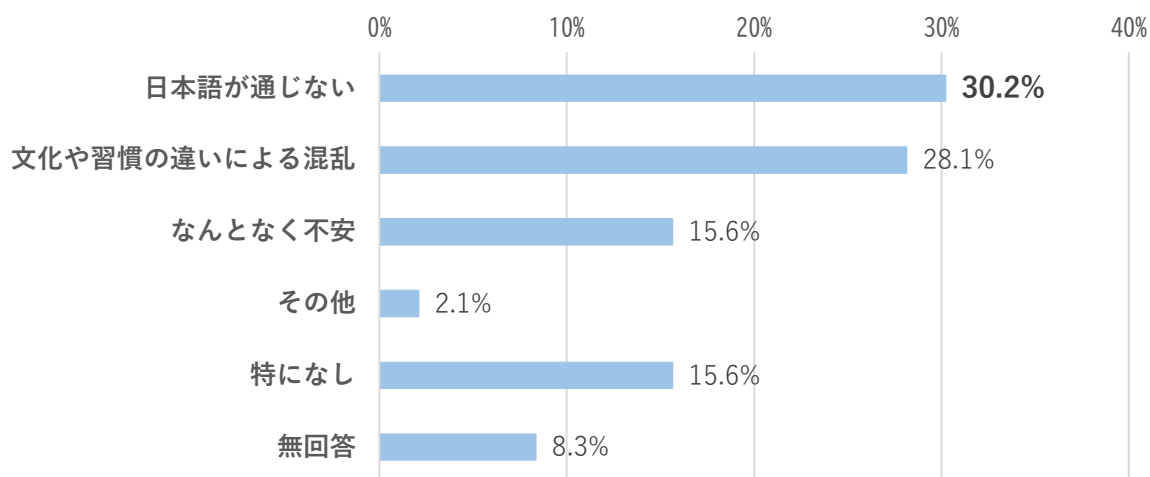


《日本人住民アンケート》

外国人住民との交流で壁になること、壁になると思われること



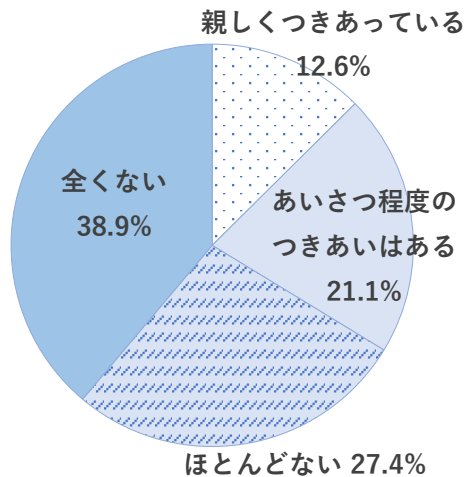
《自治会アンケート》災害時の避難所運営において、外国人の方が避難してきたときに心配なこと（複数回答可）



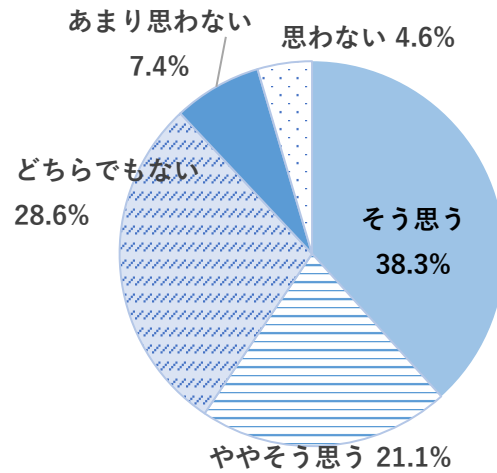
日本人住民アンケートでは、外国人住民向けのアンケートと同様に、災害のときに気になることは日本語が通じないことへの不安が 51.4%と高く、外国人住民との交流で壁となることについての問いにおいても、同じく言葉の違いが 50.9%となり、外国人住民、日本人住民双方が言葉に不安を持っていることがわかります。

3 多文化共生の地域づくり

《日本人住民アンケート》
外国人住民との付き合い

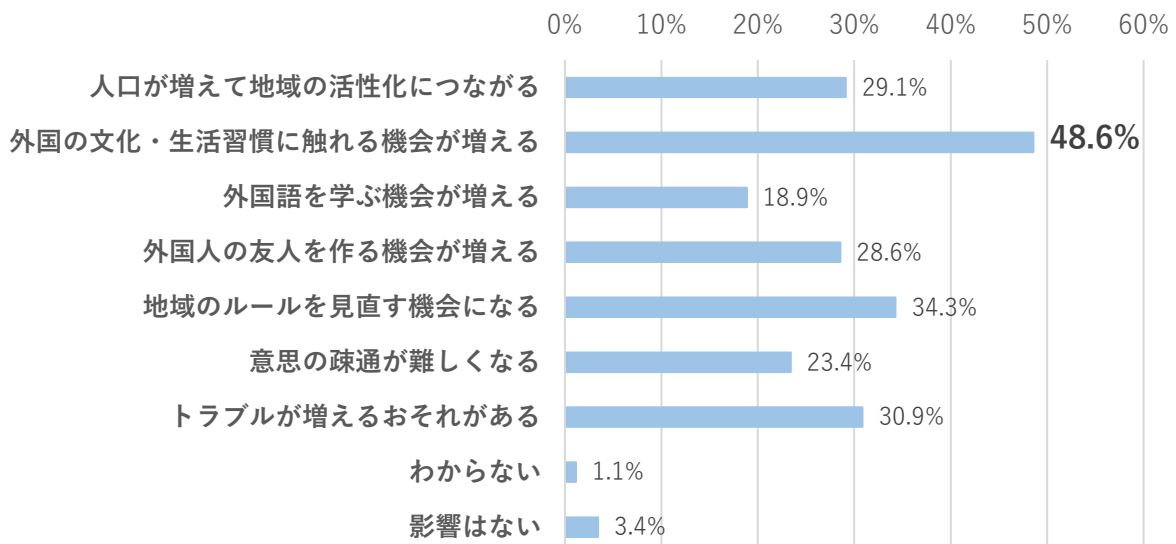


《日本人住民アンケート》
外国人住民との関わりを持ちたいか



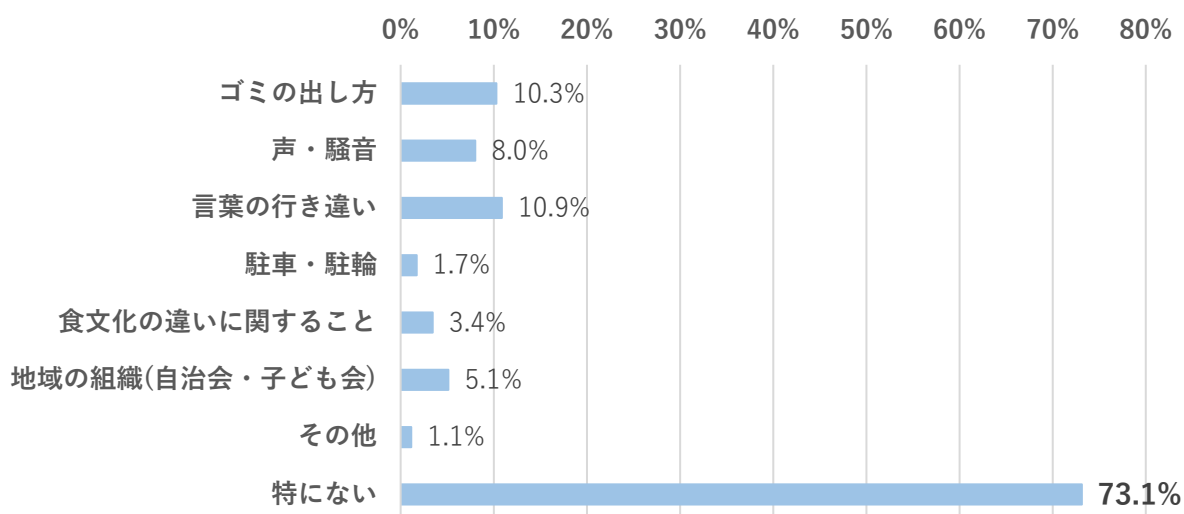
外国人住民との付き合いについて、親しく付き合っているが 12.6%、あいさつ程度のつきあいがあるが 21.1%と何らかの関わりがある人が 33%程度にとどまった一方、関わりを持ちたいかの問いに対しては何らかの関わりを持ちたいと考えている人が約60%に上ることがわかりました。

《日本人住民アンケート》地域に外国人住民が増えることをどう思うか（3つまで回答可）

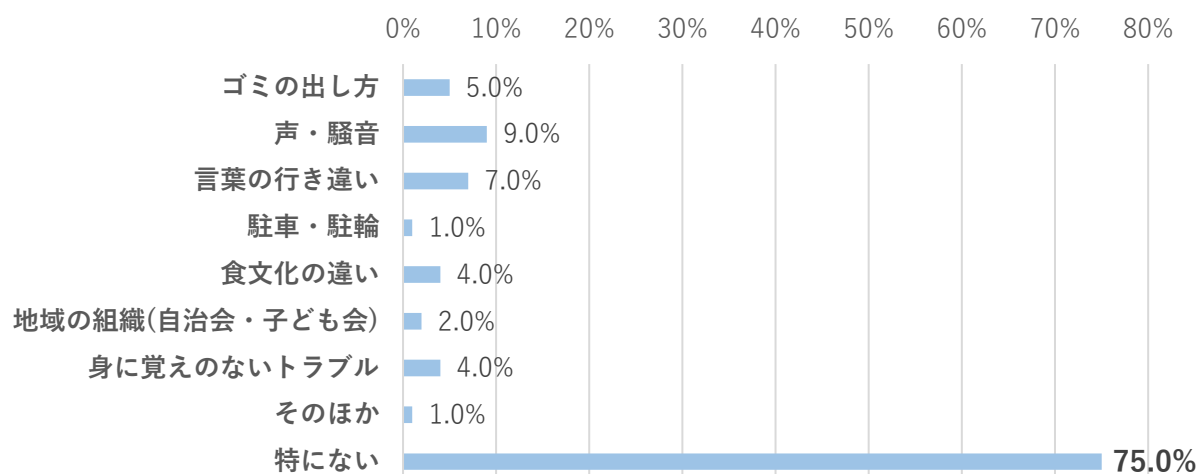


地域に外国人住民が増えることについては、外国の文化・生活習慣に触れる機会が増えると回答した人が 48.6%、わかりやすい言葉で伝えるなど、地域のルールを見直す機会になるが 34.3%、地域の活性化につながるが 29.1%、外国人の友人を作る機会が増えるが 28.6%などプラスのイメージを持っている人が多いことがわかりました。一方でトラブルが増えるおそれがあるとマイナスのイメージを持たれている人も 30.9%と一定数いることがわかりました。

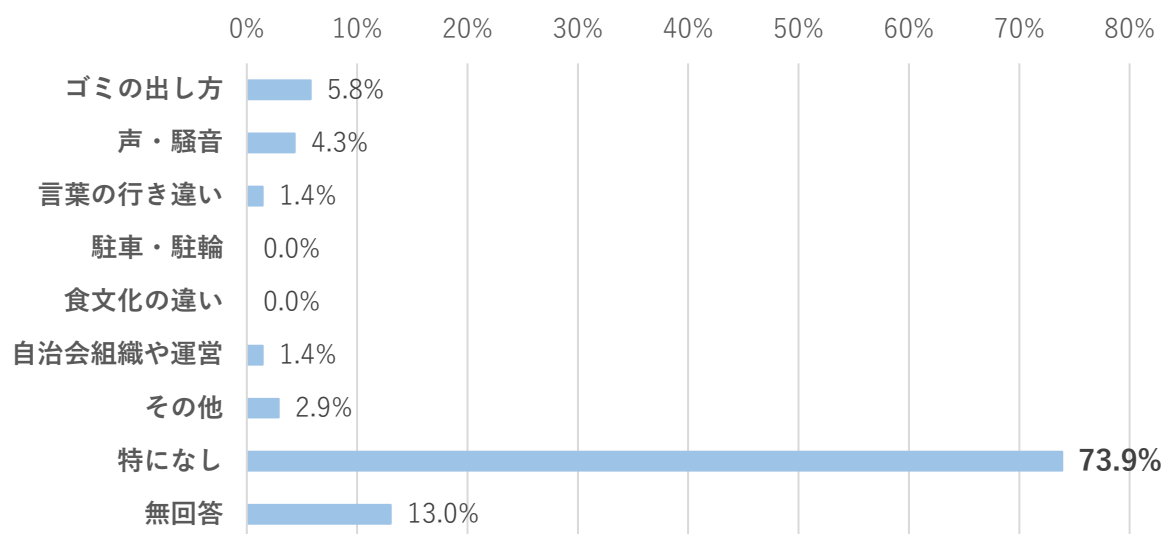
《日本人住民アンケート》近隣の外国人住民との間で困ったこと（3つまで回答可）



《外国人住民アンケート》近くの日本人とトラブルになったこと（3つまで回答可）

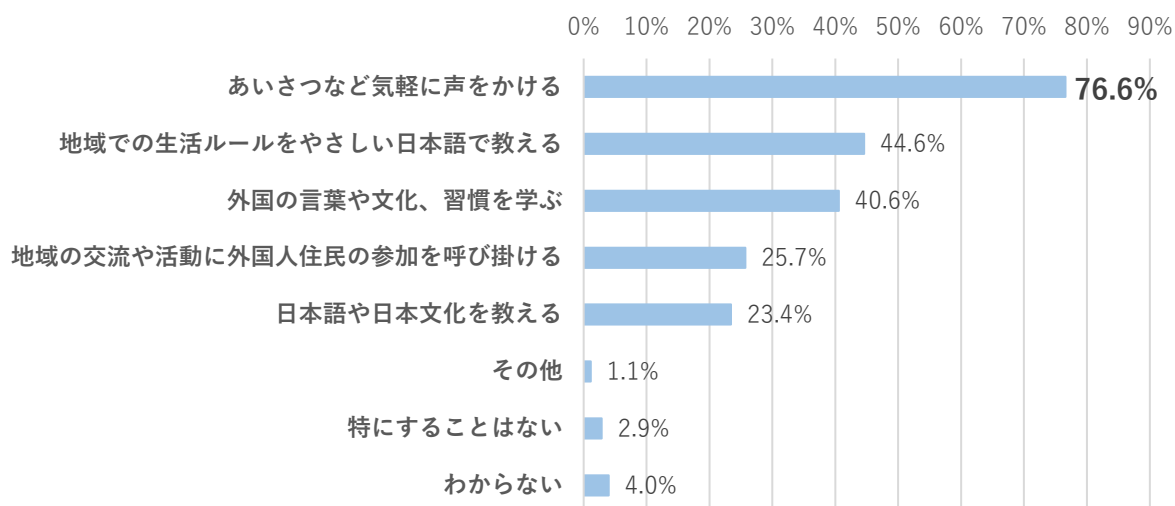


《自治会アンケート》自治会で外国人住民とトラブルになったこと（複数回答可）

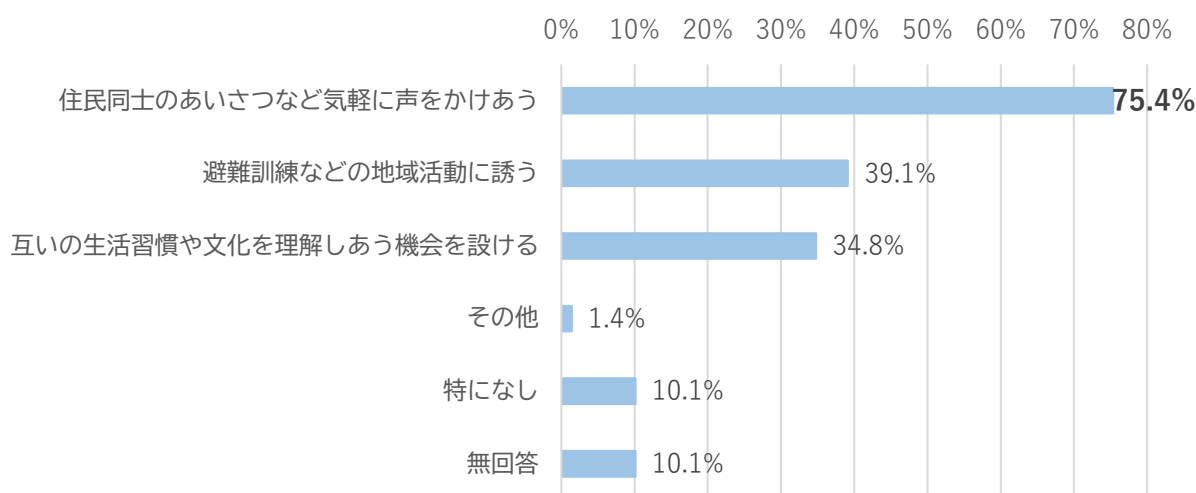


日本人住民アンケートにおいて外国人住民との間で困ったことは特にないと答えている人が73.1%であり、外国人住民アンケートにおいて日本人とトラブルになったことは特にないと答えている人が75.0%、また自治会で外国人住民とトラブルになったことについても特にないという回答が73.9%となり、実際に困った経験がある人は少ないことがわかります。

《日本人住民アンケート》日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作る
ために、あなたができること（3つまで回答可）

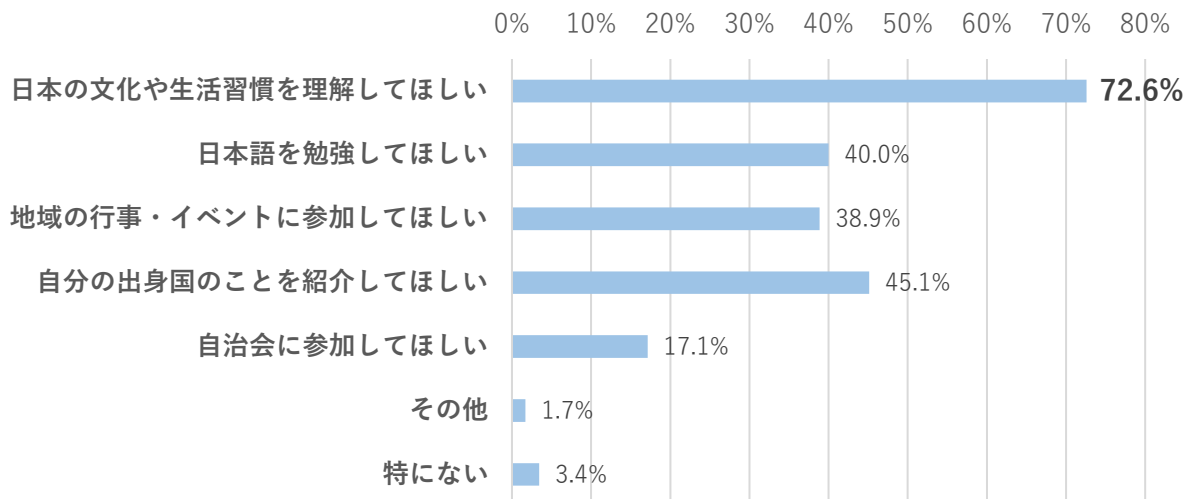


《自治会アンケート》地域社会の構成員として、外国人の方と共に気持ちよく暮らすために、
自治会ができること（複数回答可）

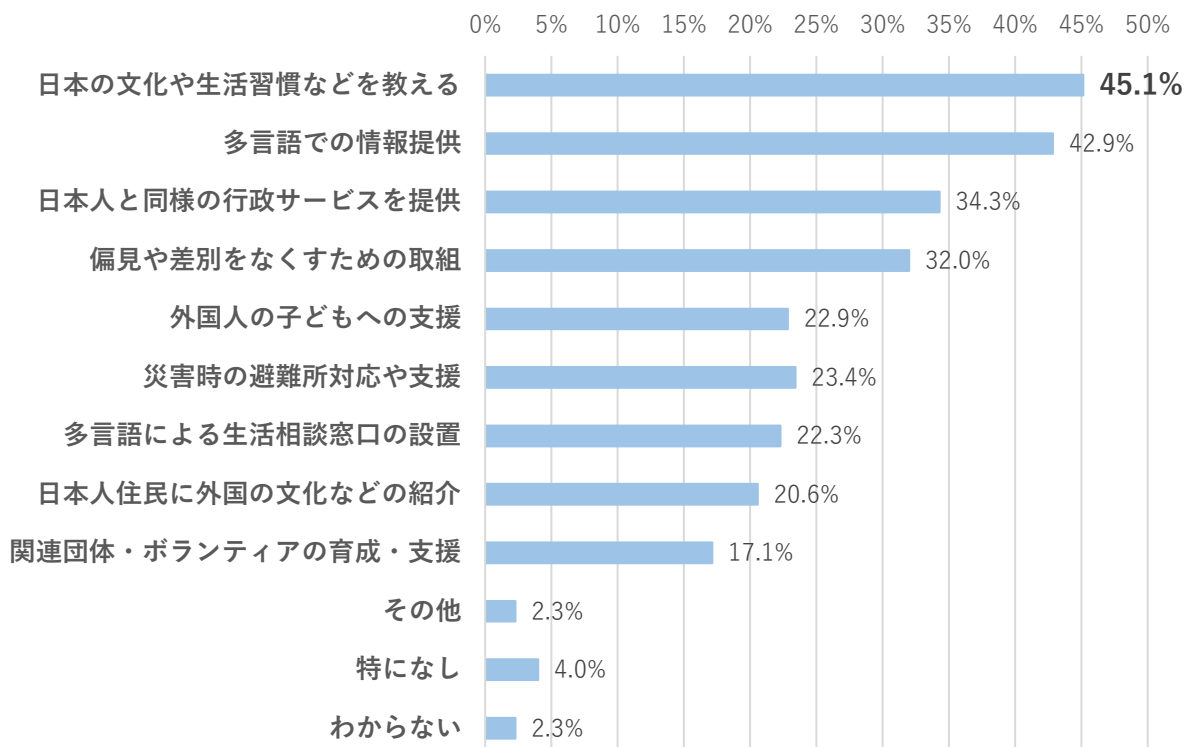


日本人住民へのアンケートにおいて、ともにいきいきと暮らすために、あいさつなど気軽に声をかけることができると答えている人が 76.6%、自治会アンケートにおいても住民同士のあいさつなど気軽に声をかけあうことができると答えている人が 75.4%となっており、日常的な取組により自分にもできることがあると考えている人が多いことがわかります。

《日本人住民アンケート》日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作るために、外国人住民に望むこと（3つまで回答可）

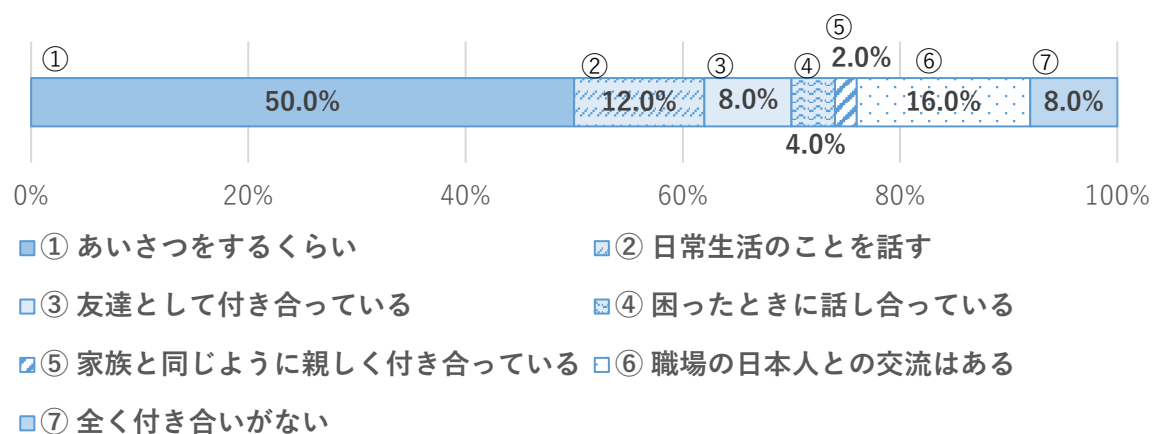


《日本人住民アンケート》日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作るために、市が力を入れると良いと思うこと（3つまで回答可）

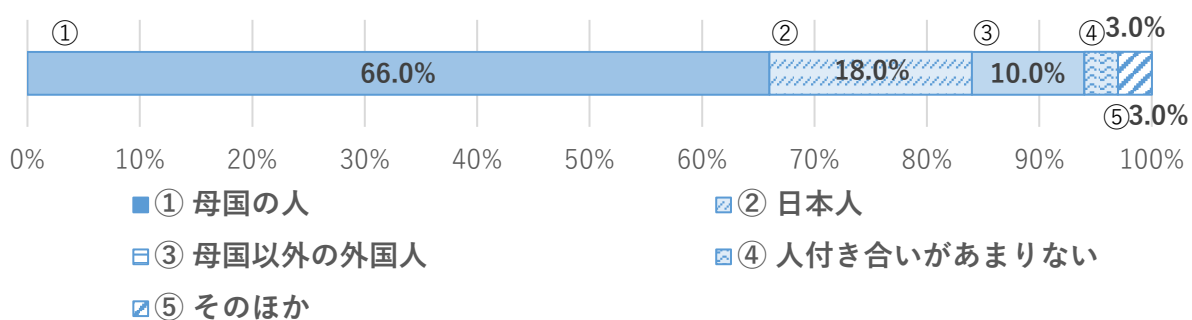


ともにいきいきと暮らせる社会を作るために、外国人住民には日本の文化や生活習慣などを理解してほしいと思っている人が 72.6%あり、市が力を入れると良いと思うことは、外国人住民に対して日本の文化や生活習慣などを教えることが 45.1%と高いことから、外国人住民への行政情報以外の情報提供が求められていることがわかります。

《外国人住民アンケート》 近くの日本人との交流



《外国人住民アンケート》 普段交流する人



近くの日本人とはあいさつをするくらいと答えた人が 50.0%であり、普段は母国の人と交流すると答えた人が 66.0%であることから、日常的に日本人と関わりを持つ人は少ないことがわかります。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 プランの基本理念

「ともにいきいきと暮らせるまち ひこね」

ともに … すべての市民がお互いを尊重し合う関係
いきいきと … 一人ひとりの個性が発揮される

2 プランの趣旨・目的

本市では、彦根市多文化共生推進プランを策定するにあたって、「市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくり」を目的としています。

そのためには、外国人住民に必要な支援をするとともに、すべての市民が多文化共生の当事者であることを自覚して、主体的に関わっていくことが求められます。

3 多文化共生の意義

(1) 外国人住民の社会参画を促進すること

すべての市民がお互いを尊重し合う関係を築くということは、外国人住民も等しく必要な情報や行政サービスが得られるようにすることであり、外国人住民が自らの特性を活かして社会参画することにつながります。

(2) 地域社会の人権意識が向上すること

お互いの立場や文化的背景を認め合うということは、日本国憲法や国際人権規約などにおける「人権尊重」の趣旨であり、外国人の人権を保障することだけでなく、一人ひとりの個性を尊重する機運が高まり、地域社会の人権意識の向上につながります。

(3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと

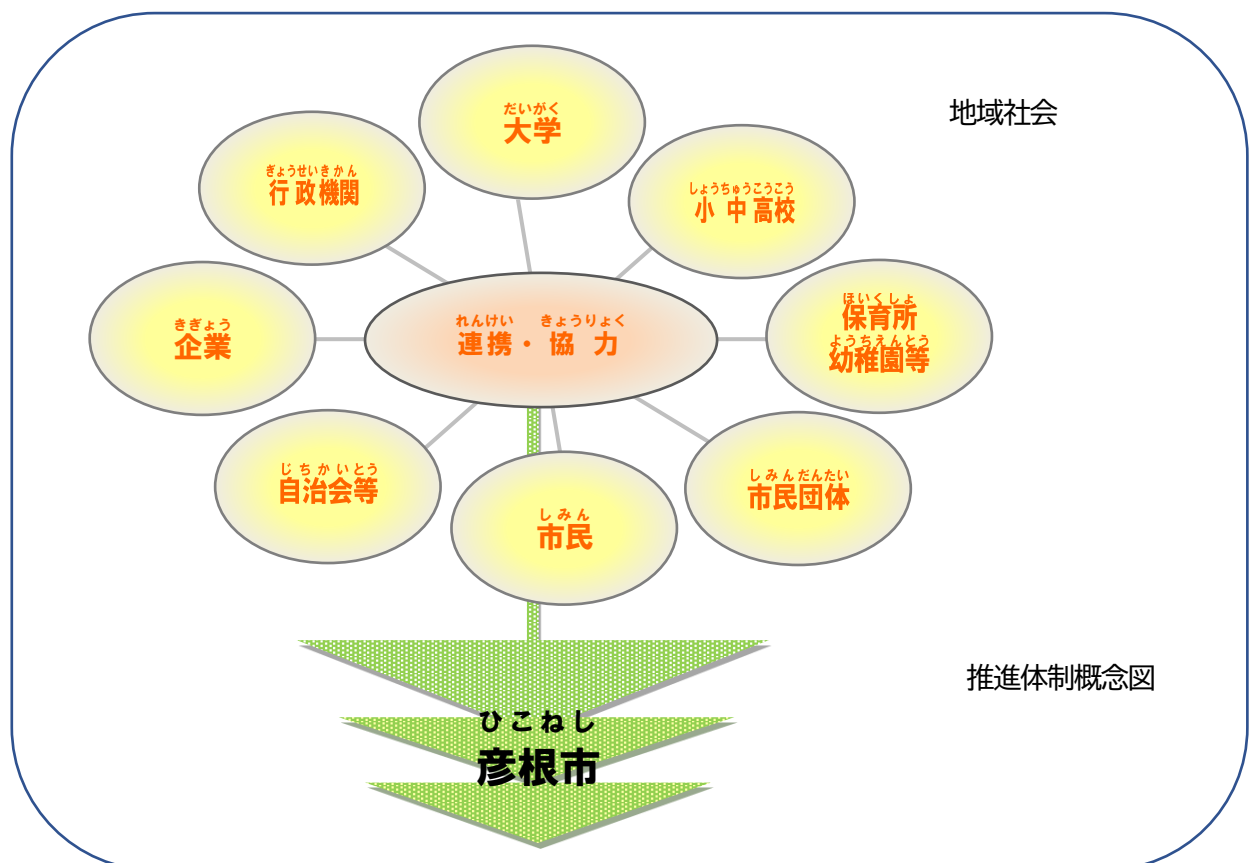
多文化共生社会とは、外国人住民に必要な支援をするということに留まらず、ユニバーサルデザイン^{※7}の視点を含めた地域づくりのことであり、市民や社会全体が協働・連携していくことにつながります。

※7 ユニバーサルデザイン 年齢や性別、文化や言語の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように配慮した環境をつくること。

(4) 地域社会に新しい活力が生まれること

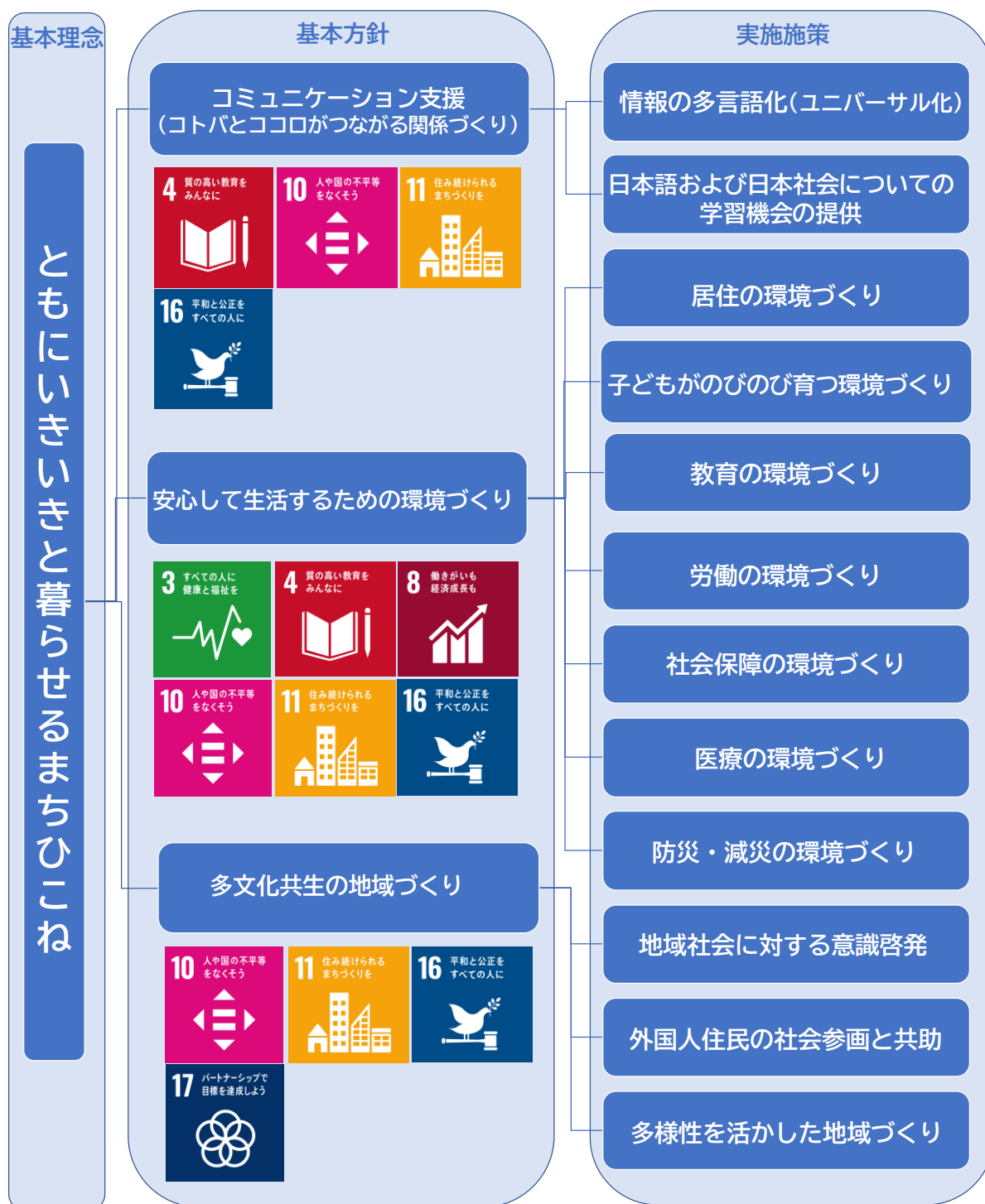
外国人住民が対等に社会参画することによって、これまで以上に新しい発想やアイデアを生み出す原動力となります。お互いが豊かな国際感覚を身につけることは、グローバル化が進む地域社会を支える新しい活力につながります。

4 推進体制図



5 プランの体系

基本理念を実現するため、3 つの基本方針ごとに現状と課題を整理し、今後取り組むべき施策を次の通り設定します。



6 5年間の取組成果

- 継続して取り組んだもの・・・2016年度より前から取り組んでいたものを引き継いで取り組んだもの
- 拡充して取り組んだもの・・・2016年度より前から取り組んでいたものの内容を充実させて取り組んだもの
- 新規で取り組んだもの・・・2016年度以降に新たに取り組んだもの

コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

- 継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
①	多言語版広報ひこねの発行	毎月ポルトガル語・英語・中国語の3言語(以下「3言語」という)で発行しました。	人権政策課
②	生活ガイドの発行	年に1回、3言語に加えて「やさしい日本語」で発行しました。	人権政策課
③	「ごみカレンダー」の多言語化	3言語で作成し、配布しました。	生活環境課 清掃センター
④	税情報の多言語化	税関係の文書を翻訳したほか、納税相談には通訳とともに対応しました。	税務課 納税課
⑤	「外国人転入パック」の配布	転入してきた外国人住民が困らないよう必要情報を翻訳し、配布しました。	市民課
⑥	通訳・相談機能の整備と充実	外国人住民のニーズに合わせ、3言語の通訳者を配置し、各課へ派遣しました。	人権政策課
⑦	施設案内の多言語化	新設部署を多言語で表示しました。	公有財産管理課 病院総務課
⑧	日本語教室の開催	ボランティアによる日本語教室を定期的、継続的に開催しました。	市民団体

==転入パックってなに?==

転入して来られた外国人住民が彦根市での生活に困らないように、ごみカレンダーや生活ガイド、広報ひこねなどの生活情報に加え、防災マニュアル・ハザードマップなどの防災情報などをひとまとめにして渡しているものです。



●拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
9	「ごみの分別シート」の多言語化	2019 年度(令和元年度)からは 3 言語版に加え、ベトナム語版も作成し、転入者に配布しました。	生活環境課 清掃センター
10	ホームページの多言語化	2019 年度(令和元年度)のホームページリニューアルにより対応言語を増やし、より多くの外国人住民のニーズに対応しました。	シティプロモーション推進課
11	災害・防災情報の多言語化	台風などの災害時や新型コロナウイルス感染症対策において、国や県などが作成した多言語情報やリソースを活用しました。	人権政策課

●新規で取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
12	行政制度説明会の開催(~2017 年度) 外国人住民モニターを設置(2018 年度~)	2017 年度(平成 29 年度)まで年に 1 回行政制度説明会を開催し、外国人住民に市の仕組みについて説明しました。2018 年度(平成 30 年度)から制度を見直し、年に 2 回外国人住民の意見を直接聞く機会を設けました。	人権政策課
13	多言語版 Facebook の活用	2018 年度(平成 30 年度)に Facebook を 3 言語と日本語で立ち上げ、タイムリーな情報提供を行いました。	人権政策課
14	翻訳機の導入	翻訳機を 8 台導入し、窓口担当部署に設置しました。	人権政策課

==外国人住民モニターってなに？==

彦根市に住む外国人住民の声を、市の施策に反映させるため、年に 2 回テーマを決めて会議をしています。

また、会議以外でも外国人住民の視点での意見を各課から聞かれた時には、それぞれ周りの外国人住民の声を聞くなどして提案しています。



==外国人住民モニター会議==

安心して生活するための環境づくり

●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
15	保育・母子保健情報の多言語化	「保育所利用案内」や「子育てガイドブック」、申請書などを翻訳したほか、必要に応じて通訳者とともに対応しました。	幼児課 子ども・若者課 健康推進課
16	子育て関係機関との連携	外国人住民の親子が孤立した結果、虐待やDVにつながるなどがないよう、関係機関と連携して、相談窓口につなげる環境づくりを行いました。	子育て支援課
17	外国人児童・生徒支援員の配置	ポルトガル語・タガログ語の外国人児童・生徒支援員を配置し、学校との情報共有により外国人児童・生徒の状況・ニーズを把握し、対応しました。	学校支援・人権・ いじめ対策課
18	放課後児童クラブ関係書類の多言語化	放課後児童クラブ関係書類を翻訳し、利用しやすくなるよう環境を整えました。	生涯学習課
19	国制度や情報等の活用	国の補助事業や「外国人児童・生徒受入れの手引」を活用しました。	学校支援・人権・ いじめ対策課
20	市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもの実態把握	定期的な実態調査により、市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもが不就学とならないよう働きかけました。	学校支援・人権・ いじめ対策課
21	「母語教室」の開催	ポルトガル語の「母語教室」を開催しました。	人権政策課
22	「子ども多文化クラブ」の開催	長期休暇期間中における外国につながるを持つ児童・生徒の孤立を防ぐため、夏休みと冬休みにネットワークづくりができる場として「子ども多文化クラブ」を開催しました。	人権政策課
23	日本語指導の整備	日本語指導が必要な児童・生徒に対応するため、県費の支援のない1人在籍校についても市費で日本語指導支援員を配置しました。	学校支援・人権・ いじめ対策課

24	国際理解教育の推進	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町からなる「湖東定住自立圏」の多文化共生推進の取組として、小中学校のみならず、地域等においても国際理解教育プログラムを実施しました。	人権政策課
25	教職員への多文化共生研修の実施	人権教育指導者育成講座において多文化共生をテーマに研修をしました。	学校支援・人権・いじめ対策課
26	企業に対する啓発活動の推進	外国にルーツを持つ人など多様性を内容とした企業向け人権啓発資料「Be Happy」を企業人権啓発訪問時に配布し、啓発しました。	人権政策課
27	医療機関における多言語情報の提供	休日急病診療所や市立病院で使用する申請書や通知を翻訳しました。また、医師会と連携し、多言語問診票を活用しました。	健康推進課 医事課
28	医療通訳者の配置	市立病院でポルトガル語の医療通訳者を配置しました。	医事課
29	防災情報の多言語化	「彦根市民防災マニュアル」や各種「ハザードマップ」を多言語に翻訳しました。	危機管理課



== 母語教室 ==



== 子ども多文化クラブ ==

● 拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
30	外国人住民孤立の防止	ポルトガル語通訳を雇用し、必要に応じて通訳者とともに対応しました。	社会福祉課
31	社会保障制度情報の多言語化	ひとり親家庭や障害者などに関連する社会保障や医療・年金制度等の情報を多言語に翻訳し、提供しました。	子育て支援課 障害福祉課 保険年金課 保険料課

32	救急医療における多言語対応	「多言語版救急時情報収集シート」を救急出動時に活用しました。	警防課
33	防災訓練での「やさしい日本語」活用	防災訓練において「やさしい日本語」を利用した避難所開設運営訓練を実施しました。	危機管理課
34	避難場所誘導看板等の多言語化	「災害種別避難誘導標識システム」※8に従い、英語併記により避難誘導看板の多言語化を図りました。	危機管理課

●新規で取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
35	市営住宅入居関係書類の多言語化	「市営住宅入居募集案内冊子」や「入居のしおり」を 3 言語に翻訳し、情報提供しました。	建築住宅課
36	自治会活動への参画支援	転入した外国人住民に自治会の目的や役割について3言語で情報提供しました。	まちづくり推進室
37	地域生活における多言語化支援	自治会長合同会議で地域の外国人住民に配布する文書などの外国人支援について情報提供しました。	まちづくり推進室
38	保育園への翻訳機の導入	2020 年度(令和 2 年度)に保育所等に翻訳機を導入し、活用しました。	幼児課
39	関係機関との連携による支援体制の充実	社会福祉協議会や NPO 団体などと連携し、支援体制の充実を図りました。	社会福祉課
40	くすのきセンターへの翻訳機導入	2020 年度(令和 2 年度)に翻訳機を導入し、健診時や窓口等で活用しました。	健康推進課
41	市立病院への翻訳機の導入	2020 年度(令和 2 年度)に翻訳機を導入し、救急センターなどでも活用しました。	医事課
42	救急通報時および現場での多言語対応	2020 年度(令和 2 年度)から救急通報時および現場対応時に三者間通話による多言語通訳の運用を開始しました。	通信指令課 警防課

※8 「災害種別避難誘導標識システム」 災害が予想される地域において、その災害について日常的に情報として表記または発信し、災害が発生したときに影響を受ける地域の人々に警告し、速やかに避難誘導させることを目的とする災害別の標識システムのこと。

多文化共生の地域づくり

●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
43	多文化共生に関する啓発の推進	まちづくり懇談会において地域での啓発を行ったほか、市職員の研修において啓発をしました。	人権政策課
44	国際交流員の招致	国際交流および多文化共生を進めるために国際交流員を各 1 人招致しました。	人権政策課 シティプロモーション推進課
45	国際交流事業の実施	彦根市国際協会の協力を得て、使節団の相互派遣や姉妹都市との記念事業を通して交流を深めました。	シティプロモーション推進課
46	公民館の利用促進	「生活ガイド」に公民館の利用に関する情報を掲載し、利用促進を図りました。	生涯学習課
47	国際交流サロンの設置	国際交流サロンを設置し、外国人住民と日本人住民の交流の場を提供しました。	人権政策課
48	観光マップ、パンフレットの多言語化	パンフレットなど観光情報を多言語化しました。	観光企画課

●拡充して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
49	自治会活動情報の多言語化	地域で暮らす外国人住民が困らないよう、自治会の回覧板等の翻訳をしました。	人権政策課 まちづくり推進室
50	外国人住民の地域参画	外国人住民も多文化共生サポーターに登録し、自治会と協力して地域に住む外国人住民のサポートをしました。	市民 自治会
51	観光情報の多言語による情報発信	2019年度(令和元年度)に観光情報を提供する Facebook を英語と中国語で作成しました。	観光企画課

●新規で取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
52	多文化共生フォーラムの開催	2016 年度(平成 28 年度)は外国人の人権にかかる講演会、2017 年度(平成 29 年度)は災害をテーマに外国人住民のための避難所運営・情報伝達のあり方を考えました。	人権政策課

53	外国の文化や習慣に触れる機会の創出	2018年度(平成30年度)よりホームステイバンクを設置したほか、スペインの女子ハンドボールチームのホストタウン登録を行い、外国の文化や習慣に触れる機会を提供しました。	シティプロモーション推進課
54	外国人住民の社会参画	ごみカレンダー作成時、ピクトグラムを採用するかどうか、外国人住民モニターの意見を聞きました。	清掃センター
55	市施設の利用方法等の情報提供	外国人住民モニターの意見も聞いて検討し、生活ガイドやホームページ、Facebookを活用し周知を図りました。	人権政策課

多文化共生施策の推進

●継続して取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
56	彦根市庁内多文化共生推進会議の開催	年に1回、庁内の関係課と連携し、課題解決に努めました。	人権政策課
57	「湖東定住自立圏」での連携	「湖東定住自立圏」の人材育成部会において、国際理解教育事業などを通し、地域の多文化共生を促進しました。	人権政策課

●新規で取り組んだもの

No.	取組	内容	担当
58	プランの進行管理	年に2回「彦根市多文化共生推進委員会」を開催し、プランの進捗管理を行いました。	市民、市民団体 人権政策課

第4章 展開

- 継続・・・以前から取り組んでいたものを引き継ぐ取組
- 拡充・・・以前から取り組んでいたものを拡充する取組
- 新規・・・新たな取組

1 コミュニケーション支援(コトバとココロがつながる関係づくり)

(1) 情報の多言語化(ユニバーサル化)

【現状と課題】

外国人住民に行ったアンケートによると、情報入手手段は外国語版の広報紙のほかインターネットによる情報入手も多く、生活に必要な情報を得る手段が多様化しています。

本市では、「広報ひこね」をポルトガル語・英語・中国語で月1回発行し、健診や税金の支払いなどの必要な市の情報を発信するとともに転入者が困らないよう、ポルトガル語・英語・中国語・「やさしい日本語」で「生活ガイド」を作成し、生活に必要な情報をごみに関する情報などと併せて転入パックとして配布しています。また、ホームページ上でも必要な情報にアクセスできるよう、多言語版のホームページを作成し、市の窓口での手続き情報のほか、ごみの出し方などの生活情報、災害時に必要な情報などを掲載しています。さらに、Facebook を活用し、行政情報等を発信することでタイムリーな情報を外国人住民にお届けしています。なお、本市では、ポルトガル語、英語、中国語の通訳者を配置しています。

アンケート結果から、日本語がほぼ読めるとの回答が約55%であった一方で、日本語で書かれたものが読めない、または漢字までは読めない外国人住民が約45%いることがわかりました。外国人住民に生活に必要な情報を伝えるためには、わかりやすく伝える必要性を理解し、多言語化のみに頼ることなく、やさしい日本語や図、動画を使用するなど、理解しやすい情報を発信する必要があります。

外国人住民の増加に伴い、相談件数は年々増加していることから、今後ますます生活に関する相談が増えることが見込まれるため、一元的に受けることができる相談窓口の設置が求められます。

【方向性】

- 外国人住民に対して、行政の各窓口における多言語などによる情報提供を図るとともに、多様なメディア媒体も活用して、市民生活に必要な情報提供を推進します。
- 外国人住民が必要な情報に適切にアクセスできるよう推進します。
- 通訳者のいない言語についても、翻訳ツールを活用することで多言語化を図ります。
- 外国人住民向けの相談窓口を充実させて、相談体制を維持・向上させます。
- 多言語に対応する通訳員のほか、生活に関する相談件数が増加傾向にあることから、一元的相談窓口の設置を推進します。
- 庁舎や公共施設などの案内を多言語、「やさしい日本語」などにして、分かりやすい表記を進めます。
- (仮称)「彦根市多言語情報提供ガイドライン」に基づいて、情報提供を進めます。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
情報提供の 推進	1	(仮称)「彦根市多言語情報提供ガイドライン」を作成します。 (シティプロモーション推進課)	継続	---
	2	「広報ひこね」「生活ガイド」を多言語に翻訳します。 (人権政策課)	継続	P.28 ¹ ₂
	3	ごみに関する情報を必要に応じて多言語に翻訳します。 (生活環境課・清掃センター)	継続	P.28 ³ P.29 ⁹ P.34 ⁵ ₄
	4	税に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (税務課)	継続	P.28 ⁴
	5	納税に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (債権管理課)	継続	P.28 ⁴
	6	外国人住民モニター会議を開催します。 (人権政策課)	拡充	P.29 ¹ ₂ P.34 ⁵ ₄
	7	市 HP(ホームページ)を多言語に翻訳します。 (シティプロモーション推進課)	継続	P.29 ¹ ₀
	8	彦根市に入居する外国人住民向けに必要な情報をまとめた「外国人転入パック」を作成し、入居時に配布します。 (ライフサービス課)	継続	P.28 ⁵
	9	インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)、ラジオなどのメディアを活用して、多言語に翻訳された行政情報や案内などを広く発信します。 (人権政策課)	継続	P.29 ¹ ₃
	10	多言語や「やさしい日本語」で行政情報や案内などを動画を使って広く発信します。 (人権政策課)	新規	---
	11	情報の収集・提供の際には、各省庁、他の自治体、関係機関などが作成した多言語情報やリソースを積極的に活用します。 (人権政策課)	継続	P.29 ¹ ₁
	12	外国人住民のニーズに対応できるよう、彦根市で対応する言語を随時検討します。 (人権政策課)	拡充	P.29 ¹ ₄

通訳・相談機能の整備と充実	13	外国人住民のニーズに合わせた通訳員を配置します。 (人権政策課)	継続	P.28 ⁶
	14	外国人住民のニーズに対応できるよう、相談員を配置します。 (人権政策課)	継続	P.28 ⁶
	15	外国人一元的相談窓口を設置します。 (人権政策課)	拡充	---
	16	通訳や窓口業務にあたる職員を対象とした相談研修を実施します。 (人権政策課)	継続	P.28 ⁶
施設の案内をわかりやすく表記	17	ホームページに庁舎案内を「やさしい日本語」で掲載します。 (公有財産管理課)	継続	P.28 ⁷
	18	新設部署名を多言語で表示します。 (公有財産管理課)	継続	P.28 ⁷
	19	病院内の新設部署名を多言語で表示します。 (病院総務課)	継続	P.28 ⁷

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

【現状と課題】

言葉に不安を持つ外国人住民が地域でのコミュニケーションを図れず、生活に必要な情報を得られないことがあります。外国人住民が地域でともにいきいきと暮らすためには、日本語でのコミュニケーションを図ることができるよう、日本語を学ぶことや日本の文化や習慣などを理解することが必要です。それは、外国人住民に実施したアンケートにおいても、地域でともに暮らすためには「日本語を学ぶ」「互いの生活習慣やルールを理解する」が上位となっているほか、日本人に実施したアンケートにおいても同様に「日本の文化、習慣や生活ルールなどを理解してほしい」という回答が 7 割を超えていたことからわかります。

外国人住民に対して、日本で暮らしていくために必要な生活言語として日本語の学習機会を幅広く提供することが求められています。2019 年(令和元年)には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、各自治体においても日本語教育の充実が努力義務化されています。また、アンケートに回答した外国人住民の約半数が今、日本語を学習中であり、学んでいない人の 87.0%が学びたいと考えています。日本語教室は、日本語を習得するだけでなく、日本社会との接点を生み出し、外国人住民同士の交流の場、拠りどころと位置づけることもできますが、労働環境などにより、日本語教室に参加できない外国人住民もいます。

一方で、日本語教室は地域のボランティアや市民団体に支えられており、持続的な活動をするためには、ボランティアの育成や外国人を雇用する企業などの関係機関との連携を進める必要があります。

【方向性】

- 日本語や日本の文化などについて学べるよう、継続的な日本語教室の運営を推進します。
- 学習機会を多く創出するために、日本語ボランティアの担い手を増やします。
- 多様な外国人住民のニーズに応えるため、日本語教室の運営などを支援するとともに、関係機関などと連携を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
日本語教室 の開催と連 携体制の推 進	20	日本語ボランティアや市民団体による日本語教室を定期的、継続的に開催します。 (市民団体、人権政策課)	継続	P.28 ⁸
	21	指導方法や学習者のニーズなどの情報共有を図るなど、市内の日本語教室や関係機関との意見交換会を実施します。 (人権政策課、市民団体)	拡充	---
日本語ボラ ンティアの育 成	22	市民団体や大学などと連携して、日本語ボランティアの担い手を増やします。 (人権政策課、市民団体)	拡充	---
関係機関な どとの連携	23	日本語教室や外国人を雇用している企業などとの協働によって日本語教育の充実を図ります。 (人権政策課)	新規	---

2 安心して生活するための環境づくり

(1) 居住の環境づくり

【現状と課題】

本市では、多言語版の広報ひこねを通じて年に3回市営住宅の募集を案内しているほか、外国人住民も利用できるよう「市営住宅入居募集案内冊子」や「新規入居者向け入居のしおり」を翻訳し、ポルトガル語・英語・中国語の3言語で情報提供しました。近年、住宅を購入する外国人住民も増えていますが、外国人住民が賃貸住宅の契約をする際には、依然として外国人であることを理由に敬遠されてしまうなどの事例が見られます。住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先がつけられるように支援することが求められます。

外国人住民が地域社会の中で、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないことなどから、地域とのつながりが希薄なまま生活している場合や地域住民との間にトラブルが生じるおそれもあり、自治会等が外国人住民との交流を深め、地域住民との間に生じるトラブルを減らす活動・啓発が

必要です。

【方向性】

- 住宅入居に関する情報を多言語化して、外国人住民への情報提供を推進します。
- 自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
住宅・入居に関する情報の多言語化と提供	24	「市営住宅入居募集案内冊子」を多言語に翻訳します。 (建築住宅課)	継続	P.32 ³⁵
	25	各省庁、他自治体、関連団体などが作成する多言語情報(「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」など)を積極的に活用して、企業があんしん賃貸支援事業に登録するよう、利用啓発などとして働きかけます。 (人権政策課)	拡充	---
自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画	26	外国人住民向けに、自治会や町内会の目的や役割についての文書を作成・翻訳し、「外国人転入パック」に入れて配布するほか、窓口への設置や自治会等への配布を行います。 (まちづくり推進課)	継続	P.32 ³⁶
	27	各自治会に対して、外国人住民や多文化共生に関する情報を提供します。 (まちづくり推進課)	継続	P.32 ³⁷

(2) 子どもがのびのび育つ環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の滞在期間の長期化や定住化が進む中、妊娠・出産・子育てまでを支える仕組みが必要です。本市では、言葉や文化の違いから必要な支援を受けられないことがないよう、「保育所利用案内」や「子育てガイドブック」、申請書など保育や母子保健に関する情報をポルトガル語・英語・中国語で翻訳したほか、必要に応じて通訳者とともに対応しました。

しかし、言葉や制度の違いにより母子保健サービスを十分に受けられないケースもあります。本市では関係各課と通訳者との連携により、ポルトガル語と英語、中国語で情報を提供していますが、必要とされる言語の多様化に伴い、他の言語への対応も必要です。

多言語対応を進めるため、2020 年度(令和 2 年度)には市内保育所等に翻訳機を導入し、保護者対応などに活用しています。外国人住民へのアンケートにおいて、23.0%の人が予防接種や保育園などの子育てに関する情報が必要と答えていることから、今後も引き続き多言語での対応が望まれます。

また、外国人住民に関わる、子どもの発達に関する相談や子ども虐待の相談件数も増加傾向にあります。本市では、関係機関と連携して孤立しやすい外国人住民の親子を把握したほか、虐待やDVを防止できるよう相談窓口につなげる環境づくりを行いました。しかし、言葉や文化の違いから、日本人住民の場合とは異なる課題があり、十分な対応ができていないといえず、虐待の未然防止や早期発見の上でも課題があります。

【方向性】

- 外国人住民が、安心・安全に妊娠・出産・子育てを送るため、多言語などによる情報やサービスの提供を推進します。
- 外国人住民の親子が地域で孤立しないため、地域における見守りのほか、相談窓口につなげる環境づくりを関係機関と協働して推進します。
- 母子保健サービス・保育などをすべての外国人住民の対象者が受けられるよう情報提供や環境の整備を推進します。
- 多様化する外国人住民の相談に対応するため、気軽に訪れることができる相談体制を作ります。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
子育てに関する情報の多言語化と提供	28	「保育所等利用案内」を多言語に翻訳します。 (幼児課)	継続	P.30 ¹⁵
	29	「子育てガイドブック」を多言語に翻訳します。 (子ども・若者課)	継続	P.30 ¹⁵
	30	保育に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (幼児課)	継続	P.30 ¹⁵ P.32 ³⁸
	31	母子保健に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (健康推進課)	継続	P.30 ¹⁵ P.32 ⁴⁰
外国人住民の孤立防止	32	外国人住民の困りごとに対し、民生委員児童委員や各種相談窓口と連携のうえ支援します。 (社会福祉課)	新規	---
	33	必要に応じて、通訳を伴った訪問支援をします。 (社会福祉課)	継続	P.31 ³⁰
	34	市が提供する各種の子育てサービスを外国人住民が受けやすくするため、体制の充実を図り、「子育てガイドブック」の紹介や、必要に応じて通訳による支援を実施します。 (子ども・若者課)	継続	P.30 ¹⁵

関係機関などとの連携	35	虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)などを防止するため、児童相談所などの関係機関や外国人相談員などと連携して、外国人住民の実態を把握した上で、支援体制の充実を図ります。 (子育て支援課)	拡充	P.30 ¹⁶
	36	「彦根市要保護児童対策地域協議会」と連携し、外国人住民の要保護児童と特定妊婦への支援体制の充実を図ります。 (子育て支援課)	継続	P.30 ¹⁶
	37	通訳者(相談員)が適切な対応ができるよう、研修等の受講や情報収集により業務のスキルアップを図ります。 (人権政策課)	新規	---
	38	DV や児童虐待に関する多言語情報を積極的に啓発します。 (子育て支援課)	新規	---

(3) 教育の環境づくり

【現状と課題】

市内の市立小中学校において、外国人児童・生徒のみならず日本語指導が必要な児童・生徒は増加しています。外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者の中には、文化的背景の違いや、日本語が十分理解できないことなどがあり、そのことが、不就学や不登校、学習意欲の低下、いじめの発生などにつながることもあります。あらゆる教育活動の基礎として、日本語の習得を進める必要があります。

そこで本市では、ポルトガル語・タガログ語の母語支援員を配置し、学校や関係者との連携のもと外国人児童・生徒の状況・ニーズを把握し、外国人児童・生徒が不就学とならないよう働きかけています。

また、2016年度(平成28年度)より文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、日本語指導の必要な児童・生徒に対し、翻訳や日本語指導により支援を行ったほか、加配教員や非常勤講師を配置して対応しています。

一方、こうした児童・生徒は、母国の言葉や文化などに接する機会が少ないために、自らのアイデンティティ^{※9}の確立が困難になりがちです。日本語と母語^{※10}の両方が十分に習得できないため、家庭内のコミュニケーションがうまくいかなる場合もあります。

外国人児童・生徒の増加に伴い、子どもたちのルーツも多様化していることから、児童・生徒のみならず、教員・保護者・地域住民が、多文化共生やダイバーシティ^{※11}に対する理解や国際感覚を高める必要があります。

※9 アイデンティティ 自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

※10 母語 幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

※11 ダイバーシティ 国籍・文化・価値観などに関する多様性のこと。

【方向性】

- 外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートなど、学校生活を安心して送れるような体制を整えます。
- 「外国人児童生徒受入れの手引」を教育現場および教育委員会で活用します。
- 子どもの発達過程において大切な母語の維持について、その重要性を啓発します。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒を含めたすべての児童・生徒への多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進します。
- 教職員の多文化共生の意識を高めるため、研修の充実を図ります。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒の教育環境を充実させるため、地域住民や市民団体との連携を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
学校生活を 安心して送 れるような 体制づくり	39	学校と連携しながら、現場のニーズに応じた外国人児童生徒等支援員を配置します(2020年(令和2年)時点でポルトガル語とタガログ語、ベトナム語(翻訳支援のみ)の外国人児童生徒等支援員を配置しています。) (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ¹⁷
	40	外国人児童・生徒の指導方法や学習者の状況、ニーズなどの情報共有を図るため、学校と外国人児童生徒等支援員などによる意見交換を行います。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ¹⁷
	41	放課後児童クラブに関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (生涯学習課)	継続	P.30 ¹⁸
	42	外国人児童・生徒の教育環境を整備するため、文部科学省の補助事業等を活用します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ¹⁹
	43	市内に住民登録のある外国にルーツを持つ子どもの現状や動向を把握するために、定期的に不就学などの実態調査を実施します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ²⁰
母語・アイデンティティ確立の支援	44	母語教育の重要性について啓発し、母語による活動や交流の場を設けます。 (人権政策課)	拡充	P.30 ²¹

	45	外国人児童・生徒を対象とした「子ども多文化クラブ」を開催します。 (人権政策課)	継続	P.30 ²²
	46	「外国人児童生徒受入れの手引」を周知し、活用します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ¹⁹
日本語指導の整備	47	県の制度を活用しながら、日本語指導の加配教員と非常勤講師を配置します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ²³
	48	生徒の在籍状況や学校現場のニーズなどに応じて、日本語指導支援員の配置や日本語教材の確保などの対策を講じます。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.30 ²³
すべての児童・生徒に対する国際理解教育の推進	49	すべての児童・生徒に豊かな国際感覚や多文化共生の意識が育つよう、各教育機関において国際理解教育プログラムを実施します。 (人権政策課)	継続	P.31 ²⁴
	50	「子ども多文化クラブ」を、すべての児童生徒にも開放して、相互交流の機会を提供します。 (人権政策課)	継続	---
教職員の多文化共生研修の充実	51	教職員を対象とした「多文化共生」に関する研修を実施します。 (学校支援・人権・いじめ対策課)	継続	P.31 ²⁵
関係団体などとの連携	52	PTAや子ども会(その連合組織を含む)に対して、市が実施する多文化共生をテーマとする研修やイベントなどの開催について、情報提供します。 (生涯学習課)	継続	---

(4) 労働の環境づくり

【現状と課題】

年齢別人口の状況によると日本人住民が40歳～54歳が多いのに対し、外国人住民は20歳～34歳までが全体の46.4%を占めています。生産年齢人口の比率も高いことから、外国人住民は地域経済を支える担い手であると言えます。しかし、外国人住民の多くは派遣や業務請負会社の非正規労働者として、不安定な労働条件や厳しい環境の下で働いています。また、近年、国が進めてきた労働基準法に基づき派遣労働者に対しても社会保障の義務付けが強化され徐々に加入者が増えてきたものの、各種の社会保障サービスの理解が不十分で適切に利用できていない状況です。

本市では、人権啓発企業連絡会と連携して、企業内の多文化共生意識が向上するよう人権啓発資料

「Be Happy」を企業人権啓発訪問時に配布していますが、今後も引き続き啓発する必要があります。

【方向性】

- 外国人住民に対して、社会保険などの労働に関する制度について、多言語によるわかりやすい情報提供を推進します。
- 外国人住民を雇用する企業に対して、適正な雇用および多文化共生に関する啓発を、国・県・関係団体などと連携して推進します。
- 外国人住民が労働者の権利や保険制度などについて自らも学べる機会を増やすことを推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
労働に関する 情報の多言語 化と提供	53	職業訓練や就業に必要な情報提供を実施します。 (地域経済振興課・人権政策課)	新規	---
外国人住民の 孤立防止	54	人権啓発企業連絡会と連携して、企業内の多文化共生意識が 向上するよう働きかけます。 (人権政策課)	継続	P.31 ²⁶
企業に対する 啓発活動の推 進	55	国・県などと連携して、外国人労働者が働きやすい環境を整 え、多文化共生意識が向上するよう啓発します。 (地域経済振興課)	新規	---

(5) 社会保障の環境づくり

【現状と課題】

言葉が通じないことを理由として支援が受けられない状況に陥るのを防ぐため、ひとり親家庭や障害者などに関連する社会保障や医療・年金制度等の情報を多言語に翻訳し、提供したほか、社会福祉協議会や NPO 団体などとの連携により支援体制の充実を図りました。

外国人住民へのアンケートによると、日常生活での困りごとや不満については、第 1 位が言葉で 44.0%、税金・年金・健康保険や災害・事故などの緊急時の対応、病院・医療などが、それぞれ 20%超となりました。また、必要な情報については、税金・年金が 62.0%、医療・健康保険が 55.0%と回答しています。外国人住民にとって、保険・福祉サービス、税金や年金については、制度が複雑なうえ、母国との制度の違いから理解することが難しいという現状があります。そのため、健康保険や年金の滞納が生じる場合もあり、経済的に大きな負担を抱えることが懸念されます。

最近、世界的な規模で広がっている新型コロナウイルス感染症の状況が社会的な弱者の生活を特に悪化させています。外国人住民の中でもひとり親や高齢者、障害のある人などを、社会保険、障害者福祉、高齢者福祉などのサービスにつなげる必要のある人が増えていますが、必ずしもうまくつながって

いるとは言えない状況にあるため、より一層の連携が必要です。

【方向性】

- 各種社会保障制度やサービスに関する多言語による情報提供をさらに進め、相談体制を充実させます。
- 相談・支援における地域の関係機関との連携を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
社会保障制度に関する情報の多言語化と提供	56	ひとり親家庭に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (子育て支援課)	継続	P.31 ^[31]
	57	障害者に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (障害福祉課)	継続	P.31 ^[31]
	58	医療制度や年金、児童手当に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (保険年金課)	継続	P.31 ^[31]
	59	保険料に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (保険年金課・債権管理課)	継続	P.31 ^[31]
	60	高齢者に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に翻訳します。 (介護福祉課・医療福祉推進課)	新規	---
関係機関などとの連携	61	社会福祉協議会、NPO 団体などと連携して、外国人住民の生活実態(貧困家庭等)を把握し、支援体制の充実を図ります。 (社会福祉課)	継続	P32 ^[39]

(6) 医療の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民がけがや病気をしたときに、言葉の違いなどにより、安心して受診や入院ができない状況となる場合があります。また、医療通訳を配置している医療機関は限られています。このような中、休日急病診療所や市立病院において多言語の問診票を活用したほか、市立病院においてはポルトガル語の医療通訳者を2人配置するとともに、通訳者不在時にも対応できるよう、翻訳機を導入しました。救急隊

においては、通報時や現場で使える多言語通訳サービスを導入し、多言語版の情報収集シートを利用しています。

一方、市民に対してがん検診などの健康診断を実施していますが、外国人住民が受診する人数は少なく、予防医療の啓発が必要です。

【方向性】

○ 医療機関における多言語の情報提供や環境整備を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
医療に関する 情報の多言語 化と提供	62	休日診療に関する申請書や通知などを必要に応じて多言語に 翻訳します。 (健康推進課)	継続	P.31 ²⁷
	63	市立病院の医療に関する申請書や通知などを必要に応じて多 言語に翻訳します。 (医事課)	継続	P.31 ²⁷ P.32 ⁴¹
	64	検診の受診を促すため、予防医療に関する情報を提供します。 (健康推進課)	継続	P.31 ²⁷
医療機関にお ける多言語の 情報提供や環 境整備	65	市立病院での医療通訳員(ポルトガル語)を配置します。 (医事課)	継続	P.31 ²⁸
救急医療にお ける多言語対 応	66	「多言語版 救急時情報収集シート」と併せて多言語音声翻訳 アプリ「救急ボイストラ」を活用し、患者や家族などと救急隊員 の間で迅速に意思疎通を図れるようにします。 (警防課)	拡充	P.32 ³² P.32 ⁴²
	67	救急通報時に多言語で対応します。 (通信指令課)	拡充	P.32 ⁴²
関係団体など との連携	68	彦根医師会などと連携して、多言語による問診票などの活用 を促すなど働きかけます。 (健康推進課)	継続	P.31 ²⁷

（７）防災・減災の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害に対する知識や経験が少ないため、防災に対する意識が低く、緊急時への備えが十分ではない人もいます。また、自治会や近隣住民とのつながりが少ないため、地域で行われている防災訓練などには、参加しにくい現状があります。さらに、災害時において、外国人住民は日本人住民に比べ、情報が十分に伝わらない状況にあります。

そこで、本市では、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語で防災マニュアルを作成したほか、「やさしい日本語」を活用し、誰もがわかりやすいように工夫しています。また、避難誘導看板は英語とピクトグラムを採用し多言語化を図っています。しかし、アンケート結果からもわかるように、外国人住民、日本人住民双方が日本語が通じないことに不安を感じています。

そのため、避難所生活においても、言葉、宗教、文化的背景の違いにより、様々な困難に直面することが予想されます。そのような外国人住民を支援する「共助」の視点から、災害時に外国人住民自身も被災者を支援する側として活動できるよう、防災訓練に参加しています。避難所においては「やさしい日本語」の活用を啓発する必要があります。

【方向性】

- 関係機関、市民団体などとのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実させます。
- 外国人住民が、災害時に適切な避難などができるように、多言語による情報提供を推進します。
- 被災者を支援する担い手となるよう、外国人住民を含めて災害に対する知識を持つ人材の育成を推進します。
- 災害への不安を解消するため、平時から多言語により防災情報を提供します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
防災に関する情報の多言語化と提供	69	「彦根市民防災マニュアル」および各種「ハザードマップ」を多言語に翻訳します。 (危機管理課)	継続	P.31 ²⁹
	70	「やさしい日本語」を使った避難マニュアルを作成します。 (危機管理課)	継続	P.32 ³³
	71	多言語リソースを活用するなどして、避難所にある表示などを多言語に翻訳します。 (危機管理課)	継続	P.32 ³⁴
	72	日本人住民と同じように防災情報を多元化して配信します。 (危機管理課・人権政策課)	新規	---

災害時の外国人被災者への支援体制の充実	73	現在の連携状況を整理し、必要に応じて新たな連携を検討するなど、災害時の外国人次第について検討します。 (危機管理課・人権政策課)	新規	---
救急医療における多言語対応	74	「外国人住民向け防災講習会」を実施します。 (危機管理課・人権政策課)	継続	---
	75	災害に関する基本的な知識を得られるよう情報提供します。 (危機管理課・人権政策課)	新規	---

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

本市では、まちづくり懇談会のテーマに多文化共生を採用することで、地域社会において意識啓発を図ったほか、市職員の人権研修では外国人の人権をテーマとしました。また、多文化共生フォーラムを開催し、2016年度(平成28年度)は外国人の人権にかかる講演会、2017年度(平成29年度)は災害をテーマに外国人住民のための避難所運営・情報伝達のあり方を考えました。さらに、外国人住民と日本人住民の交流の場として国際交流サロンを設置しています。

外国人住民が増えることに対し、プラスのイメージを持っている人が多いことが日本人住民のアンケートからわかった一方、実際にトラブルとなったことがある人は少ないものの、トラブルが増えることを危惧するなどマイナスのイメージを持っている方も30.9%おられました。

外国人住民は、言葉や文化的背景、習慣などの違いやコミュニケーション不足などから、誤解や意見の相違によるトラブルや偏見が生じることがありますが、外国人住民は「差別や偏見をなくしてほしい」と考えていることもアンケート結果からわかります。

2016年(平成28年)にヘイトスピーチ解消法が施行され、地方自治体にも努力義務が課されました。外国人住民と日本人住民とが同じ社会の一員として、共に理解し、尊重し合うという気持ちを持つことが、お互いの人権尊重の視点から必要不可欠です。

【方向性】

- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会を目指し、市民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。
- 地域に住む日本人住民と外国人住民が、お互いに気軽に交流できる場づくりを推進します。
- 海外との交流などを通じて、外国の文化や言語にふれる機会を増やし、多文化共生を推進する人材を育成します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
多文化共生 に関する啓 発活動の推 進	76	「人権のまちづくり懇談会」などにおいて、多文化共生をテーマにした講演や研修を実施します。 (人権政策課・自治会)	継続	P.33 ⁴³ P.33 ⁵²
	77	市職員に対する多文化共生に関する研修を実施します。 (人事課、人権政策課)	拡充	P.33 ⁴³
	78	市民の国際感覚を磨くとともに、外国人に対する差別や偏見をなくすため、研修を実施します。 (人権政策課)	新規	---
	79	ヘイトスピーチなどの人権侵害にあった外国人が相談しやすい窓口を作ります。 (人権政策課)	新規	---
	80	多文化共生サポーターを広く市民や市民団体から募集し、サポーターの連携によって、諸分野の活動を推進します。 (人権政策課、市民、市民団体)	継続	P.33 ⁵⁰
日本人住民 と外国人住 民の交流の 場づくり	81	外国人住民と日本人住民との相互理解のための取組を実践します。 (人権政策課)	新規	---
外国の文化 や習慣に触 れる機会の 提供	82	国際交流、多文化共生を推進するため、JET プログラムを活用し、国際交流員を招致します。 (人権政策課、シティプロモーション推進課)	継続	P.33 ⁴⁴
	83	ホームステイバンクを設置して、国際交流事業の円滑な実施と充実を図ります。 (シティプロモーション推進課)	継続	P.34 ⁵³
	84	国際交流事業(姉妹都市・友好都市交流など)を実施します。 (シティプロモーション推進課) (学校支援・人権・いじめ対策課)	拡充	P.33 ⁴⁵

(2) 外国人住民の社会参画と共助

【現状と課題】

自治会と日本人住民に行ったアンケートによると、外国人住民との付き合いについて、親しく付き合っているが 12.6%、あいさつ程度のつきあいがあるが 21.1%と何らかの関わりがある人が 33%程

度にとどまった一方、関わりを持ちたいかの問いに対しては何らかの関わりを持ちたいと考えている人が約60%に上がることがわかりました。しかし、一方で近くの日本人とはあいさつをするくらいと答えた外国人住民が 50.0%であり、普段は母国の人と交流すると答えたのは 66.0%であることから、日常的に日本人と関わりを持つ人は少ないことがわかります。

外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く、孤立しやすい状況にあります。また、本市では地域で暮らす外国人住民が困らないよう、自治会の回覧板等の翻訳をしています。地域で役に立ちたいと思う外国人住民が、地域の中で個性、経験、能力などを発揮する機会が少ないのが現状です。

行政や自治会などが連携しながら、外国人住民が地域の一員として暮らしやすいように情報を伝え、地域でもお互いに支えあえる関係づくりにつなげていく必要があります。このためには、外国人住民が積極的に地域活動に参画する意識が求められます。

【方向性】

- 自治会やボランティア団体などの活動に参加する外国人住民が少ないため、参加しやすい環境づくりを推進します。
- 外国人住民に対して、地域活動やイベントの情報などが手に入れやすいように、誰にでも分かりやすい情報提供を推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
自治会や地域の活動に参加しやすい環境づくり	85	自治会や地域活動に関する情報を必要に応じて多言語に翻訳します。 (まちづくり推進課)	継続	P.33 ⁴⁹
	86	公民館の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように努めます。 (生涯学習課)	継続	P.33 ⁴⁶
	87	市が管理する施設の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように動画も使用するなどして周知します。 (人権政策課)	拡充	P.34 ⁵⁵
	88	多文化共生に関する先進的な自治会活動の事例を紹介し、各団体間の情報交換を推進します。 (まちづくり推進課)	継続	---
外国人住民キーパーソンの把握・養成	89	多文化共生サポーターに外国人住民も参画してもらうことによって、外国人住民キーパーソンとなり得る人を発掘します。 (人権政策課)	継続	P.33 ⁵⁰

(3) 多様性を活かした地域づくり

【現状と課題】

本市には、様々な国や地域からの外国人住民のほか、滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・ミシガン州立大学連合日本センターなどがあり、留学生も多く在学しています。すでに、地域経済の担い手としても欠かせない存在となっていますが、彼らの能力や多様性を地域づくりに十分に活かされているとはいえない現状があります。また、外国人旅行者も増えてきています。

そのため、多様性に対する理解を、家庭、学校、職場などで進めることや、様々な文化にふれる機会を増やすことが必要です。お互いの文化的背景などを尊重しながら、共に生活をしていく社会を目指す必要があります。

【方向性】

- ボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人住民の情報提供を推進します。
- 外国人住民の多様性を生かして、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などが、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成・活用を推進します。
- 観光客にもやさしいまちづくりを推進するため、国内外の外国人に対して、「観光都市 彦根」の魅力を発信します。
- 多文化共生のための拠点づくりを促進し、関係機関などと連携しながら、市民への啓発活動を行います。
- 多様な文化にふれる機会として、姉妹都市・友好都市との交流のほか、様々な人や国と交流し、多様性の理解を深めていくことを推進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
外国人住民の 多様性を生か した地域の活 性化の環境づ くり	90	外国人住民が関わる活動やイベントに関する情報を多様なメディアを通じて発信します。 (人権政策課、市民、市民団体)	継続	P.29 ¹³
	91	住民に対して、市民活動等の活動に関する情報を提供します。 (人権政策課、市民、市民団体)	継続	P.33 ⁴⁷
	92	外国人住民に対して、創業・起業の相談に関係機関と連携して対応します。 (地域経済振興課)	拡充	---

産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成	93	関係各所と協力し、留学生の就職を支援します。 (地域経済振興課)	拡充	---
「彦根」の魅力や観光情報の発信	94	観光に関する案内やチラシ・パンフレットなどの情報を多言語に翻訳します。 (観光交流課)	継続	P.33 ⁴⁸
	95	外国人住民や観光客に対して、彦根の魅力や観光に関する情報などを関連団体と連携の上、多様なメディアを通じて発信します。 (観光交流課)	拡充	P.33 ⁵¹

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

(1) 市民

- 日本人住民と外国人住民は、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解・尊重するとともに、交流を深め、多文化共生のまちづくりを推進することが求められます。

(2) 自治会等

- 自治会・町内会は、市民にとって最も身近で、まちづくりにおける基礎的な組織です。外国には自治会などの組織がない国もあるので、自治会などの役割について十分な理解を得る取組が求められます。

(3) 市民団体

- 多文化共生の取組は、市民活動団体の活発な活動によって支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色を生かし、外国人住民のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。
- 外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

(4) 企業

- 外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者に対しても労働に関する規則や制度などを守り、外国人労働者が安全に働ける環境づくりが求められます。
- 企業の社会的責任として、行政や各団体と連携・協働し、多文化共生を進める取組が求められます。

(5) 子育て・教育機関

- 子育て・教育機関は、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。
- 小中学校などは、外国人の子どもが日本語能力を習得するための指導や支援を行うとともに、不就学者ゼロを目指した支援、将来の夢の実現に向けた進路指導などが求められます。
- 子育て・教育機関の職員などは、多文化共生の意識を高め、地域と連携していくことが求められます。
- 大学は、留学生による地域の多文化共生推進の取組や、多様性を活かした人材育成が求められます。

(6) 市

- 市は、多言語による情報提供や相談などによって、外国人住民の生活などに必要な行政サービスの向上を図ります。
- 市は、職員の多文化共生の意識を高めるための研修を充実させ、人材育成を推進します。
- 国・県との役割分担を明確にしながら、各機関・団体と協力・連携し、多文化共生の啓発活動やまちづくりを推進します。

2 推進体制等

(1) 活動の促進

多文化共生社会の実現には、それぞれの立場で活動していく必要があり、各関係機関との連携・協働による活動を促進します。

(2) プランの進行管理

彦根市多文化共生推進プランの進捗状況については、有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、関係機関から意見を聴取する機会を設け、プランの進捗管理・点検・評価を行います。

(3) 関係部局と横断的な連携

市では、多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、「彦根市市内多文化共生会議」において、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

(4) 広域的な連携

市では、「湖東定住自立圏」の人材育成部会において引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。

【取組】

取組	No.	内容 (主な関係課・関係機関)	実施 状況	成果掲載 ページ・項目
プランの進行 管理	96	有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。 (市民、市民団体、人権政策課)	継続	P.34 ⁵⁸

関係部局と横断的な連携	97	多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、彦根市庁内多文化共生推進会議を開催し、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。 (人権政策課)	継続	P.34 ⁵⁶
広域的な連携	98	「湖東定住自立圏」の人材育成部会において、引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。 (人権政策課)	継続	P.34 ⁵⁷

資料編

1 策定の経緯に関する資料

(1) 彦根市多文化共生推進プラン改定委員会 設置要綱

(令和2年7月22日告示第179号の2の2)

(設置)

第1条 彦根市の多文化共生に関する理念および原則を明文化する彦根市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)を改定するため、彦根市多文化共生推進プラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの理念、プランに盛り込むべき内容等の改定について検討を行い、プランの改定案を作成すること。
- (2) その他プランの改定に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 彦根市多文化共生推進委員会設置要綱(平成29年彦根市告示第161号)第1条に規定する彦根市多文化共生推進委員会の委員
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日からプランの改定の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(書面による会議)

第 7 条 委員長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、あらかじめ委員に承認を得た上で、書面により、意見を徴し、または議決を要する事項を決することができる。

2 前項の場合において、委員から意見に係る書面の提出があった日のうち最も遅い日または議決のあった日を会議の開催日と、当該意見または議決に係る書面の提出があった委員を出席委員とみなす。

(会議の公開)

第 8 条 会議(前条の規定による書面による会議を除く。)は、公開とする。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(部会)

第 9 条 委員会は、専門の事項を検討するため、部会を置くものとする。

2 次条第 2 項に規定するもののほか、部会の構成員その他部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬)

第 10 条 会議に出席した委員(第 7 条第 2 項の規定により出席委員とみなされた場合を含む。)に報酬を支給する。

2 前条の部会の出席に対する報酬は、支給しない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、企画振興部人権政策課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(部会の開催の特例)

3 市長は、この告示の施行後最初の会議の前に、第 9 条に規定する部会を招集することができる。

(失効)

4 この告示は、プランの改定の日限り、その効力を失う。

(2) 彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会設置要領

(目的)

第1条 多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するための重要な課題について整理・検討するため、彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(内容)

第2条 部会において検討する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 彦根市多文化共生推進プラン改定に関する検討・分析
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 部会は、彦根市多文化共生推進委員会委員(以下「委員」という。)で構成する。

- 2 部会に座長および副座長を置き、座長に彦根市多文化共生推進委員会の委員長を、副座長に同委員会の副委員長を充てるものとする。
- 3 座長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、座長は必要があると認めるときは、部会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を徴し、賛否を問い、または承認を得ることにより、部会の決議に代えることができる。
- 4 部会においては、委員の意見の集約は行わず、各意見を尊重し、事務局案に反映させる方式とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、企画振興部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、人権政策課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月22日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要領の施行後最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3)彦根市多文化共生推進プラン改定委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等	備考
河 かおる	彦根市多文化共生推進委員会委員 滋賀県立大学 准教授	副会長
河瀬 洋子	彦根市多文化共生推進委員会委員 彦根市国際協会	
高月 多智男	彦根市産業部地域経済振興課 課長	
塚本 幹雄	彦根市教育委員会事務局 学校支援・人権・いじめ対策課 課長	
董 妍(佐藤 結香)	彦根市多文化共生推進委員会委員 外国人住民	
疋田 敏	彦根市市長直轄組織 危機管理課 課長	
水野 攻	彦根市多文化共生推進委員会委員 ボランティア日本語教室スマイル	
森 雄二郎	彦根市多文化共生推進委員会委員 聖泉大学 講師	会長

(4) 彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会 会員名簿

氏 名	所 属 等	備考
河 かおる	彦根市多文化共生推進委員会委員 滋賀県立大学 准教授	副座長
河瀬 洋子	彦根市多文化共生推進委員会委員 彦根市国際協会	
董 妍(佐藤 結香)	彦根市多文化共生推進委員会委員 外国人住民	
水野 攻	彦根市多文化共生推進委員会委員 ボランティア日本語教室スマイル	
森 雄二郎	彦根市多文化共生推進委員会委員 聖泉大学 講師	座長

(5) 彦根市多文化共生推進プラン改定等経過

開催日		会議等
2020年	5月1日～6月15日	アンケート調査実施(日本人住民、外国人住民)
	5月1日～7月31日	アンケート調査実施(自治会)
	7月1日～9月15日	アンケート調査実施(企業)
	7月5日	彦根市通訳・外国人児童・生徒支援員情報交換会
	10月14日	第1回彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会
	11月11日	第2回彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会 彦根市庁内多文化共生推進会議 <合同開催>
	11月25日	第1回彦根市多文化共生推進プラン改定委員会
	12月9日	第3回彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会
	12月23日	第2回彦根市多文化共生推進プラン改定委員会
2021年	1月18日～2月17日	パブリックコメント実施
	2月26日	第4回彦根市多文化共生推進プラン改定検討部会
	3月22日	第3回彦根市多文化共生推進プラン改定委員会

2 市民等アンケート調査の概要

●多文化共生アンケート結果(外国人住民用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 6 月 15 日まで

回収方法:ホームページ上にやさしい日本語版以外にポルトガル語版、英語版、中国語版の 3 種類を用意し、回答可能な言語で無記名回答を依頼しました。

調査対象:20 歳以上の彦根市在住の外国人

回答総数:100

●多文化共生アンケート結果(日本人住民用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 6 月 15 日まで

回収方法:ホームページ上に公開し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:20 歳以上の彦根市在住の日本人

回答総数:175

●多文化共生アンケート結果(自治会用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 7 月 31 日まで

回収方法:全自治会長あてにアンケート用紙を郵送したほか、ホームページでも回答できるよう用意し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:彦根市内の自治会長

回答総数:69

●多文化共生アンケート結果(企業用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)7 月 1 日から 9 月 15 日まで

回収方法:企業内公正選考採用・人権啓発推進月間にかかる協力依頼メール送付に併せて企業へ送付し、メールまたは FAX での回答を依頼。

調査対象:本市に公正採用選考・人権啓発担当者設置届を提出している市内企業

回答総数:45

※本文中の設問や選択肢の表記は簡略化している場合があります。

各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第 2 位以下切り捨て)、合計が 100%にならない場合があります。

●多文化共生アンケート結果(外国人住民用)

実施期間:2020 年(令和 2 年)5 月 1 日から 6 月 15 日まで

回収方法:ホームページ上にやさしい日本語版以外にポルトガル語版、英語版、中国語版の 3 種類を用意し、回答可能な言語で無記名回答を依頼しました。

調査対象:20 歳以上の彦根市在住の外国人

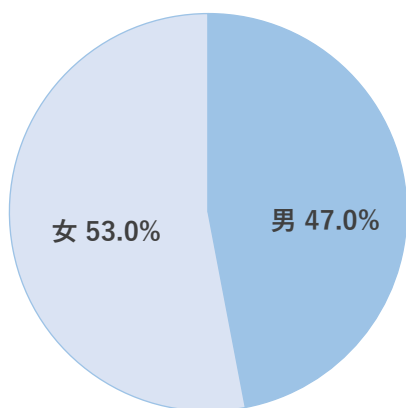
回答総数:100

※本文中の設問や選択肢の表記は簡略化している場合があります。

各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第 2 位以下切り捨て)、合計が 100%にならない場合があります。

=====以下、集計=====

問 1-1 性別を教えてください。

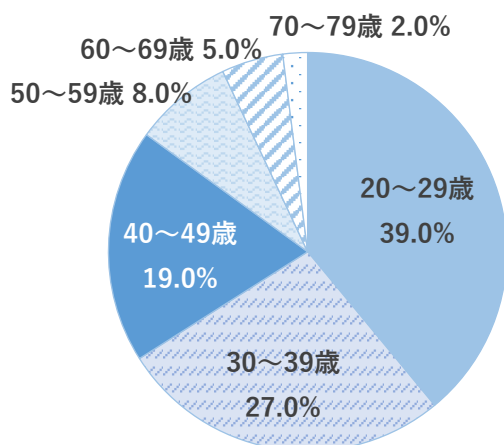


問 1-2 住んでいるところを教えてください。

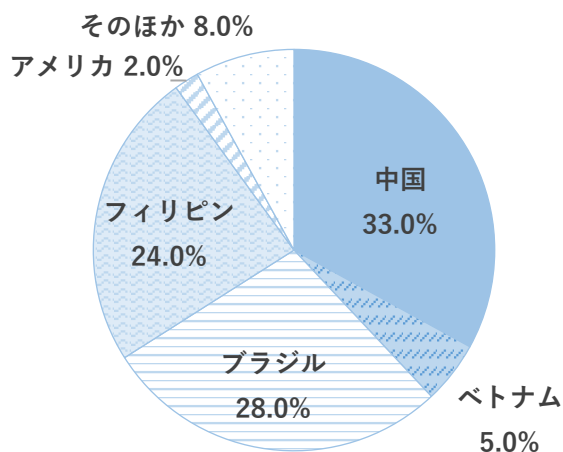


※市民以外の方の回答数は 19 でした。
集計からは除いています。

問 2 何歳ですか。

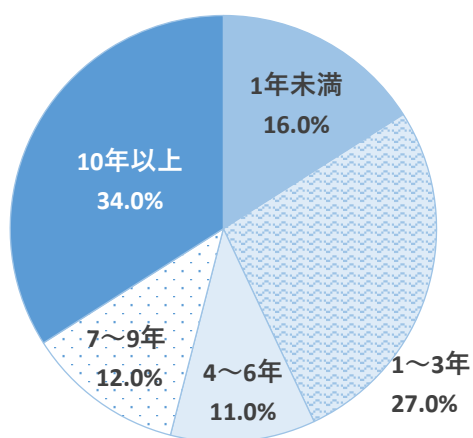


問 3 国籍(地域)を教えてください。

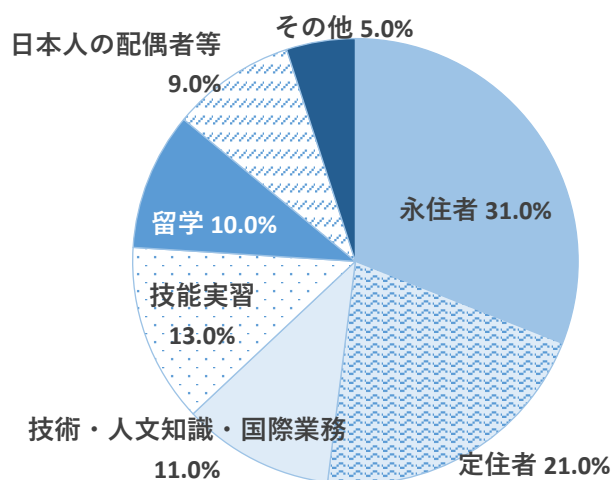


※「その他」は、カナダ 2 人、インドネシア・ボリビア・インド・南アフリカ・フランス・チュニジアの各 1 人

問 4 何年日本にいますか。



問 5 在留資格は何ですか。



問 6 日本語について教えてください。

【聞くこと】

選択肢	回答数	割合
ほぼ聞き取れる	83	69.7%
あいさつくらいなら聞き取れる	31	26.1%
聞き取れない	5	4.2%

【読むこと】

選択肢	回答数	割合
ほぼ読める	65	54.6%
ひらがな・カタカナが読める	29	24.4%
ローマ字が読める	11	9.2%
読めない	14	11.8%

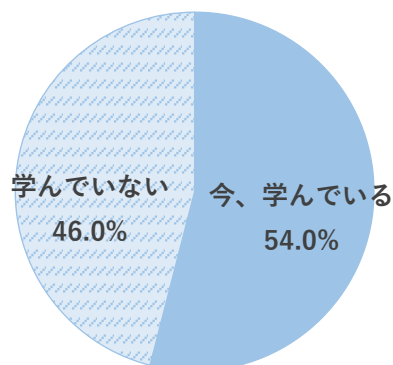
【話すこと】

選択肢	回答数	割合
日常会話ができる	87	73.1%
あいさつくらいならできる	26	21.8%
話せない	6	5.0%

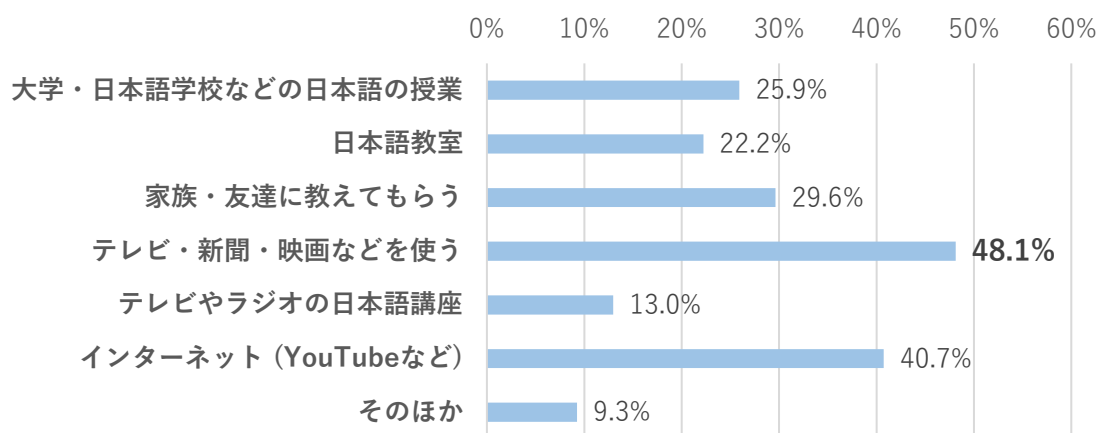
【書くこと】

選択肢	回答数	割合
漢字が書ける	59	49.6%
ひらがな・カタカナが書ける	34	28.6%
書けない	26	21.8%

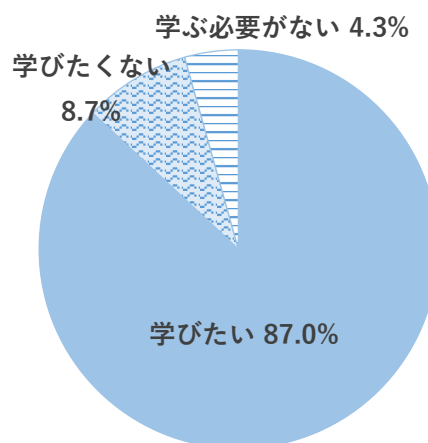
問 7 日本語を学んでいますか。



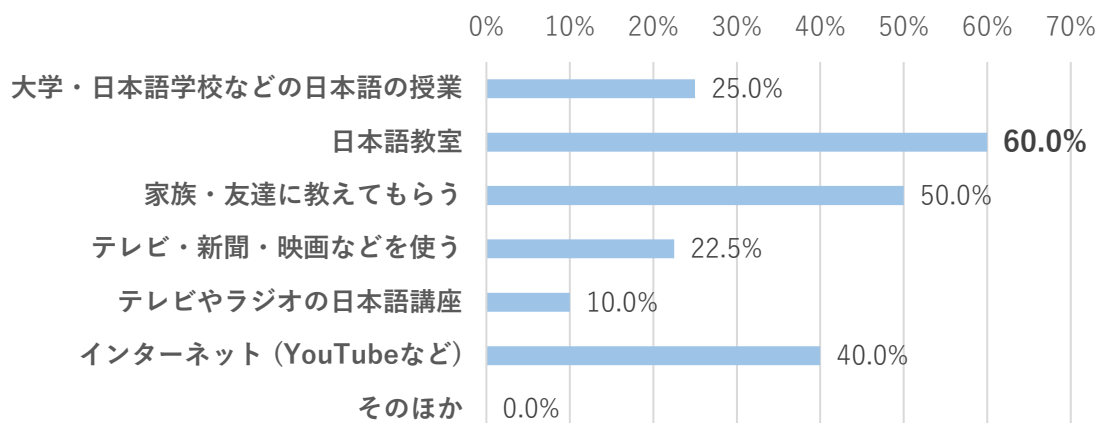
問 8 (問 7 で「学んでいる」と答えた人のみ回答)どんな方法で日本語を学んでいますか。
(3 つまで回答可)



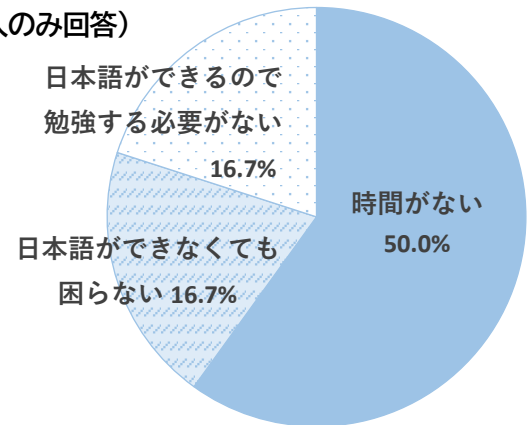
問 9 (問 7 で「学んでいない」と答えた人のみ回答)
日本語を学びたいですか。



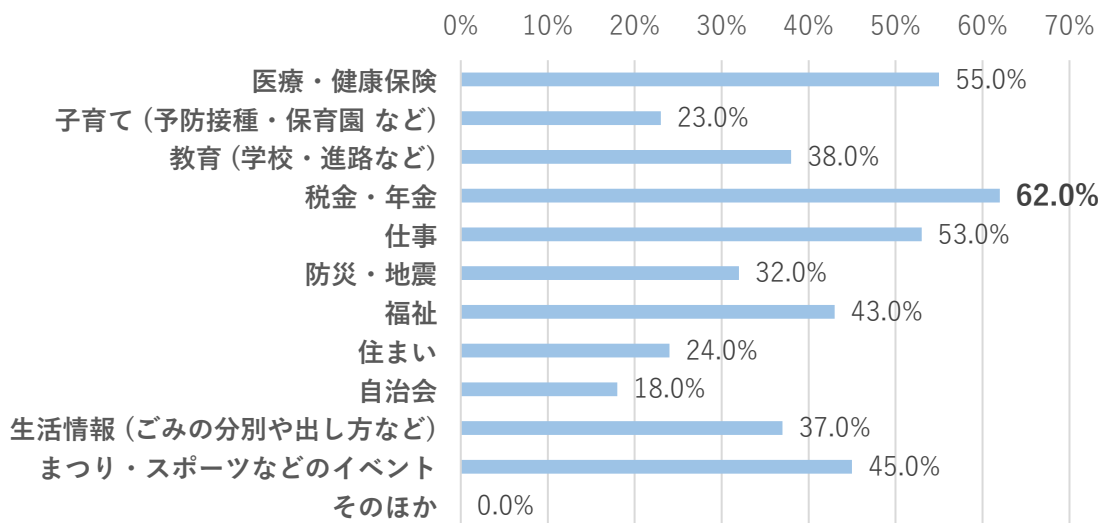
問 10 (問 9 で「学びたい」と答えた人のみ回答) どんな方法で日本語を学びたいですか。
(3 つまで回答可)



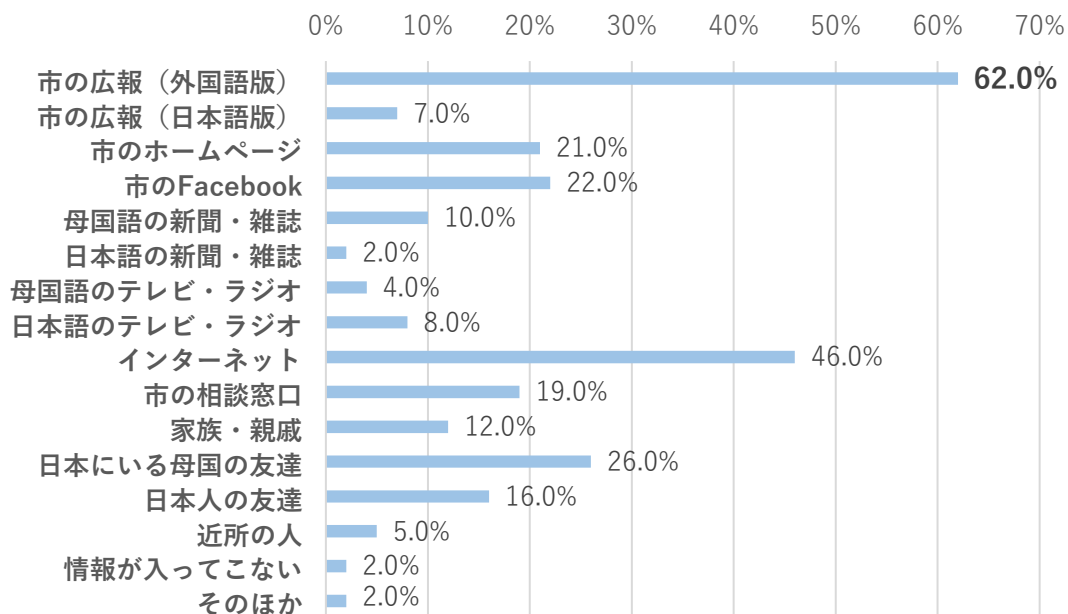
問 11 (問 9 で「学びたくない」、「学ぶ必要がない」と答えた人のみ回答)
それはなぜですか。(3 つまで回答可)



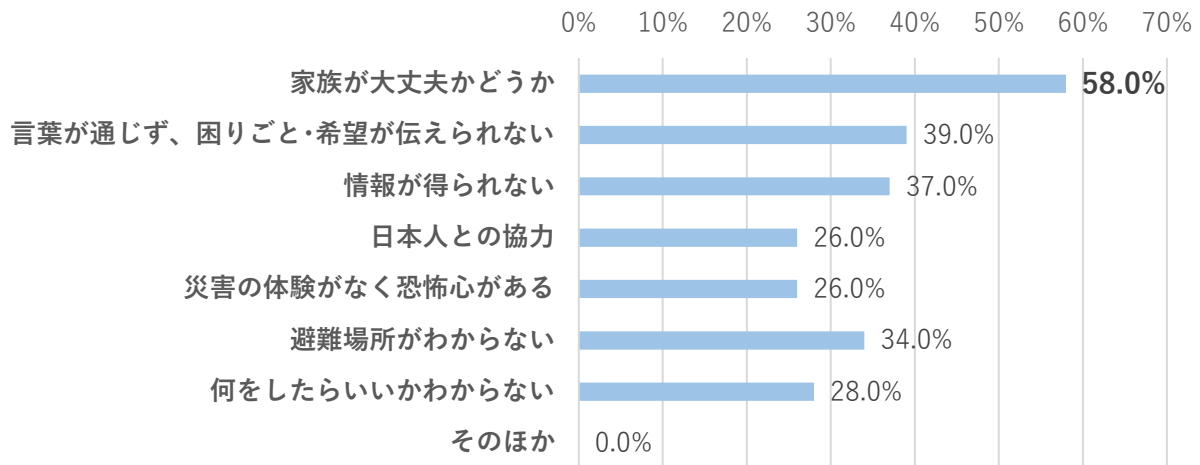
問 12 どんな情報が必要ですか。(あてはまるものをすべて選んでください)



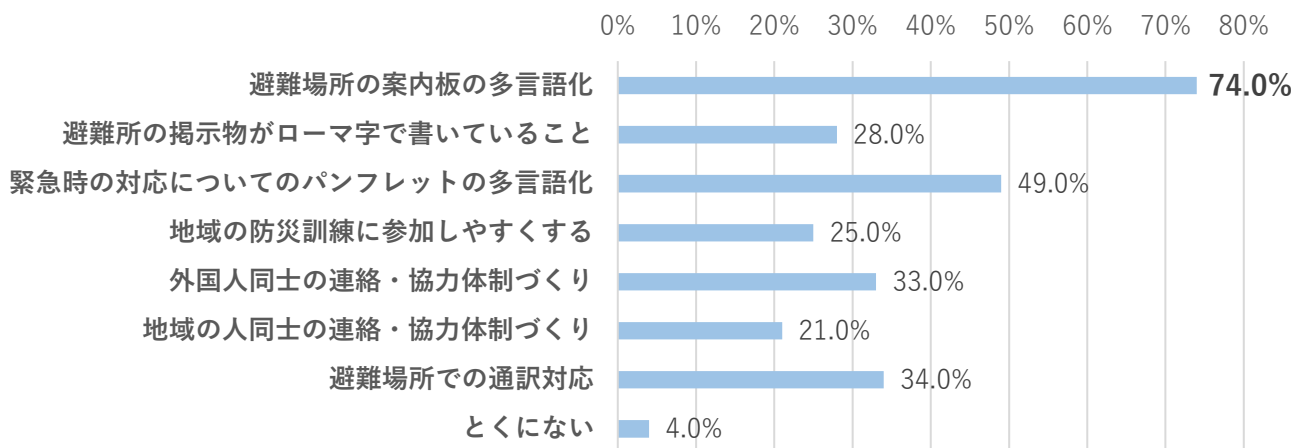
問 13 問 12 で必要と答えた情報はどうやって知りますか。(3 つまで回答可)



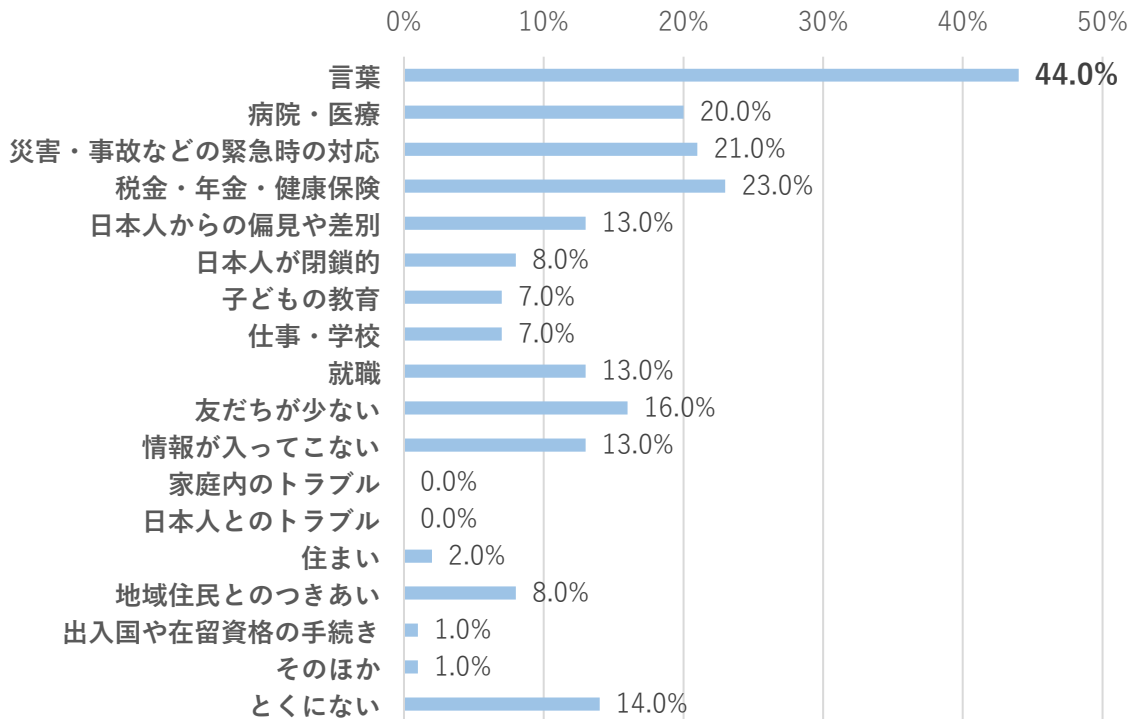
問 14 災害・緊急のときには何が心配ですか。(3 つまで回答可)



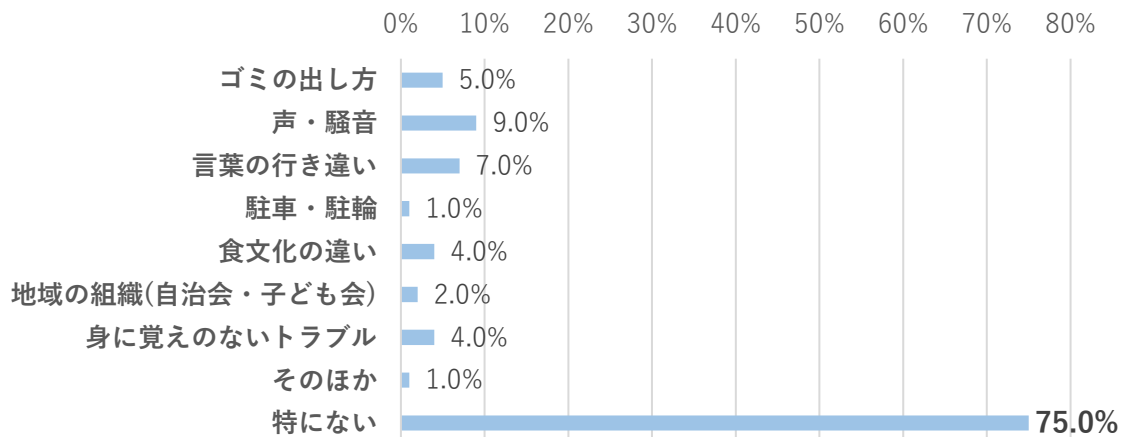
問 15 災害のときのために市にあったらいいと思うものは何ですか。(3 つまで回答可)



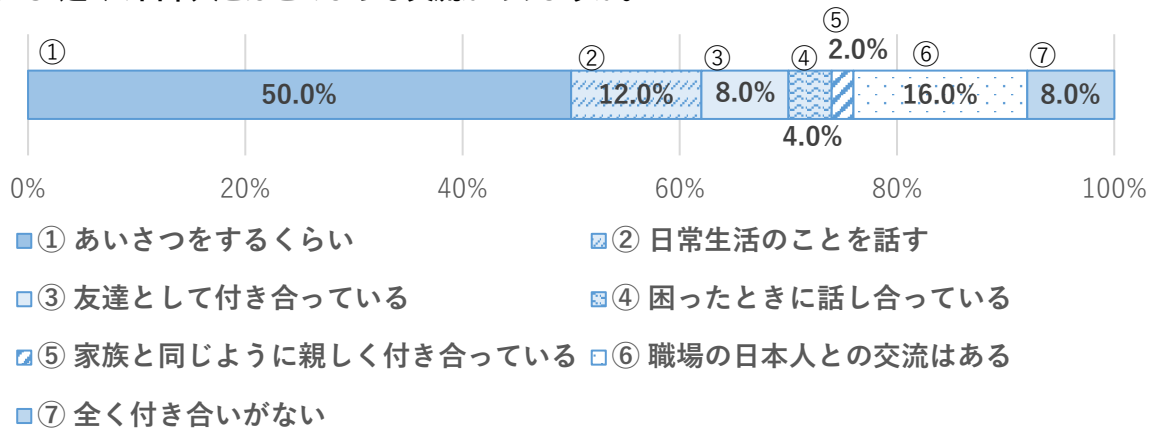
問 16 日常生活で困りごとや不満はありますか。(3 つまで回答可)



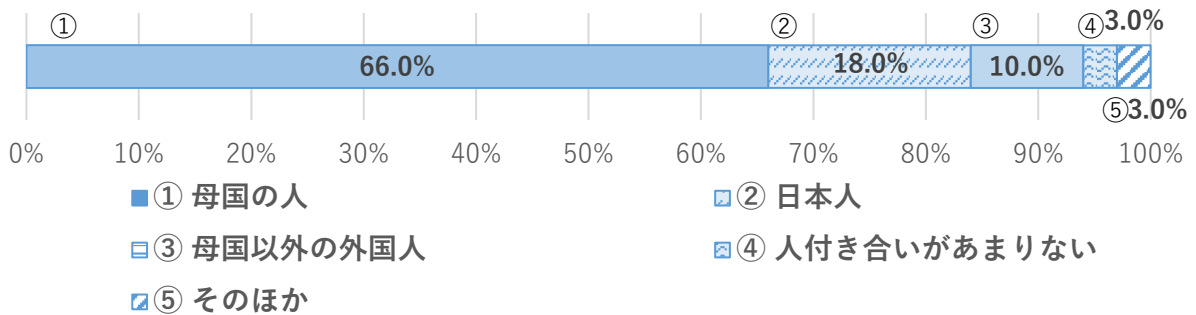
問 17 近くの日本人とトラブルになったことはありますか。(3 つまで回答可)



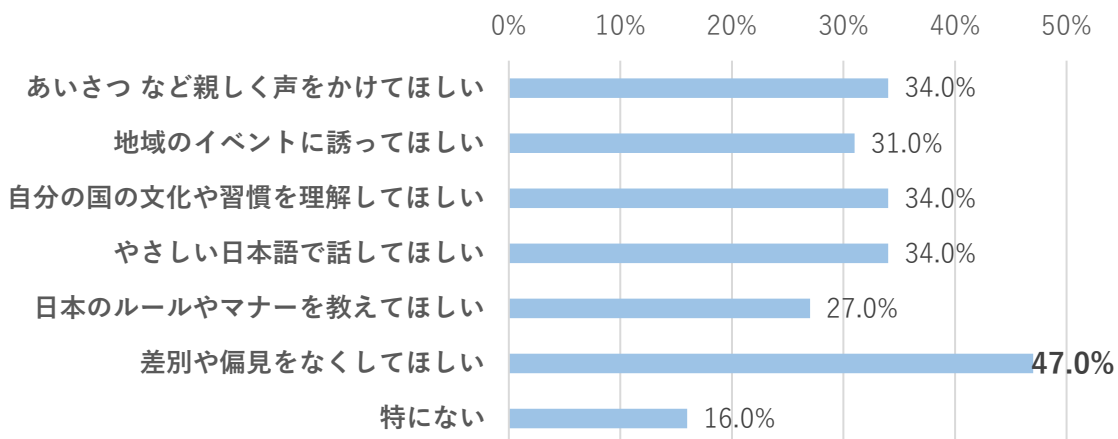
問 18 近くの日本人とはどのような交流がありますか。



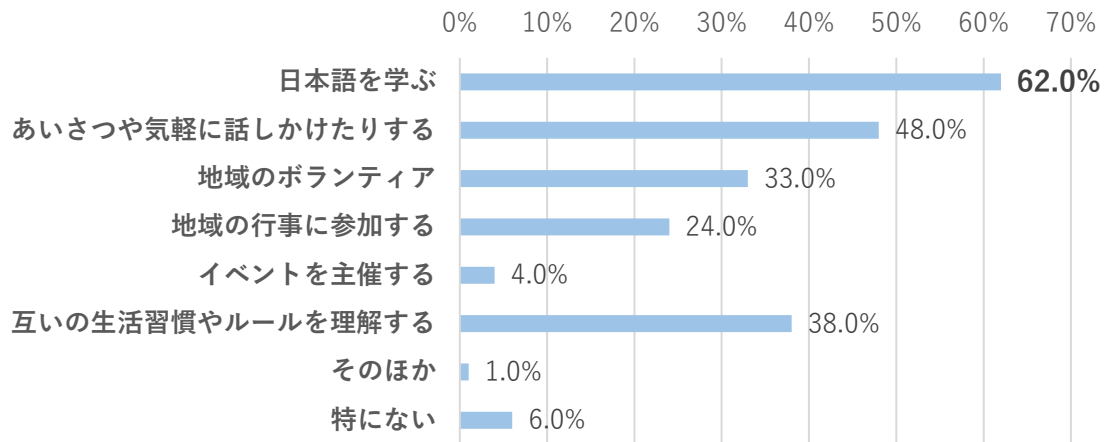
問 19 普段どのような人と交流することが多いですか。



問 20 あなたの周りの日本人に望むことは何ですか。(3 つまで回答可)

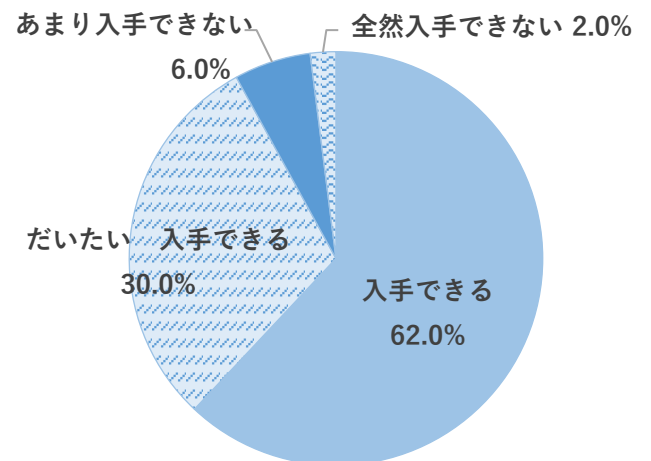


問 21 地域で共に暮らすために、あなたは何ができると思いますか。(3 つまで回答可)

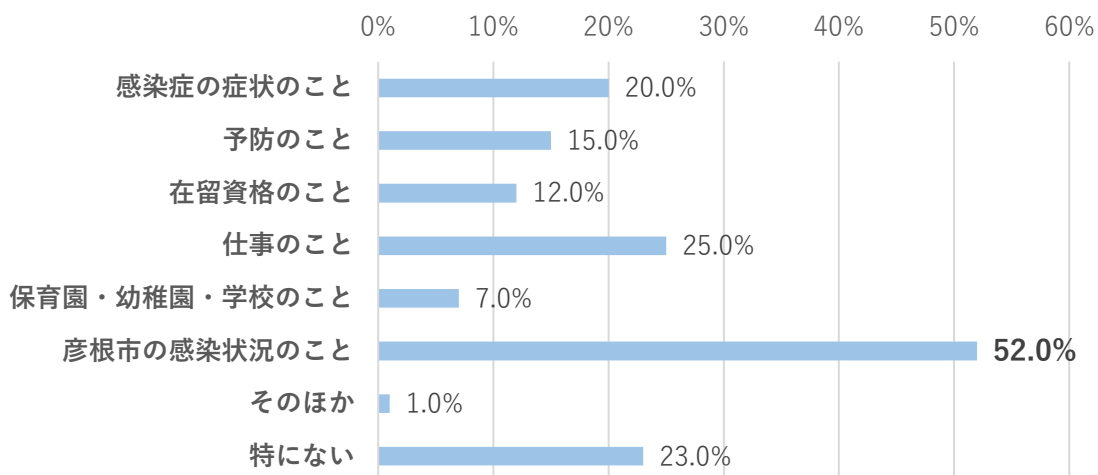


【新型コロナウイルス感染症 について】

問 22 知りたいと思う情報は入手できていますか。



問 23 どんな情報が足りませんか。(3 つまで回答可)



ご意見などありましたら、自由にご記入ください(一部抜粋)。

○彦根市役所は外国人住民に対して意識が高いと思う。通訳サービスの提供や市役所自ら外国人と日本人住民が共に暮らす取組のコーディネーターや様々な情報提供をしている。どちらかと言えば、市などが主催するイベントなどに参加しないことが多いなど場合によって外国人のほうはやや無関心であると思う。従って、できれば市役所のほうから外国人住民の意識向上のためもっと積極的に呼びかけてほしい(直接呼びかけや郵送など)。

○外国人コミュニティに対してこのアンケートが良い結果をもたらすように期待している。同じ地域住民であることや日本人同様税金も納めているので対等な扱いを願っている。外国人住民への気配りありがとうございます。

○外国人コミュニティへの対応へ感謝の気持ちを伝えたい。ありがとうございます。

○このアンケートに協力できてとてもうれしく思う。これを通じて私たちのことをもっと理解していただいて、日本人住民とどのように暮らせばいいか、参考にしてもらいたい。

○外国人住民が安心・安全に暮らすためには、外国人住民の声を聞くことはとても大事だと思う。

○送付物は日本語ばかりで読めないなので、市が送る文書をすべて外国語に翻訳してほしい。

○通訳者に本当に感謝しています、ハローワークや年金事務所に通訳がいればいいと思う。

○市の通訳サービスはいつも素晴らしい。ありがとう。彦根市は外国人をととても歓迎してくれているように感じる。

○外国人の多くは日本語が読めないなので、情報・申請書・書類等が英語併記だといいと思う。

○バスのスケジュールやバス停の名前などせめてローマ字で書いてほしい。

●多文化共生アンケート結果(日本人住民用)

実施期間:2020年(令和2年)5月1日から6月15日まで

回収方法:ホームページ上に公開し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:20歳以上の彦根市在住の日本人

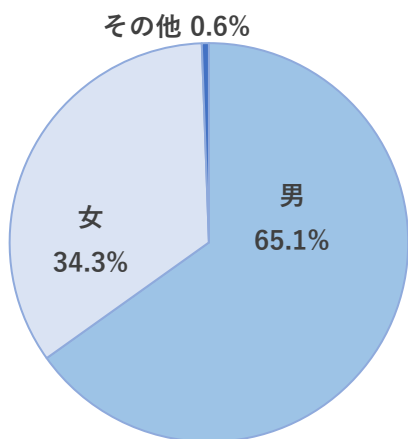
回答総数:175

※本文中の設問や選択肢の表記は簡略化している場合があります。

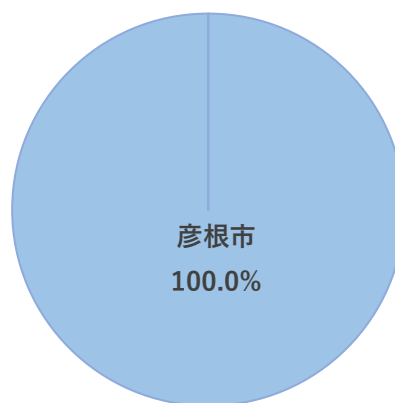
各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第2位以下切り捨て)、合計が100%にならない場合があります。

=====以下、市内のみ集計=====

問1-1 性別を教えてください。

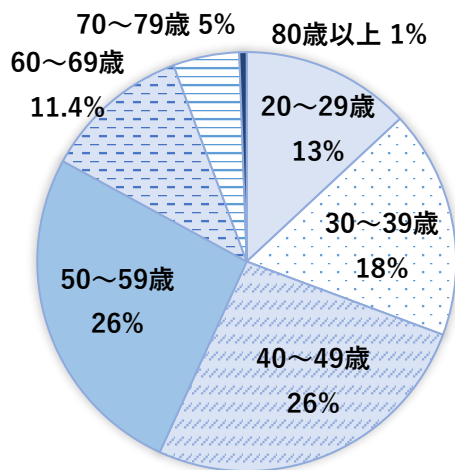


問1-2 住んでいるところを教えてください。

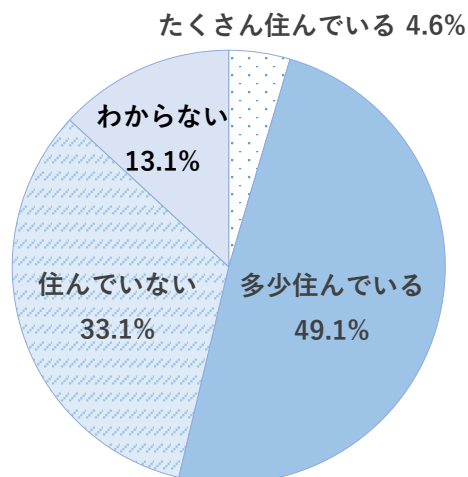


※市民以外の方の回答数は45でした。
集計からは除いています。

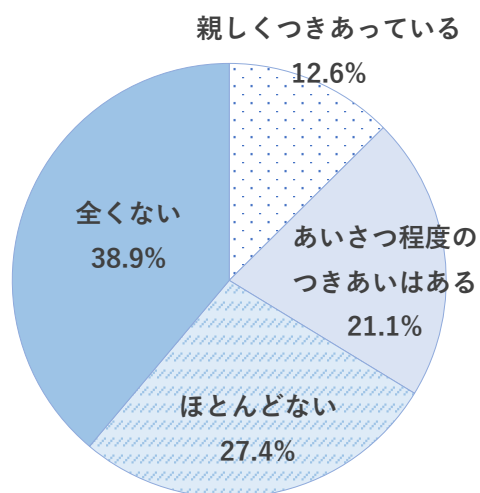
問2 何歳ですか。



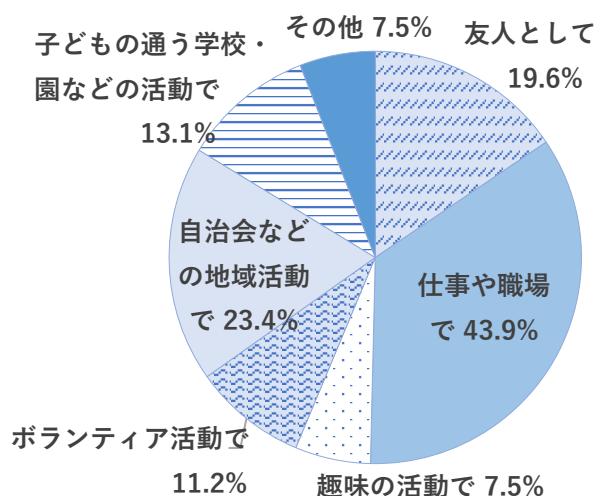
問3 近くに外国人住民が住んでいますか。



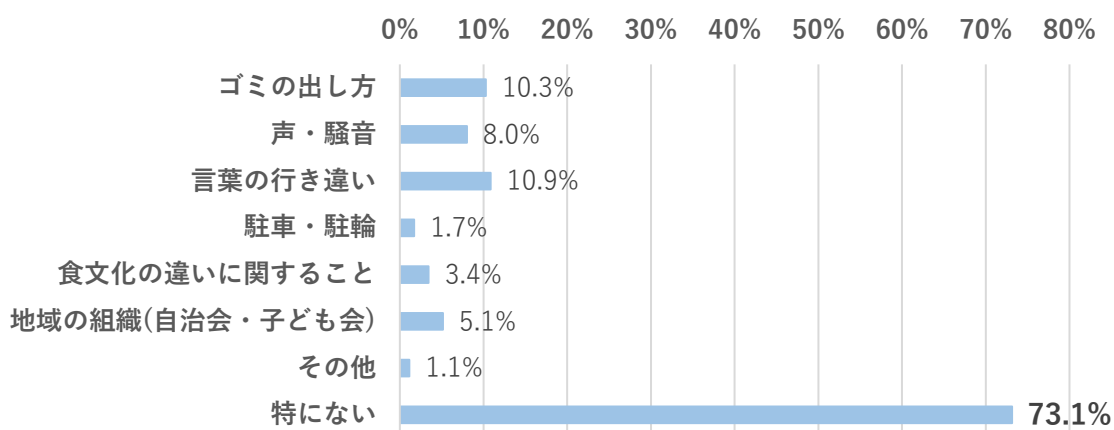
問 4 外国人住民との付き合いはありますか。
(ありましたか)



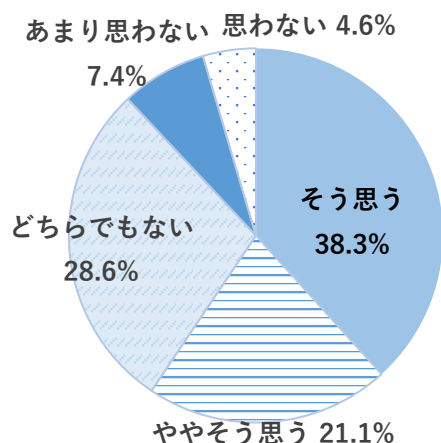
問 5 (問 4 で「全くない」を選択した以外の人)
どんな付き合いがありますか。(3 つまで回答可)



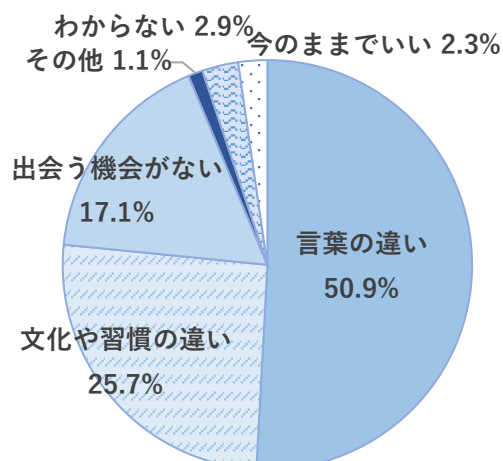
問 6 近隣の外国人住民との間で困ったことはありますか。(3 つまで回答可)



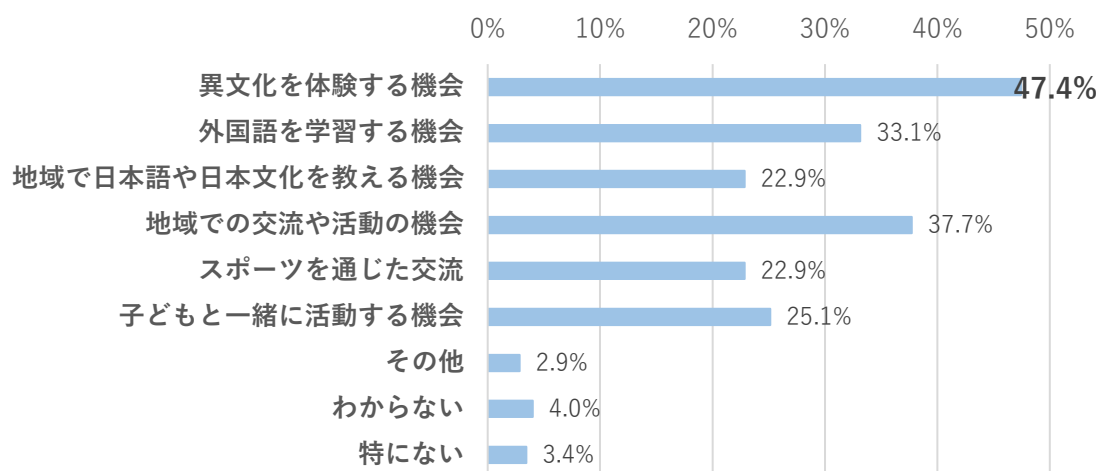
問 7 地域社会や仕事場、学校やイベントなどで、
外国人住民と交流したり、関わりを持ちたいと
思いますか。



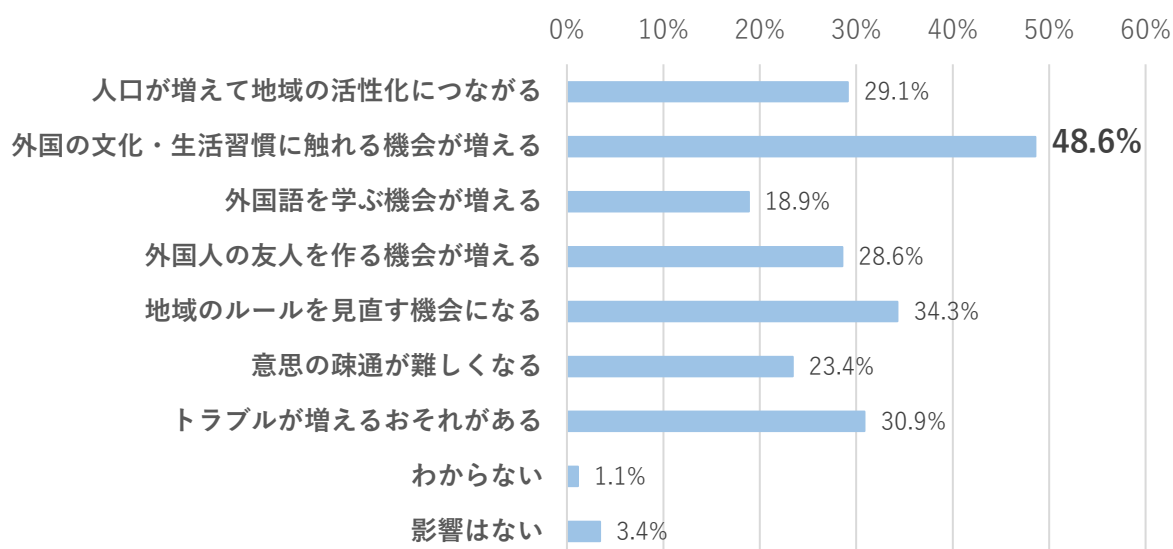
問 8 外国人住民との交流で壁となること
(なると思われること)はありますか。



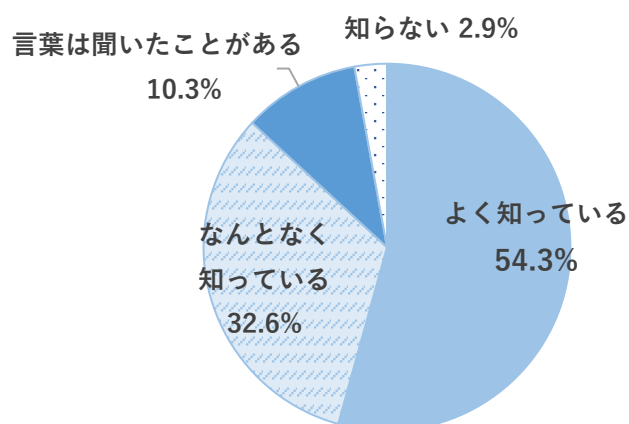
問 9 外国人住民と相互に理解を深めるためにはどんな機会があればいいと思いますか。
(3 つまで回答可)



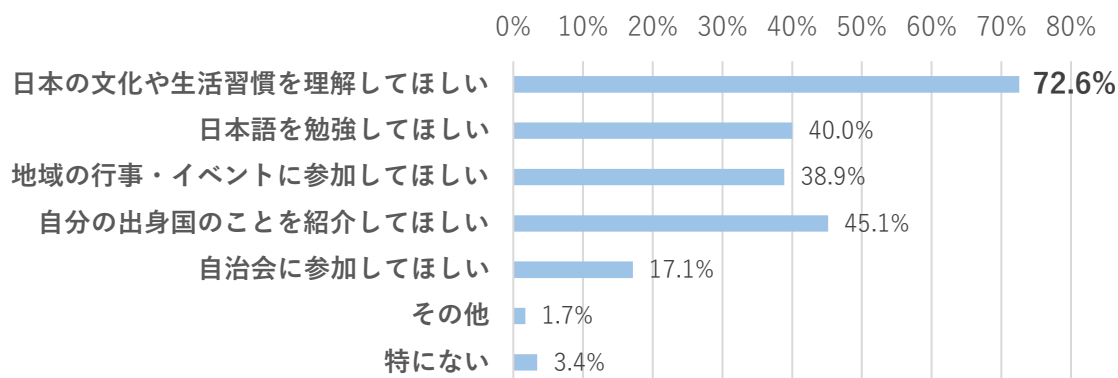
問 10 地域に外国人住民が増えることについてどう思いますか。(3 つまで回答可)



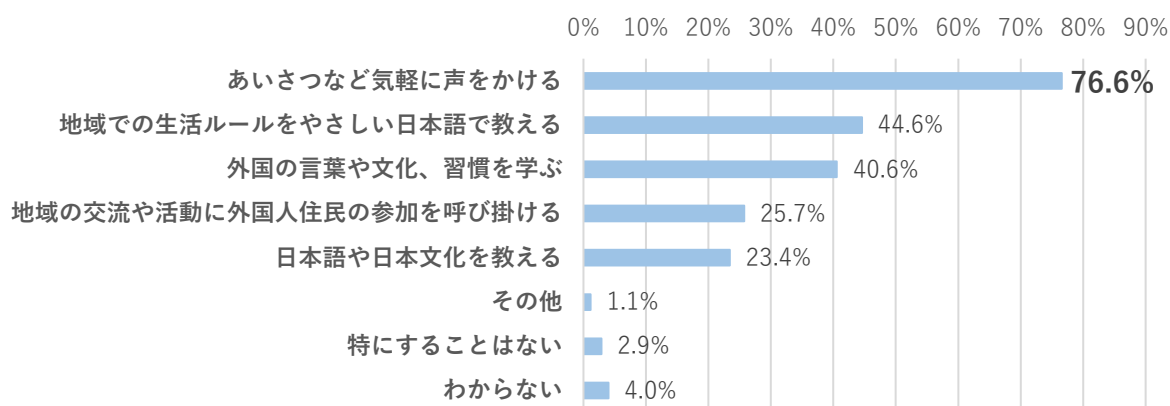
問 11 多文化共生という言葉を知っていますか。



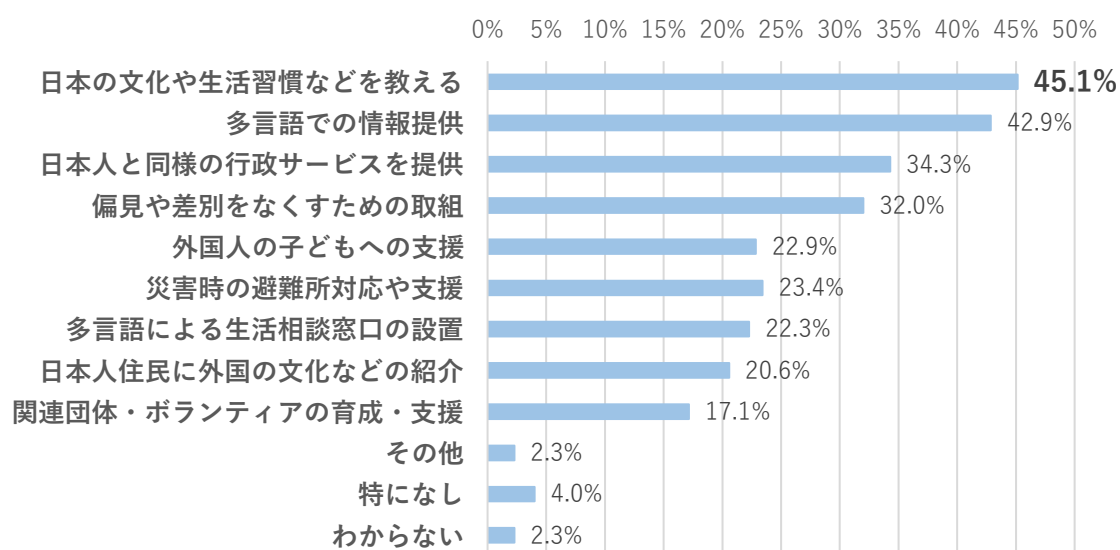
問 12 日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作るために、外国人住民に望むことは何ですか。(3 つまで回答可)



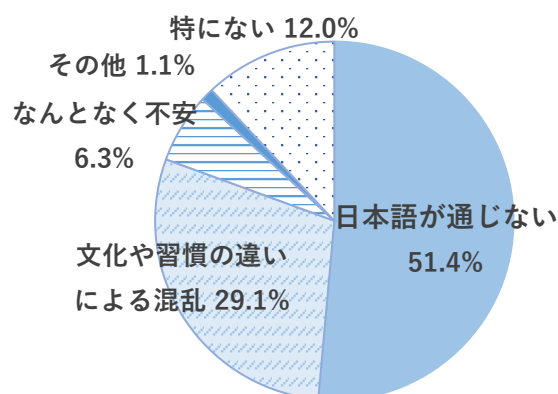
問 13 日本人住民と外国人住民がともにいきいきと暮らせる社会を作るために、あなたは何かできると思いますか。(3 つまで)



問 14 日本人住民と外国人住民がともに生き生きと暮らせる社会を作るために、市はどんなことに力を入ると良いと思いますか。(3 つまで)



問 15 災害時に外国人住民と一緒に避難するうえで、
不安に思うことはどんなことですか。



ご意見などありましたら、自由にご記入ください(一部抜粋)。

- ・どこにどれくらいの外国籍の人が住んでいるか、自治会で把握しておく必要があると思う。
 - ・彦根市の取組がイマイチで魅力が無い。発信力がない。
 - ・このアンケートの選択肢を含め、なんとなく、日本人側が、受け入れてやっている感がある。日本語を勉強してから来たらいいのに、みたい。もちろんツールとして日本語を知ってくれていたら助かるのですが。外国人とされる方も、日本人も、みんなが無理せず暮らせたらいいですね。
 - ・日本人に対してもっと外国人への理解を深めさせる必要があると思うし、日本人がルールを守らないので、それをマネして外国人が注意されるというトラブルが発生しているので、日本人をもっと教育するべきだと思う。
 - ・これまでもされていますので、これからもさらに継続して防災訓練や役所の窓口、ホームページなどで「やさしい日本語」を使うような雰囲気作りが大切だと思う。
 - ・他市のように、彦根市をもっと外国人へのアプローチを幅広く行えばよいのに、と感じていた。これを機にさまざまな意見を集め、彦根市がより活性化すればいいと思う。特に大学との連携が鍵になると感じている。
 - ・やさしい日本語について啓発してほしい。
- 他市の広報を見る機会があり、やさしい日本語について関心を持ちました。外国語を学ぶよりも、やさしい日本語について知る方が、多くの人にとって心理的なハードルが低いと思うので、彦根でも啓発したらいいかなと思う。(もう既にしていっちゃいましたらすみません)
- ・私たちは外国籍の方を好意的に思っていることを積極的に伝えてほしい。
 - ・幼稚園、小学校などの PTA 役員は外国人だから、日本語が話せないからというような理由で免除されることが多いようだが、それは当人からしたら良いことなのか？そこでもコミュニケーションがとれるようになったらその外国人の方も楽しんで地域にも馴染めるようになるのではないかと？当人が面倒だからやりたくないと言うのであれば良いが、何も言わずに免除するのではなくやるか、やらないかの選択をさせてあげたい。地域に溶け込めるきっかけを作っていってほしい。
 - ・地域団体や NPO 団体に頼るのはいいが、いずれにしてもマンパワーの維持・確保は難しいので、地域住民に外国の習慣などについて教えることが先決では無いかなと思う。そうすれば私たちから見て外国

人住民の方が奇怪な行動(宗教上の都合)をしていても、理解があるため不審に思うことは無いし誤解することも無くなる。多文化共生について調べる中で、イスラム教徒の信徒達がお祈りをするために集まる。しかしそれを見た地域住民が誤解し通報した事例があるので、そういったことにも理解を示さなければならない。また外国人住民が地域行事に参加し、自国の文化や料理などを紹介している地域がある。彦根市でも似たようなことをするべき(ワークショップなどやっていると聞いたことが無いので)。

少なくともインバウンド観光客などへの対応(多言語案内)は十分だとは思う。だが在住する上ではまだまだ住みやすい環境とは言い難いと思う。言葉の壁、制度の壁に関しては言わずもがな。心の壁対策に向けて外国人コミュニティを形成しておくべきでは無いかと思う。

とりあえず私が1番言いたいことは、地域住民の外国人に対する知見を深める事が最優先であるということだ。

- ・市内にたくさんブラジル人が住んでいるため、ポルトガル語を勉強したいと考えている。単発ではなく、他市のように継続したポルトガル語教室を開催してほしい。

- ・自分が外国に暮らしたと仮定して、何があれば暮らしやすいかを想像し、外国籍のかたも幸せに暮らせる支援をお願いしたい。

- ・外国人住民と括らずに、高齢者、視覚障害や聴覚障害、身体障害をお持ちの方も、共に相手の事を思いやり、全員が等しく市民として、同じ支援が受けられるように、対応方法を尽くすのが必要だと思う。

- ・日本人は、日本のしきたりや風習を押し付ける傾向が強すぎる。

- ・それぞれの国の言語をはじめ風習、習慣や生活様式を理解しようとしなない。

- ・気軽にあいさつを交わし、お互いが、(誰もが)幸せになれるような関係をつくる。

- ・いろんな外国人と色んな日本人が、色んな活動を通じてもっと交流できたらいい！

外国人が、困っている事やどうしてほしい、日本人や近所の人に何が言いたいか？も、もっと色んな人に知ってもらうことが大事ではないか。

まだまだ一部の活動になっている気がする。大変ですが頑張ってください。

●多文化共生アンケート結果(自治会用)

実施期間:2020年(令和2年)5月1日から7月31日まで

回収方法:全自治会長あてにアンケート用紙を郵送したほか、ホームページでも回答できるよう用意し、無記名回答を依頼しました。

調査対象:彦根市内の自治会長

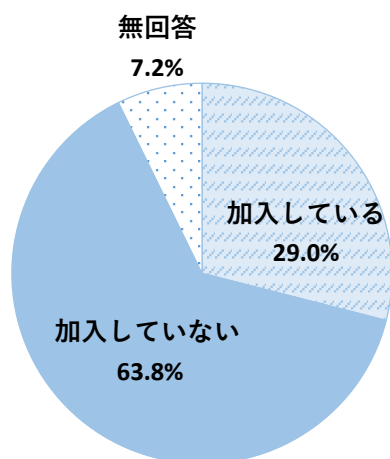
回答総数:69

※本文中の設問や選択肢の表記は簡略化している場合があります。

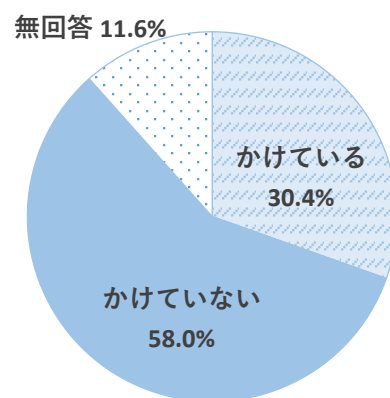
各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第2位以下切り捨て)、合計が100%にならない場合があります。

=====以下、集計=====

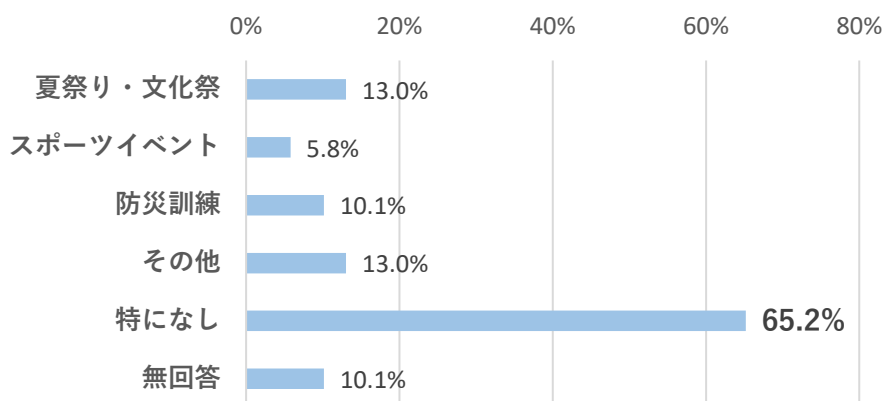
問1 あなたの自治会の区域(以下、「地域」という。)にお住まいの外国人の方は、自治会に加入していますか。



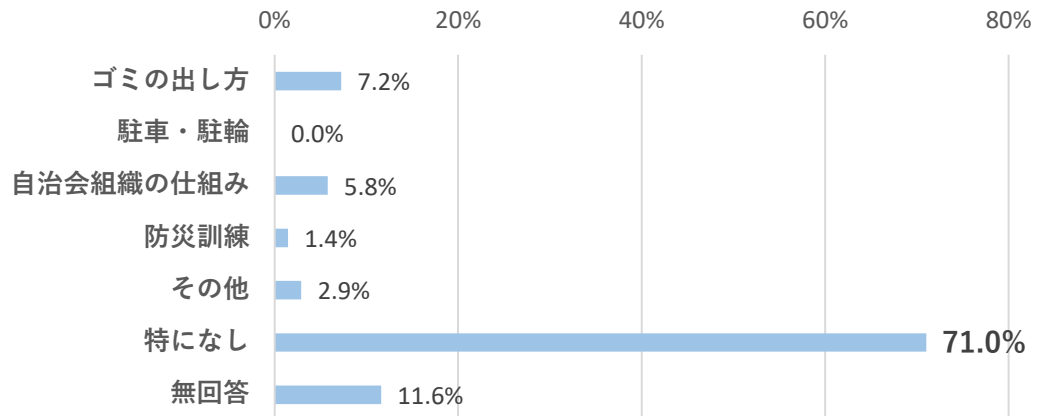
問2 自治会加入について、外国人の方に声をかけていますか。



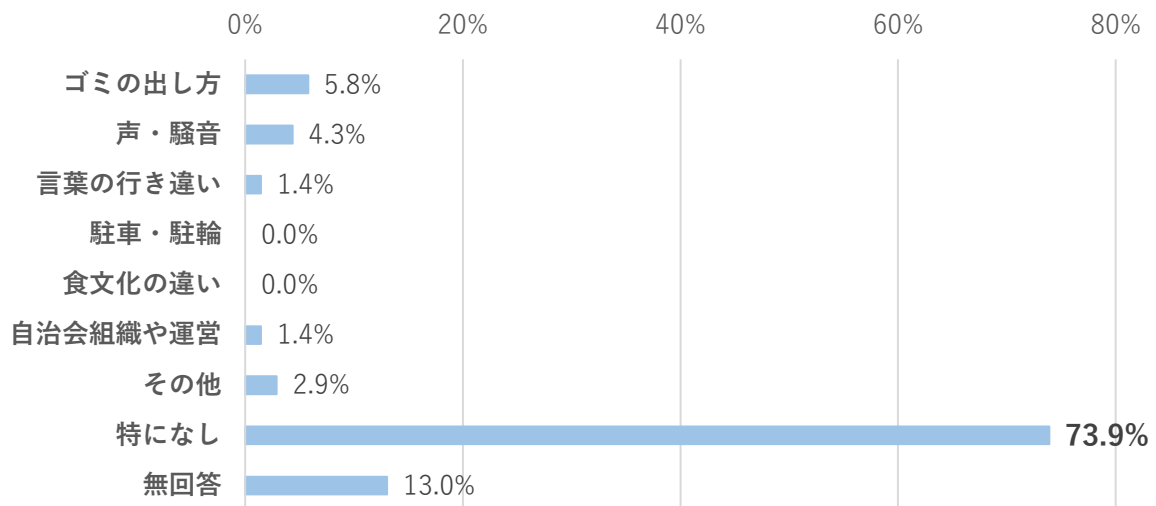
問3 自治会加入の有無に関わらず、外国人の方が参加されている活動はありますか。(複数回答可)



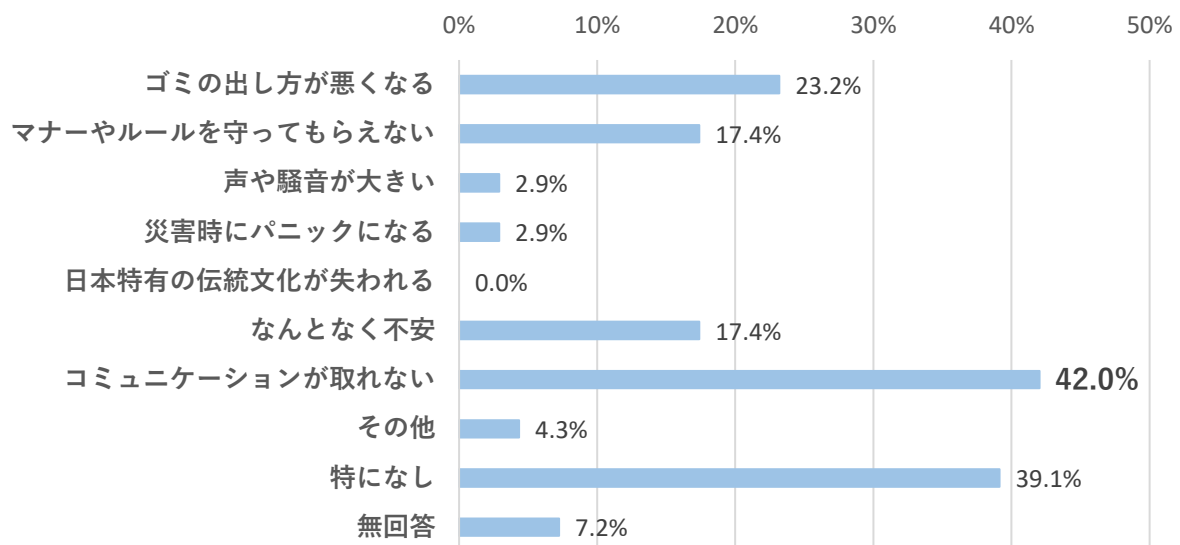
問 4 地域にお住まいの外国人の方からどんな相談を受けたことがありますか。(複数回答可)



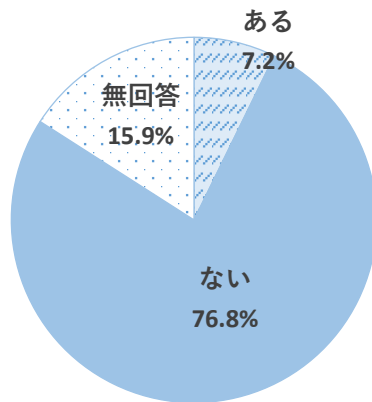
問 5 自治会で外国人の方とのトラブルはありますか。(複数回答可)



問 6 外国人の方が増えることで心配に思うことはありますか。(複数回答可)



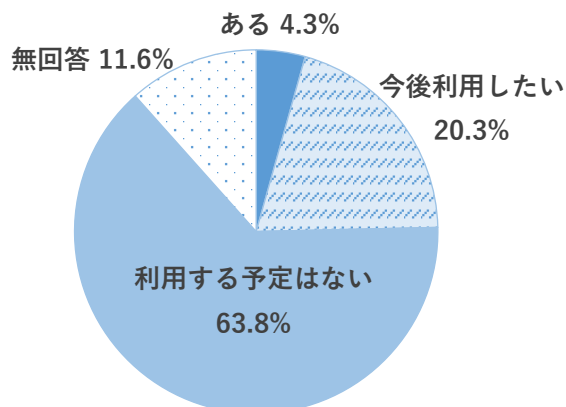
問 7-1 地域で外国人の方と共に気持ちよく暮らすために、工夫していることはありますか。



問 7-2 (問 7-1 で「ある」と答えた方のみ)
具体的にどんなことですか。

- ・日本語の通じない方がおられるので、組長さんや会長に困ったことがあれば声をかけてもらうように、特に配慮している。
- ・出会い時に挨拶や声かけを積極的に行っている。
- ・英語を話せる人に通訳をしてもらっている。

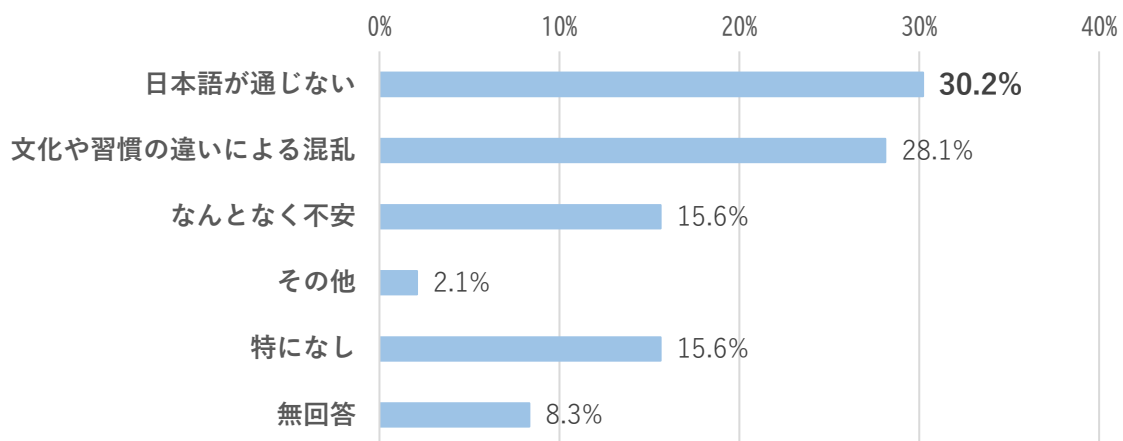
問 8-1 市の多文化共生についての出前講座を利用したことはありますか。



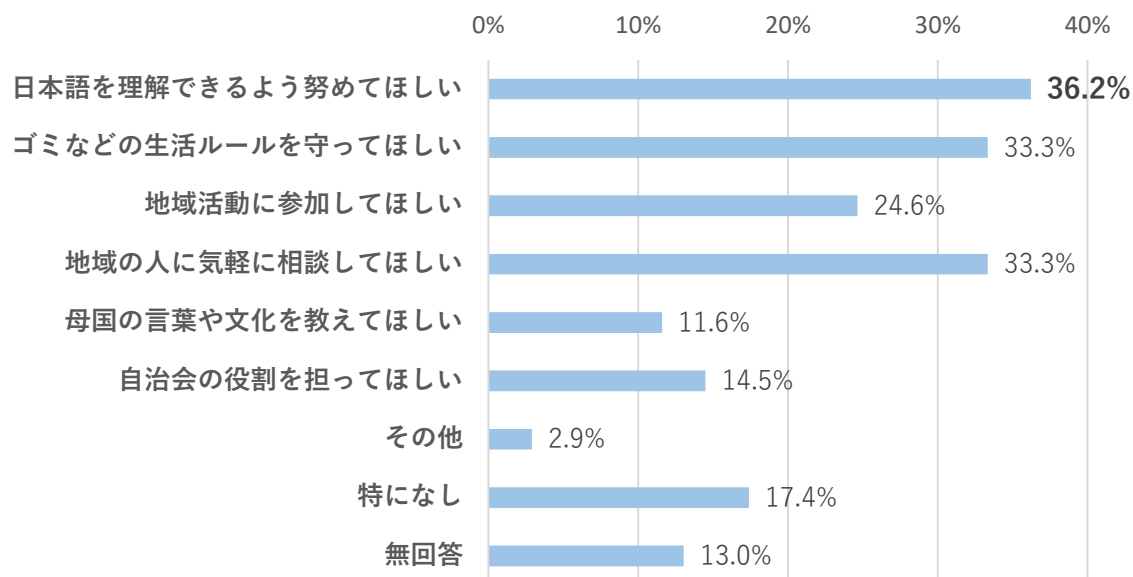
問 8-2 (問 8-1 で「ある」と答えた方のみ)
具体的にどんな内容でしたか。

- ・人権講習会
- ・現在該当しなくとも LGBT、部落問題含め不要な違和感を持たず、共生出来る社会へ変革していく。

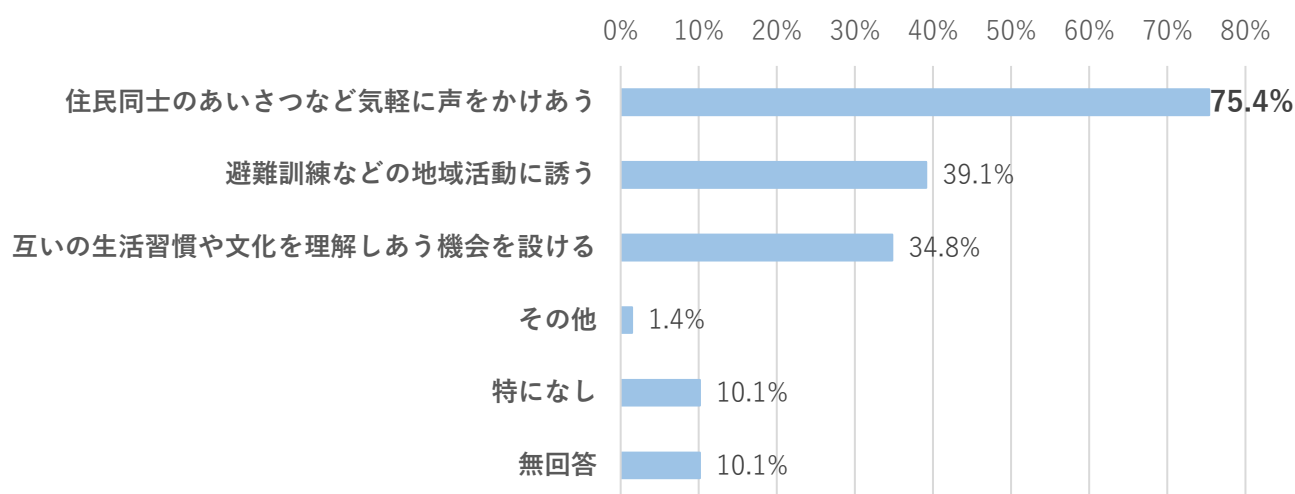
問 9 地震などの災害時に避難所運営を行う際、外国人の方が避難してきたときはどのようなことが心配ですか。(複数回答可)



問 10 地域社会の構成員として、外国人の方と共に気持ちよく暮らすために外国人の方に望むことは何ですか。(複数回答可)



問 11 地域社会の構成員として、外国人の方と共に気持ちよく暮らすために自治会では何ができると思いますか。(複数回答可)



○その他、ご意見等がありましたら、100字以内でご自由にご記入ください(一部抜粋)。

- ・現在、当自治会内に外国人居住が無いため、今回内容について考えたことはなかったが、ダイバーシティの観点で、居住された場合自治会の一員となってもらい共生していきたいと考えている。
- ・互いの文化や習慣を理解し合うことが重要。そのための交流会などを定期的に行うとか、各種サークル活動への勧誘を行う。
- ・最近スマホを利用した言語翻訳が可能となっているので、これらを利用してコミュニケーションをとり外国人の方を迎えていきたい。今のところ自治会に入会する外国人の方は世帯で来日し一戸建て

住宅に住む人に限られており、ごく少数である。

- ・最初は捨て猫保護で大変困った。今は一匹となったが、野良猫が近寄り、御飯をもらったり、家に住み着いたりするなどマナーが少し悪いので困る。やはり言葉を理解してもらいたいです

- ・規模が大きい為にもっと交流ができれば良いのであるが、現在の所、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の為に自治会活動を自粛している現状から難しい面も見受けられる。

- ・現在は、自治会内に外国人は住んでいないが、今後住まれることがあれば、積極的にコミュニケーションを取っていきたいと考えている。

- ・互いの文化を尊重しながら文化の多様性を高め、新しい豊かな文化を高めていく。おもてなしは、思いやり、互いが相手の気持ち、文化を想像することで豊かさ優しさが増幅する。

- ・今後ますます少子高齢化で外国人に頼ることも多くなると思うので外国人と互いに理解を深めたいと思う。

- ・学区の一部に外国人労働者(研修生)を受け入れているところがあるが、滞在期間が不明な場合や、管理者が地域との交流を進めていないなど受け入れる方に問題が多い。

- ・加入を呼びかけてはいるが、加入されない。町の行事や自治会にも入ってもらえるといいが、その面では難しい。

●多文化共生アンケート結果(企業用)

実施期間:2020年(令和2年)7月1日から9月15日まで

回収方法:企業内公正選考採用・人権啓発推進月間にかかる協力依頼メール送付に併せて企業へ送付し、メールまたはFAXでの回答を依頼。

調査対象:本市に公正採用選考・人権啓発担当者設置届を提出している市内企業

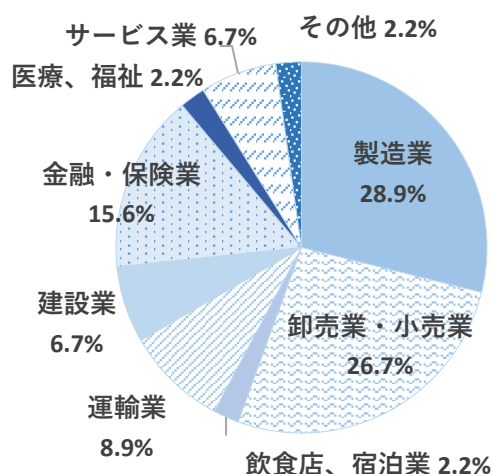
回答総数:45

※本文中の設問や選択肢の表記は簡略化している場合があります。

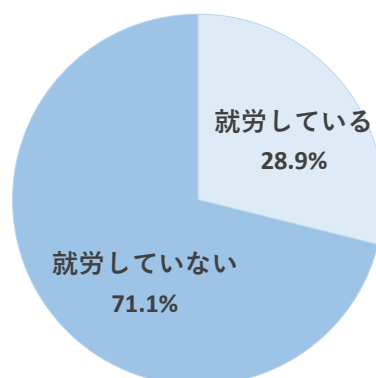
各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数点第2位以下切り捨て)、合計が100%にならない場合があります。

=====以下、集計《一部抜粋》=====

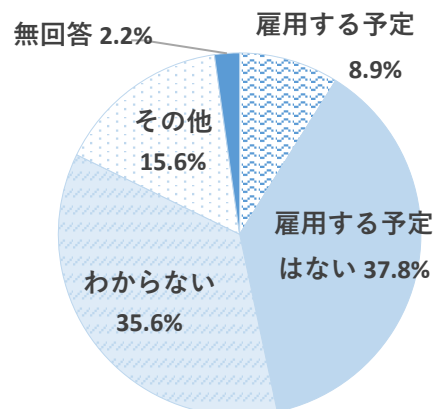
問1 貴社の業種を教えてください。



問2 現在外国人が就労していますか。
(派遣・業務請負を含む)

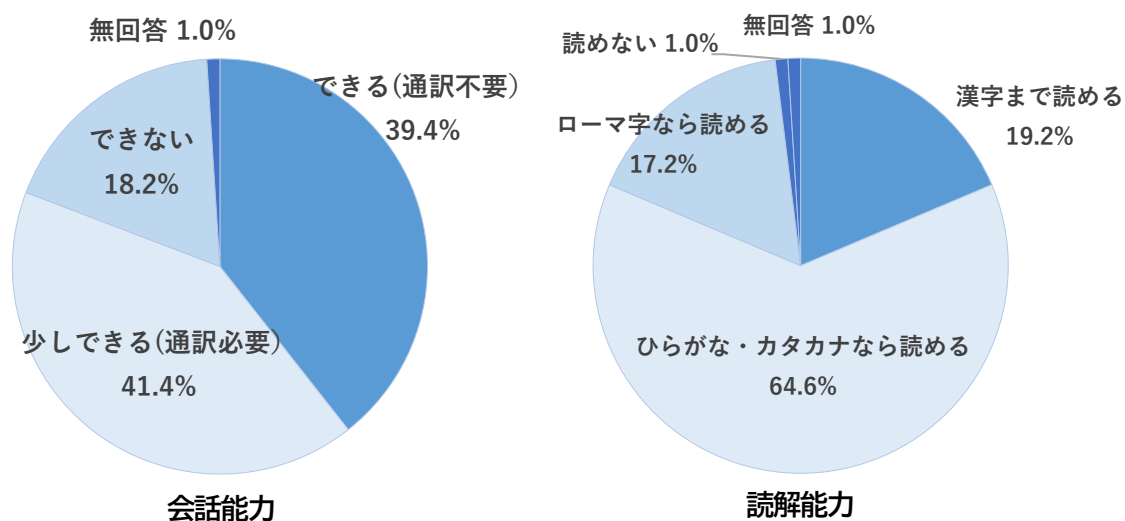


問3 外国人労働者の雇用に関する今後の方向性を教えてください。

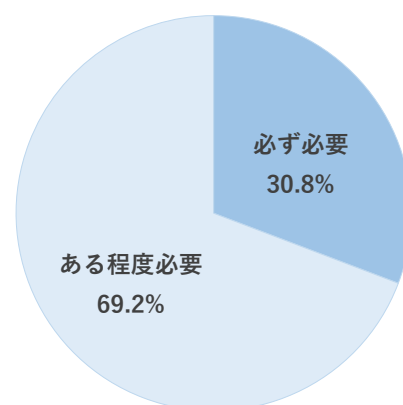


※以下の設問は問2で「就労している」を選択した企業のみが回答

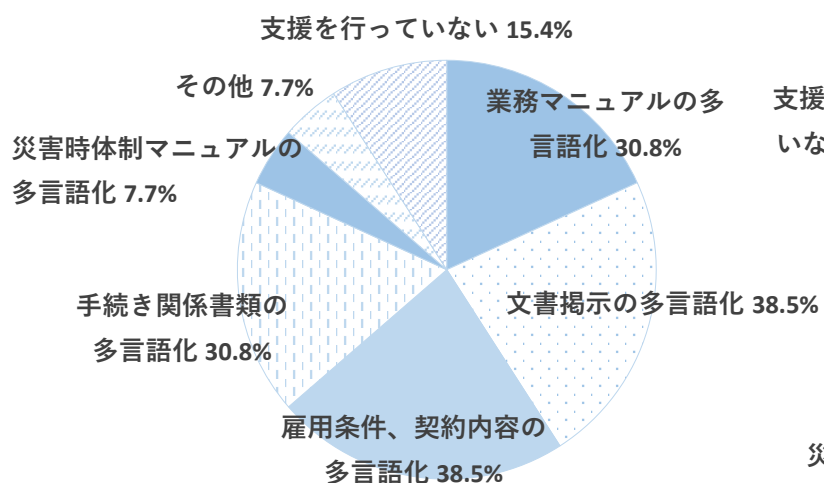
問10 直接雇用している外国人の日本語の会話能力および読解能力について



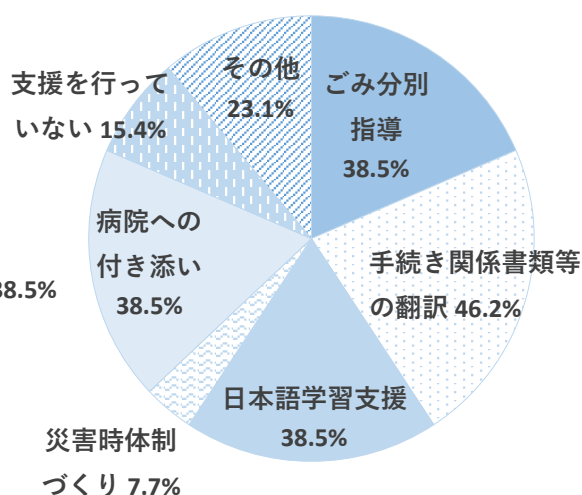
問11 業務上外国人労働者の日本語能力を必要としていますか。



問13 外国人労働者への就労環境支援
(複数回答可)



問14 外国人労働者への日常生活支援
(複数回答可)



第 2 次 彦根市多文化共生推進プラン

2021 年 3 月

発行:彦根市

編集:企画振興部人権政策課 多文化共生係

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

TEL (0749)30-6113

FAX (0749)24-8577

E-Mail kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp